

# 季刊 社会保障研究

貸出用

Vol. 43

Summer 2007

No.1

## 研究の窓

- 「社会的排除」に関する実証研究の成果を届けるにあたって ..... 阿 部 彩 2

## 特集：社会的排除と社会的包摶—理論と実証—

- 排除されているのは誰か？—「社会生活に関する実態調査」からの検討 ..... 菊 地 英 明 4
- 潜在能力アプローチにおける社会的選択問題  
—「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」社会的評価は形成可能か？—  
..... 後 藤 玲 子 15
- 日本における社会的排除の実態とその要因 ..... 阿 部 彩 27
- 就業者における社会的排除—就業の二極化への示唆—  
..... 西 村 幸 満・卯 月 由 佳 41
- 子どもの貧困の動向とその帰結 ..... 大 石 亜希子 54

## 判例研究

- 社会保障法判例 ..... 大 原 利 夫 65
- 一神戸市職員及び兵庫県職員が児童扶養手当の受給要件  
を説明せず、不正確な回答にとどめたことは違法である  
が、故意過失及び因果関係が認められないとして国家賠  
償法上の損害賠償請求が棄却された事例（神戸市垂水区  
役所事件控訴審判決）—

## 書 評

- 鈴木勉・植田章編著『現代障害者福祉論』 ..... 勝 又 幸 子 73
- 橋木俊詔・浦川邦夫著『日本の貧困研究』 ..... 太 田 清 77



国立社会保障・人口問題研究所

季刊  
**社会保障研究**

**Vol.43 Summer 2007 No.1**

国立社会保障・人口問題研究所

## 研究の窓

### 「社会的排除」に関する実証研究の成果を届けるにあたって

「社会的排除」とは、人々の社会参加を可能とするさまざまな条件を前提としつつ、そうした条件が欠如する状態が継続することにより、人々の社会参加が阻害されていく過程を指す。社会参加を可能とするさまざまな条件の具体例としては、雇用や住居、諸制度へのアクセス、文化資本、社会的ネットワークなどが指摘されている。近年、欧米では、このような「社会的排除」概念が、一時点の低所得をメルクマールとした従来の「貧困」概念、あるいはタウンゼントの相対的剥奪（デプリベーション）概念を拡張するものとして政策の重要課題となっており、フランスの「反排除法」やイギリスの「社会的排除問題対策本部」など、社会政策の実践の場でも既に取り入れられている。社会参加のための条件を整備して人々の社会参加の可能性を保障することは「社会的包摶（ソーシャル・インクルージョン）」と呼ばれ、現在、「社会的排除・包摶」を計量的手法で計測し、政策の目標値設定、モニタリング、評価および国際比較に役立てる動きが欧州各国及びEUレベルで広まっている。

しかし、日本においては、社会的排除の実態および現状の政策が社会的排除・包摶に及ぼす影響を実証的・理論的に論じた研究が非常に少ないので現状である。例えば、ホームレスや母子世帯など、カテゴリー別に被排除の対象とされる人々については、いくつかの優れた研究が散見されるものの、可視的に認識されにくい被排除者については、その存在すらも把握されていない。

本特集は、各論文の執筆者らが、3年間をかけて設計・実施した「社会生活に関する実態調査」を用いた分析を主に収録しており、改善の余地はあるものの、社会的排除を実際に計測したという点で日本の社会的排除研究における貴重な成果である。本特集で分析の対象とされた社会的排除の次元（分野）は、物質的剥奪（デプリベーション）または低消費、社会参加（政治活動、交友関係、社会活動など）、社会関係（社会ネットワークの欠如、コミュニケーションの欠如など）、制度からの排除（制度からの脱落、施設へのアクセスなど）、住環境などである。本特集が明らかにした知見をいくつか確認しておきたい。第一に、調査から浮き彫りにされた被排除者像は、必ずしも、低所得者、母子世帯、非正規労働者といった従来の弱者像と重なっておらず、新たな「被排除者」の発見となった。また、「被排除者」は、社会的排除の次元によって大きく異なっている。第二に、ライフコースにおける過去の不利が、現在の社会的排除に結びつく可能性が高い。過去の不利とは、解雇経験、離婚経験、病気・怪我の経験などであるが、成育環境（15歳時の経済状況や家族構成）という極めて人生の初期の段階における不利が、現在の社会的排除に大きく影響しているという事実は驚かされるとともに、憂慮される結果である。第三の知見は、社会的排除の異なる次元の重なりは必ずしも高くなく、これは、つまり、低所得であることが社会的排除のメルクマールとしては機能しないことを示していることである。一方で、いくつもの重複した次元において社会的排除状況にある人々が少数でありながら、存在し、彼らは社会の中で極めて不利な立場に置かれている。

社会的排除は、複合的な概念であり、どのように詳細な社会調査をもってしても、その現象をすべてとらえることはできない。社会的排除の実証研究において研究者は、いわば、大きなゾウの一部を触ってその全体像をあてようとした寓話の主人公のようなものである。しかし、それでも社会的排除の測定は無意味ではない。貧困もしかり、社会的排除もしかり、その実証研究を行うことは、それを社会の中で問題であると認識し、政策議論の土台にあげる上で欠かせないプロセスだからである。そして、その政策対話の中から、社会として取り組んでいかなければならない包摂的方向性が見えてくるのである。本特集が、読者にとって、そのようなプロセスの第一歩となることを期待して、〈研究の窓〉の締めくくりとさせて頂きたい。

阿 部 彩

(あべ・あや 国立社会保障・人口問題研究所国際関係部第2室長)

## 排除されているのは誰か？ ——「社会生活に関する実態調査」からの検討——

菊 地 英 明

### I はじめに

近年、欧州を中心に主流になっている社会的排除論は、福祉国家（特に社会保険）、社会（中間集団）、経済（特に雇用）におけるメンバーシップの喪失を社会的排除ととらえる<sup>1)</sup>。経済変動（脱工業化・グローバル化による雇用の喪失・不安定化）がその原因として指摘されるが、もしそうであれば、排除を根本的に解決することは、その潮流を押し戻す困難な試みであることを意味する。

しかし、社会的排除は国によってその意味内容が多少異なるとはいっても、社会的排除の概念を整理しつつ、その諸原因をまとめた上で、対策としての福祉国家の再編・社会的包摶政策の類型（地域や中間集団の再生・人的資本の形成・公的扶助改革）を論ずる。

我が国でも、近年の雇用不安、ホームレス問題などを背景に、社会的排除が生じているという懸念が高まりつつある。しかしながら、我が国では社会哲学・思想レベルからの排除へのアプローチも多く、特に質問紙調査を用いた実態把握の試みは少なかった。的確な実態把握は、我が国に即した対応を取る上での前提となるため、本稿の後半では、前半での議論を踏まえて、現代の我が国において、「社会的に排除されている」と表現しうる者の属性や、排除リスクを高める要因について、「社

会生活に関する実態調査」のデータを踏まえて、暫定的な形で明らかにする。

### II 社会的排除論の展開

#### 1 福祉国家とその機能

社会的排除概念を1974年に初めて用いたのはフランスのルノワールである[Lenoir 1974]。そこでは経済変動などを背景に貧困者、薬物中毒者、高齢者、障害者などの「被排除者」(Les Exclus)がフランス国民の10分の1にのぼっていること、予防よりも公的扶助による事後的な救済に偏っていることなどが指摘された[都留 2000, pp.15-16]。これは福祉政策・福祉国家への批判ともみることができる。

そもそも福祉国家とは、社会学的にいえば、産業化・近代化による基礎社会・基礎集団（家族と地域社会などの伝統的な紐帶で、中間集団ともいいかえられる）の解体を背景に、その機能を代替するために呼び出されたものである[富永 1988, pp.85-86]。例えば社会保障制度は、男性の安定雇用・十分な賃金や、安定した家族（特に性分業・核家族体制）とを前提に、非稼働期の所得保障や、医療などの必要を充足するものであった。このような福祉国家の弊害・矛盾に対する指摘は、社会的排除論以前から、さまざまな形で指摘されてきた。

#### 2 福祉国家による社会的排除：二つの逆説

##### (1) 中間集団の解体

戦後の福祉国家は、特定の地域・社会集団が直面する失業や貧困を傍観してきたわけではない。

例えばアングロサクソン諸国では、産業の衰退した地域が深刻な失業や貧困に見舞われていること（その多くは人種・民族的なマイノリティである）が問題となった。1960年代以降に行われた大規模な政策的介入は、「失業・貧困に陥るのは、（労働市場の状態が悪いというよりは）彼らが勤労や努力を重んじない文化を内面化しているためである」とする文化的剥奪論・貧困の文化論に基づいていた。したがって、逸脱的な人々（アンダークラス<sup>2)</sup>）を、彼らの所属する中間集団の不適切な文化の影響から遠ざけるために、教育政策（補償教育・就学前教育）や住宅政策（スラム除去）が講じられることになる。

しかしその後、このような「逸脱的な中間集団が失業・貧困を招く」とする因果図式は批判されることになった。例えばイギリスの住宅政策では、スラム除去が、スラム内での職業紹介などの相互扶助ネットワークを解体し、機会喪失を招いたとの認識が広まった〔富岡 1992, p.522〕<sup>3)</sup>。また、ウィルソンは、1970-80年代のアメリカで、インナーシティから黒人中産階級・労働者階級が流出し、職業紹介や情報の社会的ネットワークが衰退したことなどが、残された人々の失業・貧困の深刻化につながったとする〔Wilson 1987=1999〕。

これらの指摘は、「（経済変動や）福祉国家の施策による中間集団の弱体化が、失業・貧困を招く」という因果図式に基づく。この図式は、近年の社会的排除論でも、「福祉国家自体や、社会工学の失敗を原因とする排除」〔Giddens 2000=2003, p.119〕などの形で言及され、中間集団の解体・弱体化を背景に登場した福祉国家が、かえってそれを促進する逆説として認識されている。

## (2) 公的扶助の役割の増大と市場

従来、若年者の標準的なライフコースは、教育から職業（正規就労）に移行し、そのことを通して福祉国家のメンバーシップ（社会的シティズンシップ、特に社会保険の受給権）を獲得するというものであった〔Jones 1992=2002, pp.48-49〕。しかし、このような福祉国家と労働市場との間の相互依存・補完関係は、脱工業化を背景に雇用の不安定化（単

純労働者やスキルの低い若年者の失業など）や家族の不安定化（母子世帯の増加）が生ずるにつれ、揺らぐことになる。

1970年代以降、公的扶助の受給者の増加が顕著となったが、それは本来、比較的少数の者が受給する例外的な制度との位置づけがなされていた。なぜなら、受給者の増加は、福祉国家の財政基盤である市場の機能を損なうとともに、受給者自身の労働市場からの排除を促し、社会的シティズンシップの獲得を妨げる（社会保険の受給権は、労働とそれによる拠出を行うことによって獲得される）ためである。このため、特に給付の長期間の受給、ないしは依存が、社会的排除の一つの様相としてとらえられるようになった<sup>4)</sup>。

以上で確認してきた、福祉国家によってもたらされる社会的排除が認識されるにつれ、福祉国家の問い合わせや、メンバーシップから排除されてきた者を再びつなぎ止める動き（社会的包摶）が見られるようになった。そのための実践の類型を次節で見ていくことにする。

## III 社会的排除への対策： 社会的包摶政策の類型

### 1 地域とコミュニティの再生への支援

ここでは、社会的排除対策を主要な政策課題に掲げたイギリスのブレア政権での実践を踏まえて議論を行うこととする。ブレア政権は、省庁を横断した組織である、社会的排除対策室（Social Exclusion Unit）を1997年に創設した。そこでは社会的排除の克服と社会的包摶の促進に向けたさまざまな取り組みが行われたが、「社会」（中間集団）の効用を理論的背景とするところは共通である<sup>5)</sup>。中間集団のネットワークは、失業・貧困の回避と関連がある、という議論は既に見た。しかし、経済の脱工業化・グローバル化の中では、安定した雇用が増えることや、国家が自らそれを創出・保障することは期待できない。そこで特に衰退地域の再生においては、コミュニティ（中間集団）が自らのための事業を企画し（＝社会的起業）、（特に賃労働から排除された）人々が参画できる

「場」を提供することによって、人々のつながりを回復するとともに、治安の回復や、地域通貨などによる経済の活性化などの波及効果が生まれることが期待されている。

具体的には「パートナーシップ」(自治体・民間企業・コミュニティなど、さまざまな主体が対等に参加して構築する事業およびその主体)や、地域コミュニティ(ボランタリーセクターとコミュニティセクターなど)に事業の諸権限を委ね、補助金<sup>6)</sup>を支出する方式が採用されている[中島 2006, pp.26-28]。

## 2 人的資本の形成支援—若年失業者対策とパートナーシップ方式

既に若年層の労働市場からの排除について言及したが、それは生育環境の不平等や教育達成の程度と関係するとされる。また、将来の見通しのつく職に就くことは、労働市場からの排除の回避(スキルの向上による)や福祉国家からの排除の回避(社会保険料の安定した拠出)にとって有益である。このため、ギデンズは社会的包摂策のあり方と関連して、単なる所得再分配を行う国家から、安定した就労を促進するために人的資本に投資する「社会投資国家」への再編を唱える[Giddens 1998=1999, pp.196-197]。

ブレア政権では、特に求職者給付を受給中の若者、義務教育終了後に無為に過ごしている若年無業者(NEET)に対して、強制的(非参加者の給付打ち切り)かつ個別的(パーソナル・アドバイザーによる継続的な面談)な働きかけが行われている。若年失業者対策としては、「若年者ニューディール」(New Deal for Young People: NDYP, 47 地域, 1998.4-)が、若年無業者対策としては「コネクションズ」政策(2001年に本格実施)がある。これらの事業は、地方当局・雇い主・ボランティア団体などからなるパートナーシップ方式を取ることを特徴とする[堀 2006, p.18]。これに加えて若年者ニューディールにおいては、対象者は補助金付き雇用、教育・訓練の他に、環境保護に関する仕事やボランタリーセクターでの仕事も選択可能であり、社会・地域への参加を促進する、社会的包摂施策の本質を体現したものといえよう。

## 3 公的扶助改革—子どもに重点をおいた現役世代向け所得保障の充実

貧困の罠・失業の罠を伴う公的扶助が招く、労働市場からの排除の回避策としては、給付の厳格化や減額がありうる。しかし、その結果ついた仕事が低賃金であると、彼らの子どもが貧困に陥ることになる。事実、ウォーカーらなど CPAG(児童貧困行動グループ)の研究者は「子ども期の貧困が社会的排除の原因となる」と主張しており、ブレア政権は「子どもの貧困を 2020 年までに撲滅する」ことを掲げた[櫻原 2005, p.626]。

その結果、現役世代(特に子育て世帯)に対する、非正規雇用・低所得を前提とした所得保障と、就労インセンティブを両立した、還付付き税額控除が導入された。WFTC(勤労所得税額控除, 1999 年 10 月導入)<sup>7)</sup>以降の還付付き税額控除は、子どものいる低所得者の所得と免税点との差額の一部を給付する、「負の所得税」的な制度となっている。2003 年 4 月からは、勤労世帯・不労世帯を問わない児童税額控除(CTC: Child Tax Credit), および子どもの有無を問わず、低所得の勤労世帯を対象とした勤労税額控除(WTC)へと改革が行われ、現在に至っている。

## IV 我が国社会的排除をいかにしてとらえるか

### 1 社会的排除の概念図式

以上で、欧州を中心とする社会的排除論の展開と、社会的包摂政策の類型について説明した。では、ある個人/集団の社会的排除を、我々はいかにして認識できるのだろうか。バーグマンは社会的排除と関係する概念を、「所得—多次元性」(対象者の生活を所得によって間接的に把握するか、諸領域を直接的に観察するか),「静態的な結果—動態的な過程」(対象者の生活を一時点でのみ把

表1 貧困と社会的排除の概念図式

	静態的な結果	動態的な過程
所得	貧困	貧困化 (Impoverishment)
多次元性	相対的剥奪	社会的排除

出典) Bergman [1995, p.21]

表2 社会的排除と関連する指標

	全体の%	標本数
福祉国家からの排除		
社会保険(年金または医療保険)への未加入者	10.3	60
所得・消費からの排除		
相対的貧困(等価世帯所得の中央値の50%以下)	15.1	69
食料購入からの排除(過去1年間に金銭的理由で食料が買えなかった経験あり)	10.3	60
居住における排除(過去1年間に家賃の滞納経験があるか、住環境・設備(家族専用のトイレ・家族専用の台所・家族専用の浴室・家族専用の洗面所・食寝分離・複数の寝室)において3項目以上、経済的理由から剥奪されている者)	7.7	45
家財・家電の排除(テレビ・冷蔵庫・電子レンジ・冷暖房機器・湯沸器・電話機・携帯電話・ビデオデッキ・ステレオまたはラジカセ・パソコン・礼服・スーツ・家族全員に十分なふとんのうち、1項目以上、経済的理由から剥奪されている者)	13.4	78
社会/中間集団からの排除		
サポートネットワークからの排除(病気の時の世話/1人でできない家事の手伝い/転職・転居・結婚などの人生の相談/配偶者/家族内でのトラブル相談/寂しいときの話し相手/子どもや老親の世話において、同居の家族以外の頼れる人が3項目以上剥奪されている者)	19.5	114
地域での活動からの排除(町内会・子供会・老人会・婦人会・PTA、ボランティア、趣味やスポーツの活動のいずれかから剥奪されている者(関心がないを除く))	20.3	118

握するか、複数の時点間の動態で把握するか)という基準によって図式化する[Berghman 1995, p.21](表1)。具体的には、静態的-所得による認識を「貧困」、動態的-所得による認識を「貧困化」、静態的-多次元的な認識を「相対的剥奪」<sup>8)</sup>、動態的-多次元的な認識を「社会的排除」とする。

では、多次元的・動態的な認識にはどのようなメリットがあるのだろうか。

第一に、生活の諸領域(=多次元)を直接的に観察することによって、社会の影響・強制によって消費が強制される/切り詰められる品目・領域を特定できる。例えばタウンゼントは、栄養に乏しくとも、社会とのつながりを維持するため、必要度が高い品目(茶など)があると指摘する[Townsend 1974=1977, p.35]。昨今、食費を切り詰めてでも携帯電話を保有する者も多いことを想起するより分かりやすいだろう。

第二に、複数の時点間の動態を観察することによって、貧困・失業・剥奪が一時的な経験にすぎ

ないのか、継続・固定した深刻な状態なのかが特定できる。また、共変する二つの事象(例えば所得と婚姻状態)の因果関係の特定も可能になる。なお、同一対象への継続的調査(パネル調査)の実施には、予算や労力などの制約があるが、海外の貧困調査では、数十年間の歴史がある。

## 2 社会的排除と関連する指標の選択

本稿では、「社会生活に関する実態調査」<sup>9)</sup>を用い、我が国における社会的排除の実態にアプローチする。本調査は、所得・消費・社会参加・社会保険の加入状況など、生活のさまざまな側面をカバーする。また、回答者本人に限定されるものの、ライフイベントに関する回顧データ(就職・離職・結婚など)をも含むことで、社会的排除の「動態」についても一定程度目配りしている。

そこで、本稿前半での議論を踏まえて、社会的排除と関連する領域として以下の三つを設定した。

### ① 福祉国家からの排除

## ②経済活動からの排除

### ③社会/中間集団からの排除

その上で、以上の三つの領域について、回答者の基本的な属性(性別・年齢・学歴・就労形態<sup>10)</sup>・現在の婚姻状態)及びライフイベント(非自発的失業の経験・離婚の経験・15歳時の家族形態・15歳時の暮らし向き)、回答世帯の属性(単身世帯・非稼働世帯・有子世帯・多子世帯・母子世帯・生活保護受給世帯・障害年金受給世帯)とクロス集計を行った。さらに、これらの変数をコントロールして、それぞれの影響力をみるために、二項ロジック回帰分析を全年齢と50歳以下とに分けて行った。

なお、指標の選択に当たっては二つの先行研究を参考にした。第一に、阿部[2006]では、相対的剥奪指標の選定時に考慮すべき点が、先行研究を踏まえて、三つ掲げられている。そこで要請されたのは、「恣意性の排除」(必要に関する社会・文化的な相違や研究者の主観が入り込まないよう、回答者の過半数が絶対的な必要性を認めた指標のみをリストに加えること)、「強制された欠如と選好による欠如の区別」(ある品目を所有していないことが、持つことができない((経済力の低さなどの)強制された欠如)のか、持ちたくない(個人の選好)なのかを調査票上で区別すること)、「項目の重要性の考慮」(項目の重要度の相違を示すために、各項目のダミー変数を普及率で重み付ける、全項目の普及率の和で除すること)である。

本稿で用いる設問のうち、消費に関するそれは、「欲しいが経済的に買えない」という「強制された欠如」を示す選択肢があるので、これを使用する。この場合、間接的ではあるが、所得の多寡や富裕度が排除の度合いに影響するものと想定できよう。一方、「恣意性の排除」「項目の重要性の考慮」については、直接的な形では行っておらず、今後の課題となる。

第二に、平岡[2001]に従って、「該当する」ケースが10~20%程度になるように、カテゴリの変更、ないしはカットポイントの措定を行って2値変数に変更した。

以上の手続きを踏ました指標は、表2の通りで

ある<sup>11)</sup>。

「社会保険からの排除」は、稼得・拠出することで得られる福祉国家のメンバーシップのことを想定しており、年金または医療保険への未加入を指す<sup>12)</sup>。

「相対的貧困」は、本稿では等価世帯所得の中央値(276万円)の50%以下と定義した。これに該当するのは69ケース(457名中15.1%)である。

「食料購入における排除」は、生物的な意味での生存にも事欠く、絶対的貧困状態にある状態を想定している。

「居住における排除」は、住居の喪失リスク(家賃の滞納)と、住居内のアメニティの劣悪さの双方を考慮した。

「家財・家電における排除」において用いたのは、普及率が比較的高い品目である。このため、経済的理由から買えないとした者は、ほとんどの品目において3%以下と極めて少ない(パソコンでも8.0%に過ぎない)。

「サポートネットワークにおける排除」は、病気の時の世話、人生相談など、他人から援助を受ける場面において、家族以外の頼れる人がいない場合を想定している。

「地域での活動における排除」は、これとは逆に、能動的に参加する活動であり、参加が義務づけられる面がある活動(町内会・子供会・老人会・婦人会・PTA)、自発的に他者への貢献を行う活動(ボランティア・社会奉仕活動)、余暇の活動(趣味やスポーツの活動)のいずれかからも排除されている場合を想定している。なお、この設問については、参加の意思があるものの、健康・経済・仕事などの制約から参加に至っていない者を集計している。

## V 排除されているのは誰か?

### 1 世帯属性からのアプローチ

ここでは、排除を受けやすいと思われる世帯類型として、クロス表(表3)より、単身世帯、非稼働世帯、有子世帯(18歳未満の子のいる世帯)、多子世帯(18歳未満の子が3人以上いる世帯)、母

表3 社会的排除に関するクロス表

		福祉国家のメンバーシップ		経済的側面								社会的側面				
		社会保険(年金・医療)からの排除		相対的貧困		食料購入からの排除		居住における排除		家財・家電の排除		サポートネットワークからの排除		地域での活動からの排除		
		%	標本数	%	標本数	%	標本数	%	標本数	%	標本数	%	標本数	%	標本数	
総計		10.3	60	15.1	69	10.3	60	7.7	45	13.4	78	19.5	114	20.3	118	
性別	男性	11.0	32	n.s.	15.5	35	n.s.	13.8	40	11.4	33	**	14.8	43	24.5	71
	女性	9.5	28	14.7	34	6.8	20	4.1	12	11.9	35	n.s.	14.6	43	23.3	67
回答者の属性・ライフイベント	年齢	20代	13.3	13	+	15.9	13	***	8.2	8	n.s.	6.1	9	n.s.	20.4	20
	30代	7.1	8	6.7	6	7.1	8	4.5	5	12.2	12	17.0	19	19.4	19	
	40代	4.6	4	1.5	1	10.3	9	9.2	8	17.0	19	13.8	12	18.2	20	
	50代	7.0	7	5.6	4	7.0	7	13.0	13	12.0	12	18.4	16	13.8	12	
	60代	15.8	15	24.7	18	16.8	16	7.4	7	15.8	15	26.0	26	20.2	20	
	70代以上	14.1	13	35.1	27	13.0	12	6.5	6	8.7	8	23.2	22	20.0	19	
	学歴	中学	18.9	18	**	31.6	24	***	24.2	23	***	17.9	17	*	22.1	21
世帯所得	高校	9.7	18	13.1	19	8.6	16	7.6	14	15.1	28	20.5	38	n.s.	37.6	35
	短大・高専・専門	6.8	10	8.5	9	6.8	10	5.4	8	10.2	15	18.4	27	15.2	28	
	大学以上	3.6	5	9.2	11	5.8	8	3.6	5	8.7	12	18.1	25	13.7	20	
	高	3.9	6	***	/	/	/	2.6	4	*	5.9	9	***	13.7	21	
就労形態	中	7.2	11	/	/	/	/	7.8	12	7.2	11	12.4	18	17.6	27	
	低	16.6	25	19.2	29	13.2	20	24.5	37	25.2	38	33.8	51	14.5	22	
	正規就労	3.3	6	**	2.1	3	***	4.9	9	*	5.4	10	+	8.7	16	
	非正規就労	8.9	9	7.0	5	14.9	15	13.9	14	22.8	23	23.8	24	14.8	27	
現在の婚姻状態	自営・自由業	14.1	10	2.1	1	11.3	8	9.9	7	8.5	6	22.5	16	11.3	8	
	非就労	15.5	34	31.4	59	12.3	27	6.4	14	14.1	31	18.2	40	29.7	65	
	結婚している	6.6	24	11.9	35	9.7	35	5.3	19	9.4	34	17.2	62	18.3	66	
	結婚していない	13.7	25	20.9	31	11.5	21	13.2	24	20.9	38	26.4	48	19.3	35	
非自発的失業の経験	あり	13.8	9	n.s.	16.4	9	n.s.	18.5	12	*	24.6	16	***	29.2	19	
	離婚の経験	21.4	9	*	13.9	5	n.s.	21.4	9	*	28.6	12	***	26.2	11	
15歳時の家族形態	核家族	8.8	33	*	13.4	41	*	11.1	42	+	8.8	33	n.s.	13.8	52	
	ひとり親世帯	7.4	2	15.0	3	3.7	1	3.7	1	18.5	5	20.4	77	19.8	74	
	三世代世帯	7.6	10	13.1	13	5.3	7	4.5	6	10.6	14	22.2	6	14.8	4	
	その他	24.3	9	33.3	9	16.2	6	13.5	5	10.8	4	15.9	21	15.9	21	
15歳時の暮らし向き	大変苦しい	12.3	8	n.s.	23.6	13	n.s.	26.2	17	***	20.0	13	***	26.2	17	
	やや苦しい	14.4	16	14.8	13	15.3	17	16.2	18	24.3	27	23.4	26	23.1	15	
	普通	8.7	26	14.8	33	6.0	18	4.0	12	8.7	26	16.4	49	18.9	21	
	ややゆとりがある	6.0	5	8.2	6	6.0	5	2.4	2	6.0	5	15.5	13	20.9	62	
回答世帯の属性	大変ゆとりがある	6.3	1	14.3	2	6.3	1	0.0	0	12.5	2	18.8	3	15.9	13	
	单身世帯(男性単身)	14.5	16	+	26.4	24	**	16.4	18	*	19.1	21	***	26.4	29	
	(女性単身)	19.0	12	*	26.9	14	**	25.4	16	**	28.6	18	***	31.7	20	
	非稼働世帯	8.5	4	n.s.	25.6	10	*	4.3	2	n.s.	6.4	3	n.s.	41.3	26	
18歳未満の子のいる世帯	多子世帯	0.0	0	n.s.	1.5	1	n.s.	9.1	1	n.s.	9.1	1	n.s.	33.9	21	
	母子世帯	50.0	2	**	66.7	2	*	0.0	0	n.s.	0.0	0	n.s.	17.0	8	
	生活保護受給世帯	83.3	5	***	20.0	1	n.s.	16.7	1	n.s.	33.3	2	***	17.4	24	
	障害年金受給世帯	44.4	4	**	44.4	4	*	22.2	2	n.s.	22.2	2	n.s.	20.3	28	

注) \*\*\*: p&lt;.001, \*\*: p&lt;.01, \*: p&lt;.05, +: p&lt;.10, n.s.: not significant

子世帯、生活保護受給世帯、障害年金受給世帯を取り上げて検討する。

第一に、単身世帯はあらゆる領域において、排除のリスクが有意に高い。さらに男女別に分けると、女性単身世帯は(いくつかの領域を除いて)有意とはならず、主に男性単身世帯に排除リスクが集中していることが明らかになった。

第二に、非稼働世帯は、多くの領域において排除のリスクが有意に高いが、居住における排除とサポートネットワークにおける排除については有意とならなかった。非稼働世帯の世帯主の多くが60代以上の高齢者であり、持ち家率が高く、行政や地域の支援サービスに接する機会が高いことと関係していると思われる。

第三に、有子世帯と多子世帯を見ると、有子世帯の相対的貧困において、排除リスクが低い以外は、統計的に有意な指標は見られなかった。一般に、多子は貧困の原因となると言われるにもかかわらず、本稿の範囲ではそのような現象は見当たらない。有効ケース数が少ないことが関係している可能性がある。

第四に、特定カテゴリを対象とした給付を受けている者は、有効ケース数が少なく、母集団の推定は難しい。母子世帯は4ケースであり、すべてが児童扶養手当を受給している。生活保護受給

世帯は6ケースであり、うち2ケースが児童扶養手当を受給する母子世帯、1ケースが障害年金の受給世帯である。障害年金受給世帯は9ケースである。図1を見ると明らかなように、これら三つの受給者はある程度重なっている。また、これらの世帯の一部は、過去1年間にライフラインの停止や家賃の滞納といった極度の排除・剥奪を経験していることも見逃してはならないだろう。

## 2 ライフィベントを考慮した分析

### (1) 社会保険からの排除

以下、クロス集計(表3)とロジスティック回帰分析の結果(表4(全年齢)・表5(50代以下))とを見比べながら、排除されやすい属性を検討したい。

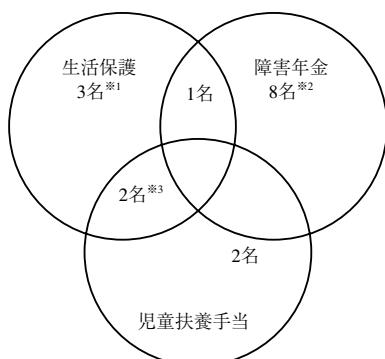
正規就労者は排除されにくく、低学歴者(中卒者及び高卒者)が排除されやすいという、ごく自然な結果が得られた。50代以下に限定した場合、女性や既婚者は排除されにくい一方、関連は弱いながらも、18歳未満の子のいる世帯は排除されやすい。なお、15歳時の家族形態や暮らし向き、非自発的失業の経験といったライフィベントは有意ではない。

### (2) 相対的貧困

相対的貧困(所得貧困)に陥っている者の多くは、高齢の、本人が非就労(働いている人間がない)世帯も同様)のケースである。逆に全体では、就労形態を問わず、本人が就労中であると、排除されにくく。50代以下に限定した場合、女性や既婚者は排除されにくく、ひとり親世帯や三世代世帯の出身者は排除を受けやすい。これらのこととは、我が国において相対的貧困に陥ることと、市場や家族から排除されることとの間に密接な関係があることを示唆している。

### (3) 消費(食料購入/居住/家財・家電)からの排除

これら三つの指標について全年齢で見ると、排除されやすい属性について、相違点よりも共通の傾向が見いだせる。例えば、男性、15歳時の暮らし向きが悪い者、中卒者、単身世帯、非自発的失



注) \*1 うち1名が水道電気ガス電話の停止経験あり

\*2 うち1名が家賃の滞納・水道電気ガス電話そのほかの停止経験あり、1名が家賃の滞納経験あり

\*3 うち1名は電気ガスの停止経験あり

図1 生活保護・児童扶養手当・障害年金の受給者

表4 社会的排除に関するロジスティック回帰分析(全年齢)

性別		福祉国家のメンバーシップ		経済的側面								社会的側面			
		社会保険(年金・医療)からの排除		相対的貧困		食料購入からの排除		居住における排除		家財・家電の排除		サポートネットワークからの排除		地域での活動からの排除	
		回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比
性別		-0.326	0.722	-0.250	0.779	-0.821*	0.440	-1.227*	0.293	-0.616+	0.540	-0.601*	0.548	-0.651*	0.52
年齢	(20代)	基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準	
	30代	-0.901	0.406	-0.858	0.424	0.093		1.097	-0.419	0.658	0.608	1.837	-0.225	0.798	基準
	40代	-1.010	0.364	-1.537	0.215	0.617		1.853	-0.163	0.849	0.237	1.268	-0.192	0.825	-0.462
	50代	-1.066	0.344	-0.485	0.616	-0.929		0.395	-0.194	0.824	-0.582	0.559	0.336	1.399	0.374
	60代	-0.962	0.382	0.157	1.170	-0.469		0.626	-1.705*	0.182	-0.787	0.455	-0.178	0.837	-0.688
	70代以上	-1.624*	0.197	0.687	1.989	-0.109		0.361	-1.402	0.246	-1.337+	0.263	-1.103+	0.332	-0.192
学歴	中学	1.627*	5.089	-0.066	0.936	1.976**		7.212	2.112**	8.267	1.695**	5.447	0.520	1.682	0.732+
	高校	1.130+	3.096	-0.400	0.670	0.697		2.008	0.959	2.609	0.920*	2.509	0.141	1.152	-0.184
	短大・高専・専門 (大学以上)	0.461	1.585	0.152	1.164	0.649		1.914	0.298	1.347	0.276	1.317	0.155	1.168	-0.496
	基準			基準		基準		基準		基準		基準		基準	
就労形態	正規就労	-1.622**	0.197	-3.023***	0.049	-1.164*		0.312	-0.543	0.581	-0.663	0.515	-0.577	0.561	-0.767*
	非正規就労	-0.777	0.460	-1.324**	0.197	0.270		1.310	0.763	2.144	0.468	1.596	-0.175	0.840	-0.596
	自営・自由業 (非就労)	0.231	1.260	-2.524*	0.080	-0.379		0.684	0.443	1.557	-0.418	0.658	0.040	1.041	-1.174*
	基準			基準		基準		基準		基準		基準		基準	
現在の婚姻状態		-0.797	0.451	-0.982+	0.375	0.844		2.327	0.464	1.591	-0.067	0.935	-0.084	0.919	0.481
非自発的失業 の経験		0.518	1.678	-0.147	0.863	0.439		1.551	1.462**	4.314	0.977*	2.656	0.803*	2.232	1.036**
離婚の経験		0.299	1.349	-0.618	0.539	0.350		1.418	0.771	2.162	0.098	1.103	-0.305	0.737	0.231
単身世帯		0.232	1.261	0.382	1.465	1.353*		3.870	1.886**	6.594	1.224**	3.399	0.909*	2.482	0.685
有子世帯		0.097	1.102	0.496	1.642	-0.634		0.531	-0.082	0.922	-0.341	0.711	0.068	1.070	0.508
15歳時の 家族形態	(核家族)	基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準	
	ひとり親世帯	-0.272	0.762	0.264	1.303	-19.274	0.000	-1.202	0.301	0.128	1.137	-0.306	0.736	-0.246	0.782
	三世代世帯	-0.319	0.727	0.491	1.635	-0.438	0.646	-0.378	0.685	-0.144	0.866	-0.318	0.727	-0.476	0.621
	その他	0.342	1.408	-0.373	0.689	-0.208	0.812	-0.332	0.717	-0.716	0.489	-0.098	0.907	-0.323	0.724
15歳時の 暮らし向き		-0.820	0.921	-0.299	0.741	-0.383*		0.682	-0.612**	0.542	-0.340*	0.711	-0.244+	0.783	0.830
(定数)		-1.239	0.290	0.611	1.842	-1.877+		0.153	-1.878	0.153	-1.388	0.250	-0.381	0.683	-1.523*
															0.218

注) 1) \*\*\*: p<0.001, \*\*: p<.01, \*: p<.05, +: p<10

2) 「性別」は男性に対する女性のオッズ比、「現在の婚姻状態」は、結婚していない者に対する結婚している者のオッズ比。「非自発的失業の経験」は、経験のない者に対する経験のある者のオッズ比、「単身世帯」については、単身でない者に対する単身の者のオッズ比、「15歳時の暮らし向き」は暮らし向き1段階上昇のオッズ比として算出した。

業の経験者が排除されやすい。しかし、現在の就労形態については、食料について正規就労が排除されにくい以外は、特に有意ではない。

50代以下に限定した場合も同様の傾向が見られるが、食料購入については非自発的失業の経験が、家財・家電については女性と中卒者が、それぞれ有意ではない。

以上から、15歳時の暮らし向きが、高等教育への進学・教育達成に影響を与え、そのことが比較的待遇のよい職に就けるかどうかを規定する、というシナリオが示唆される。

#### (4) サポートネットワークからの排除 / (5) 地域での活動からの排除

これら二つの排除は、中間集団とのつながりという点で共通するので、まとめて検討する。

サポートネットワークからの排除については、全体では、非自発的失業の経験者、および単身世帯が排除されやすく、15歳時の暮らし向きが高い者、女性、70代がそれぞれ排除されにくい。

地域での活動からの排除については、全体では、中卒者、非自発的失業の経験者が排除されやすく、女性、正規就労者、自営・自由業者が排除されにくい。50代以下に限定した場合、既婚者と非自発的失業の経験者が排除されやすく、女性、正規就労者、自由/自営業者が排除されにくい。このよう

表5 社会的排除に関するロジスティック回帰分析(50代以下)

		福祉国家のメンバーシップ		経済的側面								社会的側面			
		社会保険(年金・医療)からの排除		相対的貧困		食料購入からの排除		居住における排除		家財・家電の排除		サポートネットワークからの排除		地域での活動からの排除	
性別		回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比	回帰係数	オッズ比
性別		-1.213*	0.297	-2.092**	0.123	-1.249*	0.287	-1.277*	0.279	-0.077	0.926	-0.670*	0.512	-1.039*	0.354
学歴	中学	2.157*	8.644	2.123+	8.353	3.085*	21.877	2.843**	17.163	0.868	2.381	-0.037	0.963	0.762	2.142
	高校	1.223+	3.399	-0.174	0.841	2.906**	18.291	1.574*	4.824	1.163*	3.198	0.375	1.454	-0.057	0.945
	短大・高専・専門 (大学以上)	0.910	2.483	0.315	1.370	2.574*	13.113	0.965	2.625	0.237	1.268	0.416	1.516	-0.352	0.704
	基準			基準		基準		基準		基準		基準		基準	
就労形態	正規就労	-2.098**	0.123	-4.100***	0.017	-0.635	0.530	-0.784	0.456	-0.416	0.660	-1.630	0.849	-0.921*	0.398
	非正規就労	-0.809	0.445	-2.030*	0.131	0.924	2.520	0.418	1.519	0.612	1.845	0.267	1.306	-0.464	0.628
	自営・自由業 (非就労)	-0.244	0.784	-21.687	0.000	-0.138	0.871	-0.143	0.867	-0.098	0.907	0.689	1.992	-1.154*	0.315
	基準			基準		基準		基準		基準		基準		基準	
現在の婚姻状態		-2.155**	0.116	-1.776*	0.169	0.625	1.868	0.603	1.828	-0.628	0.534	0.346	1.413	1.118*	3.059
非自発的失業 の経験		-0.092	0.913	-0.180	0.836	0.107	1.113	1.152*	3.164	1.169*	3.218	1.066**	2.903	0.917*	2.503
離婚の経験		-0.973	0.378	-19.035	0.000	-0.841	0.431	-0.216	0.806	0.313	1.368	-0.126	0.881	0.101	1.106
単身世帯		-0.028	0.972	-0.710	0.492	1.614*	5.025	1.678*	5.353	1.540**	4.665	1.020*	2.774	0.610	1.841
有子世帯		1.214+	3.367	0.419	1.521	0.200	1.221	-0.366	0.694	0.621	1.860	-0.182	0.833	0.160	1.174
15歳時の 家族形態	(核家族)	基準		基準		基準		基準		基準		基準		基準	
	ひとり親世帯	-18.667	0.000	2.303+	10.004	-19.288	0.000	-19.193	0.000	-1.477	0.228	0.164	1.178	-0.268	0.765
	三世代世帯	-0.177	0.838	2.037**	7.670	-0.096	0.908	-0.718	0.488	0.204	1.226	-0.085	0.919	-0.340	0.712
	その他	1.320	3.742	1.209	3.350	0.355	1.426	-0.555	0.574	-0.572	0.565	-0.807	0.446	-0.517	0.596
15歳時の 暮らし向き		-0.171	0.843	0.448	1.565	-0.484+	0.616	-0.590*	0.554	-0.472*	0.624	-0.231	0.793	0.152	1.164
(定数)		-0.844		-0.912		-3.755*	0.023	-1.991	0.137	-1.598	0.202	-1.180	0.307	-1.846*	0.158

注) 1) \*\*\*: p<.001, \*\*: p<.01, \*: p<.05, +: p<.10

2) 「性別」は男性に対する女性のオッズ比、「現在の婚姻状態」は、結婚していない者に対する結婚している者のオッズ比。「非自発的失業の経験」は、経験のない者に対する経験のある者のオッズ比、「単身世帯」については、単身でない者に対する単身の者のオッズ比、「15歳時の暮らし向き」は暮らし向き1段階上昇のオッズ比として算出した。

に、全体と50代以下とでは異なる結果が出ていたが、50代以下に限定した場合、既婚者が排除されやすいのは興味深い。これは結婚することによって、外で費やすことのできる時間に制約が生まれたか、あるいは私生活重視で地域とのつながりに重きを置かなくなる傾向がある、等々の解釈が可能であるが、これ以上の検証は今後の課題となる。

ところで、非自発的失業の経験者は、サポートネットワーク、地域での活動の双方から排除されやすい。このことをめぐる因果関係は、二つの方向から考えることが可能である。第一に、失業は、職探しのために地域とのつながりを切断してしまう(就職を契機に移り住んだ地域で、あらたなネットワークの構築が必要となる)。第二に、人生の岐路において物心両面、あるいは知識やノウハウなどのサポートが得られない人が、非自発的失業の

リスクに直面する、という解釈も可能である。どちらの解釈の方が妥当であるか、本稿の範囲では不明であるが、もし後者であれば、中間集団の役割を重視する社会的排除——包摶をめぐる議論と整合的となるだろう。

## VI 結論

以上での分析を踏まえて、若干の政策的インパリケーションを述べることしたい。

排除リスクについての分析によれば、15歳時の経済状況(恵まれない環境)が、学歴(低学歴)に影響を与え、そのことが得られる職(不安定・低賃金)に影響を与えるという図式が浮き彫りになった。また、排除されやすい属性として、単身者(特に男性)が指摘できる。彼らの排除リスクは、福祉国家、経済、社会の三領域すべてについて高いこ

とが明らかになった。単身者の多くは50代以下の就労者であるが、もしもの時の支えにおいて脆弱である（そもそも支えがないために失業リスクが高いともいいう）。

それでは、我が国において、どのような社会的排除対策が必要とされるのか。IIIでは各国の社会的排除対策をみたが、それは①地域・コミュニティの再生、②人的資本の形成支援、③公的扶助改革に大別される。本稿のもとになる分析の範囲では、①の必要については詳細に論ずることはできないが、若年層や（特に単身の）稼動年齢層の排除を予防するために、②と③と関連した施策の充実は不可欠だと思われる。②についていえば、各国では、家庭環境・資源の不平等に起因する排除を防止するために、義務教育終了後の若者に対する教育訓練や、義務教育在学時からの個別のカウンセリングが重視されている。我が国の社会保障給付費に占める高齢者関係給付費比率は7割を超えるが（国立社会保障・人口問題研究所 2006, p.16），特に若年層に対する（高等）教育の機会保障が現在以上に要請されるであろう。

また、③については、各国では公的扶助改革などを通して（現役層に対する）教育機会と所得の保障が実施してきたものの、我が国では必ずしも十分とはいえない。例えば生活保護は、2005年度から自立支援プログラムの策定が全国レベルで開始された。ただし、稼働層の比率は12%程度であり、むしろ制度の外部にいる高リスク層への施策の充実が必要となるだろう。

なお、本稿が依拠したデータは、住民基本台帳からの無作為抽出によって得られたため、母子世帯、生活保護受給者、居住不安定者（ホームレス）のサンプルが少ない／得られない、という限界があった。しかしながら、その少數のサンプルからは、彼らの一部が極度の排除に直面していることが明らかになった。今後社会的排除の実態をより詳しく把握できるような調査方法を模索しなければならないだろう。

#### 注

- これらに加えて、消費や、政治（参政権など）におけるメンバーシップについての議論も可能である

る。社会的排除——包摂論の展開と概念の詳細については、菊地[2007]を参照。

- アンダークラスとは、ミュルダールが、脱工業化によって構造的に発生する失業者・不完全就業者を指す言葉としてはじめて用いた[Myrdal 1962=1964, p.57]。しかしその後は文化的剥奪・貧困の文化論と結びつけられる形で、福祉への依存者を非難する概念として多用された。レヴィタスは、1990年代以降のイギリスの社会的排除論の中で、アンダークラス言説（MUD: Moral Underclass Discourse）が政策形成に与えた影響は大きかったとする[Levitash 2005]。
- パットナムは、アメリカでのスラム除去政策についても同様の結果（ソーシャル・キャピタルの減少）を招いたとしている[Putnam 1995=2004, p.75]。
- 給付への依存や、給付による貧困の罠・失業の罠は、アンダークラス論の一つの焦点である。
- 例えば、パットナムのソーシャル・キャピタル論もその根拠の一つである[Putnam 1993=2001, 1995=2004]。
- 政府からの補助金を伴う地域コミュニティ・都市の再生政策は、保守党時代からのものを含めて複数ある。例えば、近隣地区再生のための全国戦略（National Strategy for Neighbourhood Renewal: NSNR）が実施され、全国88地域の再生を目的に、パートナーシップに対して補助金を支給する近隣再生基金（Neighbourhood Renewal Fund, 2001-）などが挙げられる[堀田 2005, p.199；中島 2006, pp.27-28]。
- 2003年にWFTCから勤労税額控除（WTC）へと制度改正が行われ、子どものいないワーキング・プアも給付対象となった。
- タウンゼントの相対的剥奪論（relative deprivation）[Townsend 1979]は、所得（生活資源）の欠如と、広く社会一般に共有される生活様式を構成する活動（社会参加、政治参加、消費）の剥奪との相関関係を問う。その上で、12の生活領域に属する60の剥奪指標を選定し、1項目の剥奪につき1点を与える形で加算していく。その上で得られた剥奪得点と所得との相関をグラフで示し、閾値（threshold、広く社会一般に共有される生活様式が営めなくなる点）を求める。この点は、政策的介入を行う基準・根拠となる、一種の貧困線であり、現行の公的扶助基準の低劣さを示し、その是正を求める政策的インプリケーションをもつことになる。これは、福祉国家自体の逆機能に注目するというよりは、福祉国家の理想がいまだ実現していないことを問題視したものであると言った方が適切であろう。
- 厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究」（主任研究者：阿部彩）の一環として、東京近郊の大

- 都市X市の複数の地域を対象に、住民基本台帳から成人男女1,600人を無作為抽出して質問紙法によって行った(有効回答数は584、回答率36.5%、2006年2月に実施)。
- 10) 経済的側面における排除を、就労そのものではなく、所得と消費から測定している。ライフコース要因(子どもの頃の経済状況、学歴など)とのコントロールを行うために、説明変数とした。
  - 11) これらの指標間の相関係数を求めたところ、高くとも0.3程度であり、極めて相関が弱いことが分かった。
  - 12) なお、個人年金や民間医療保険の加入状況も問うているが、公的年金・医療保険に未加入で、それらの保険のみに加入している者はいなかった。

#### 参考文献

- 阿部 彩(2006)「相対的剥奪の実態と分析——日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労』法律文化社, pp.251-275。
- 権原 朗(2005)『イギリス社会保障の史的研究V——20世紀末から21世紀へ』法律文化社。
- 菊地英明(2007)『「社会的排除と包摶」とは何か—概念整理の試み』日本ソーシャルインクルージョン推進会議編『ソーシャル・インクルージョン——格差社会への処方箋』中央法規出版, pp.182-202。
- 国立社会保障・人口問題研究所(2006)『平成16年度社会保障給付費』。
- 都留民子(2000)『フランスの貧困と社会保護——参入最低限所得(RMI)への途とその経験』法律文化社。
- 富岡次郎(1992)『イギリスにおける移民労働者の住宅問題』明石書店。
- 富永健一(1988)『日本産業社会の転機』東京大学出版会。
- 中島恵理(2004)「英国での歴史的背景とソーシャルエコノミーの考え方」炭谷茂・大山博・細内信孝編著『ソーシャルインクルージョンと社会起業の役割——地域福祉計画推進のために』ぎょうせい, pp.18-41。
- 平岡公一(2001)「相対的剥奪指標の開発と適用」平岡公一編『高齢期と社会的不平等』東京大学出版会, pp.153-173。
- 堀有喜衣(2006)『イギリスのキャリア教育と就業支援』小杉礼子・堀有喜衣編『キャリア教育と就業支援——フリーター・ニート対策の国際比較』勁草書房。
- 堀田祐三子(2005)『イギリス住宅政策と非営利組織』日本経済評論社。
- Berghman, Jos (1995) "Social exclusion in Europe: policy contest and analytical framework", in Room, Graham ed., *Beyond the Threshold: the Measurement and Analysis of Social Exclusion*, Bristol: Policy Press, pp. 10-28.
- Giddens, Anthony (1998) *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Cambridge: Polity Press. (= 1999, 佐和隆光訳『第三の道——効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社。)
- (2000) *The Third Way and its Critics*, Cambridge: Polity Press. (= 2003, 今枝法之・千川剛史訳『第三の道とその批判』晃洋書房。)
- Jones, Gill, Wallace, Claire (1992) *Youth, Family and Citizenship*, Buckingham: Open University Press. (= 2002, 宮本みち子監訳『若者はなぜ大人になれないのか——家族・国家・シティズンシップ』新評論。)
- Lenoir, Rene (1974) *Les Exclus: un français sur dix*, Seuil.
- Myrdal, Gunnar (1962) *Challenge to affluence*, New York : Pantheon Books. (= 1964, 小原敬士・池田豊訳『豊かさへの挑戦』竹内書店。)
- Putnam, Robert, D. (1993) *Making Democracy Work*, 河田潤一訳,『哲学する民主主義——伝統と改革の市民的構造』NTT出版。
- (1995) "Bowling Alone: America's Declining Social Capital" *Journal of Democracy*, 6:1 pp.65-78. (= 2005, 坂本治也・山内富美訳「ひとりでボウリングをする——アメリカにおけるソーシャル・キャピタルの減退』宮川公男・大守隆編『ソーシャル・キャピタル——現代社会のガバナンスの基礎』pp.55-76。)
- Townsend, Peter (1974) "Poverty as relative deprivation" Wedderburn, Dorothy, *Poverty, inequality and class structure*. (= 1977, 高山武志訳,「相対的剥奪としての貧困」ウェッダーバーン, D. 編著『イギリスにおける貧困の論理』光生館, pp.19-54。)
- (1979) *Poverty in the United Kingdom: a survey of household resources and standards of living*, Penguin Books.
- Wilson, William J. (1987) *The Truly Disadvantaged: the Inner city, the Underclass, and Public Policy*, Chicago: University of Chicago Press. (= 1999, 平川茂・牛草英晴訳『アメリカのアンダークラス——本当に不利な立場に置かれた人々』明石書店。)
- (きくち・ひであき 国立社会保障・人口問題研究所  
社会保障基礎理論研究部研究員)

# 潜在能力アプローチにおける社会的選択問題 ——「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」 社会的評価は形成可能か？——

後 藤 玲 子

## I はじめに

本稿の目的は、アマルティア・センの潜在能力アプローチを社会政策に適用する際に、留意すべき方法的問題を明らかにすることにある。潜在能力アプローチの特徴は、経済学が従来、依拠してきた所得概念や効用概念にかわって、「潜在能力」概念をもとに、一人ひとりの個人が被っている不利性をより客観的に、けれども可能なかぎりその人の総体においてとらえたうえで、適切な資源再分配政策を構想しようとする点にある。それは、個人の利益や目標そして意思をともに尊重する社会政策を可能とするものとして注目される。だが、実際の適用において潜在能力アプローチはいくつかの困難をまぬがれえない。以下に、問題関心の所在を記そう。

センによれば、潜在能力 (capability) は、財やサービス(より厳密には、財やサービスのもつ「特性 (characteristics)」<sup>1)</sup>)を利用して達成可能となる諸機能 (functionings, すなわち、さまざまな行いや在りよう) の集合として定義される。潜在能力の中から何を実際に選ぶかは、本人が「価値をおく理由のある生」をもとに決められるとしても、本人が選ぶことのできる諸機能が不足していると判断された場合には、社会的に保障する手立てがとられることになる。センはその目標を、「本人が価値をおく理由のある生を生きられること (to live the kind of lives they have reason to value)」、すなわち、実質的自由の保障においてた。だが、容易

に想像されるように、本人が選ぶ局面をどこに設定し、選ぶことを可能とする条件に何を入れ込むかは、決して自明の問題ではない。1人の個人内においても、眞の利益と選ぼうとする事柄とはしばしば相反するし、変化もする。まして複数の個人の間では、利益自体、あるいは選択したいと考える領域自体が相対立する可能性を秘めている<sup>2)</sup>。

したがって、潜在能力アプローチを実際に適用するためには、「潜在能力」概念に基づいて個々人の個人的評価——それは、現在、個人が享受している潜在能力を含めて、異なる代替的な環境(社会政策を含む)のもとで個人が享受しうる代替的な潜在能力に対する評価をあらわす——をいかに構成するか、また、個々人の個人的評価を集約しながら、社会的評価——それは、異なる代替的な環境から人びとが受ける影響の違いを考慮しながら、政策を選択する基礎となる——をいかに形成するか、という問題に答える必要がでてくる。

先行研究においてこの問題は、異なる複数の要素から統一的な尺度を構成する測定の問題として、あるいは、善き生の観点から潜在能力の構成要素を特定化する哲学的な問題として扱われてきた。それに対して、本稿の特徴は、この問題を社会的選択理論の枠組みから考察することにある。

社会的選択理論とは、ケネス・アローに始まる厚生経済学の一領域であり、主として、社会を構成する人びとの個人的な評価に基づいて社会的な評価を形成する集計手続きを研究する理論である。そのエッセンスはセンの次の言葉に凝縮されている。

社会内の異なる個人において、選好、関心、および不測の事態の多様さが窺える場合に、社会についての説得力ある判断の集計(例えば、「社会的厚生」、「公共の利益」、「集計された貧困」について)に、いかにして到達できるのか?われわれはいかにして、「社会はこれよりもそちらを好む」とか「社会はそれよりもこちらを選ぶべきだ」、または「これは社会的に正しい」といった形で、そのような集計された判断の合理的な基礎を見出だすことができるのだろうか?すべての可能性において、特に、ホラティウスがはるか昔に「人々の数だけ多くの選好がある」と記したように、社会的選択はリーズナブルでありえようか? [Sen 2002, p.66]

センは、潜在能力アプローチの基本的枠組みを提示したものの、その具体的な構成要素やそれに基づく具体的な政策に関する決定を、当該社会の人びとの公共的討議や推論の問題に残した。その一方で、潜在能力に関する社会的評価に関しては、異なる複数の評価順序の共通部分をとることによって、福祉の共通基準を導出できればよいと主張している<sup>3)</sup>。これらの主張は、貧困や不平等の測定に関するこれまでのセンの研究——異なる測定方法の共通部分に基づいて部分順序を指定する測定指標を再構成する試みなど——の延長線上にあるものと解釈される<sup>4)</sup>。また、そもそも、適切な社会政策を判断する社会的評価を、人びとの個人的評価をベースとしながら構成していくという発想、しかも、それを投票というステージに象徴的に示される個人主義的な意思決定の集合としてとらえるのではなく、人びとが互いに討議し、推論を重ねていく公共的な評価形成プロセスとして構想するという発想は、セン独自の社会的選択理論の到達点として注目される<sup>5)</sup>。

本稿の関心は、第一に、潜在能力アプローチに関するセンのこのような議論を、彼自身の社会的選択理論の枠組みで確認すること、すなわち、潜在能力アプローチにおける個人的・社会的評価形成の問題を、アロー型社会的選択理論を基盤としつつも、あるところで大きく跳躍し、独自の観点から展開をとげてきたセン独自の社会的選択理論、ならびにその背景理論と、どこで、どのように接続

されるのか、どの部分をさらに発展させるものであるのかを確かめることにある。

第二に、潜在能力アプローチにおける「測定」の問題を、その基礎概念——基數性、個人間比較、完備性——に立ち戻って再検討することである。潜在能力アプローチを適用する際には、何らかの意味で、潜在能力を基數的に測定し、個人間比較、個人内比較する作業は避けられないだろう。ただし、それはいったいどのような範囲で、どの程度なされるべき作業なのだろうか。また、潜在能力測定のベースとなる情報はどのように収集され、解釈されるべきものなのだろうか。

## II 不変性要請と潜在能力概念

アローに始まる現代の社会的選択理論の流れにおいて、センの社会的選択理論のきわだった特徴は、個人的評価の情報的・規範的性質に分け入り、異なるソーシャル・イシューとの対応で、社会的評価の基礎とすべき個人的評価のあり方を考察した点にある。とりわけ注目されたのが、社会政策の対象とされる個々人の個人的評価の情報的性質、ならびに、社会政策の立案・実行主体となる個々人の個人的評価の規範的性質(とりわけ合理性)である。前者は、個人の私的情報を反映する個人的評価であり、社会政策の基礎的情報へ集約されていく。後者は、自他の私的情報を参照しながら、社会政策を判断する個人的評価であり、社会政策を選択する社会的評価へと集約されていく。センは、アロー型社会的選択理論において、混同されがちであった個人的評価のこれら2つの側面を区別しながら論ずる道を開いた。

ただし、次の2つの点が注記される。第一に、ここでいう社会政策の対象ならびに立案・実行主体は、同一の個人でありうる点である。個々人はそれぞれ、社会政策の情報的基礎となる個人的評価を保持するとともに、人びとの個人的評価プロファイルをもとに、社会政策の望ましさに関する個人的評価をも形成する。第二に、2つの個人的評価は、相互に影響しあって形成される点である。たとえば、潜在能力アプローチの適用にあたって、

まずもって問題となるのは、個々人の不利性を表現する個人的評価の同定である。ただし、どのように個々人の個人的評価を同定するかという問題は、(自分自身を含めた)個々人の不利性をどのように理解し、どのような政策的対応を推奨するかという、社会政策立案の問題と密接にかかわってくる。また、後者の評価は、個々人の個人的評価の同定プロセスを通じて徐々に確定されていく。

この点を確認したうえで、以下では、センの考案した「社会的厚生汎関数 (social welfare functional)」を手がかりとしながら、社会的選択理論と潜在能力アプローチの接続を検討したい<sup>6)</sup>。「社会的厚生汎関数」は、アロー型社会的選択理論の枠組みを基本的に踏襲しつつも、アローが採用した序数的個人間比較不可能な個人的評価以外の多様な性質をもった個人的評価、たとえば、基數のあるいは個人間比較可能な——水準・単位・比率の比較可能性——を広く俯瞰する枠組みを提示する<sup>7)</sup>。はじめにその定義を示そう<sup>8)</sup>。

いま、選択可能な社会状態に対して、一定の個人的評価(値)を対応させる仕方を個人的評価関数と呼ぼう。ただし、ここでいう社会状態とは、現在の状態を含めて、異なる代替的な環境(社会政策を含む)のもとで実現可能となる代替的な状態を表すものとする。また、個人的評価とは、それぞれの社会状態のもとで実現する個々人の客観的境遇とも、それぞれの社会状態で個々人が得る効用・厚生とも、あるいは、個々人の選好もしくは理性的評価とも解釈可能であるとする。また本人が形成した評価であるとも、政策主体がその個人に割り振った評価とも解釈可能である<sup>9)</sup>。

そして、n人の個人が形成する個人的評価関数の束を個人的評価関数プロファイルと呼ぼう。さらに、選択可能なすべての社会状態に対する「社会」の評価(社会状態を順序付ける)を社会的評価と呼ぼう。ここでいう「社会」の評価とは、選択可能な社会状態のどれを社会的に実現することがより望ましいかという政策的評価を意味するものとする。

異なる個人的評価関数プロファイルそれぞれに対して、一定の規則で、社会的評価をそれぞれ対

応させる関数が、「社会的厚生汎関数」である(個人的評価を集計して社会的評価を形成するという意味で、以下では「集計ルール」とも呼ぶ)。いま、任意の2つの社会状態に対する誰かの評価が変わったとしたら、個人的評価関数プロファイルも変化するので、対応する社会的評価(順序付け)も変化する可能性がある。たとえば、「一律10%の比例所得税制」と「5%から50%までの累進性の所得税制」という2つの選択可能な社会状態があるとしよう。当初、人びとの賃金は平準化されており、前者のもとで人びとはほぼ十分な可処分所得を享受していた。だが、賃金格差が拡大し、前者では十分な可処分所得を享受できない個人が出現するおそれが出てきたとしよう。このとき、2つの所得税制に対する社会的評価は変化するだろうか。

最初に考察すべき問題は、社会的厚生汎関数ならびに個人的評価関数の情報的性質である。もし社会的厚生汎関数が個人的評価関数のみを情報的基礎とし、個人的評価関数が本人の主観的で個人間不可能な序数情報のみを提供するとしたら<sup>10)</sup>、そして、2つの社会状態に関するすべての個人の序列が変化しないとしたら、個人的評価関数プロファイルは変化せず、社会的評価も変化しないことになる。それに対して、個人的評価関数が個人的境遇に関する基數的かつ個人間比較可能な情報を含むとしたら、社会的評価が変化する可能性がでてくる。たとえば、ある人びとは、税制改革に関する意見を求められた際には、小さな政府を支持して、現行制度の維持を主張するかもしれない(主観的な序列に変化はない)。だが、彼らの客観的な境遇が現行税制のもとで悪化することがあきらかであるとしよう。このとき、個人の境遇に依拠した個人的評価関数は大きく変化し、その変化が、2つの代替的な税制に対する社会的評価に反映される可能性がでてくる。

ただし、個人の境遇に依拠する場合にも、個人の状態をどの側面でとらえるかに応じて、個人的評価の変化のあらわれ方は違ってくる。たとえば、個人の状態をもっぱら疾病の有無でとらえる場合には、可処分所得は大きく低下したもののが疾病にかかっていない個人の個人的評価関数に対して

何の変化をもたらさないことになる。

本人の主観的反応も含めて、ある社会状態が個人にもたらす影響は、多側面にわたる。そのいずれに焦点をあてて形成されるかに依存して、個人的評価関数——ある個人の立場から社会状態を評価するものさし——は、複数存在することになる。そのうちのいくつかは、相互に矛盾をきたす可能性がある。また、いくつかは、直接矛盾はしないものの、社会的評価への反映のされ方に対して異なる方向性を示す可能性がある。はたして、どの側面に焦点を当てた個人的評価の変化や差異については、社会的評価に反映させる必要があるのか、どの側面をとらえる個人的評価の変化や差異であれば、社会的には「不变」として扱ってよいのか。このような問いの所在を端的に示すものが、センの「不变性要請 (invariant requirement)」[Sen 1977b]の概念である。すなわち、

#### 【定義：不变性要請】

2つの対象  $x$  と  $y$  が同一情報集合  $I$  に属するならば、それらは同一の方法 ( $J$ ) で取り扱われなければならない。

不变性要請のもとでは、任意の2つの対象  $x$  と  $y$  は、情報集合  $I$  に関して“同様”であると判断されるかぎり、たとえ他の点に関してどれほど差異があろうとも、同一の方法  $J$  で扱われなければならぬ。他方、他の諸点に関してどれほど類似点があろうとも、情報集合  $I$  に関して“同様”であると判断されないかぎり、同一の方法  $J$  で扱われる保証はない。例えば、いま  $x$  と  $y$  を任意の2人の個人としよう。この2人の個人が等しく扱われるとしたら、その背後には、特定の情報にことさら注目する特定の観点が存在するはずである。はたして、個々人のどんな変化や相違に注目し、どんな変化や相違に目をつぶるべきか。いかなる社会政策も、多様な人々の多様な側面を特定の観点から切り取ることを免れられない。多元的評価軸の選択をはじめから想定している「潜在能力」概念は、われわれが無意識になしているこのような情報の選択、観点の選択を可視化するものといえるだろう<sup>11)</sup>。

### III 潜在能力概念に基づく 社会的評価の形成手続き

統いて検討すべきは、社会的厚生汎関数による個人的評価関数プロファイルの「扱い方」(集計の仕方)，すなわち個々人の個人的評価関数をもとに社会的評価を構成する手続きをめぐる問題である。たとえば、任意の2つの社会状態に関して、すべての個人が一致した評価を下したにもかかわらず、それとは異なる社会的評価が形成されたとしたら、そこには個人的評価プロファイルの集合的な判断を超えた力が働いたことになる。はたして、そのような力は許容できるのだろうか。できるとしたら、どのような場合だろうか。あるいはまた、個人的評価関数プロファイルがある構造的な特徴をもつとき、社会的評価の形成方法に一定の規則性があらわれるとしたら、そこでは等しいものへの等しい扱いが実行されたことになる。はたして、どのような構造的な特徴に対して等しい扱いがなされたのだろうか。どのような構造的な特徴に焦点を当てることは、適切なのだろうか。

アロー型社会的選択理論は、はじめの問い合わせ否定的であり、あとの問い合わせに対して、個人の名前や選択肢の名前からは独立に、どの選択肢集合に対しても、どのような評価関数プロファイルに対しても、2つの選択肢間の序列に関する構造の等しさを、社会的評価においても等しく扱うことを要請するものだった<sup>12)</sup>。個人的評価は合理的かつ序数的個人間比較不可能だという仮定をおいた上で、これらの条件を同時に満たしつつ、合理的な社会的評価をもたらす集計ルール(アローのいう「社会的厚生関数」、センの枠組みでは「社会的厚生汎関数」)は存在しない、これが「アローの不可能性定理」として知られているものである。

われわれの関心からすれば、不可能性定理それ自体にはさほど意味がない。あらゆるプロファイルに対して、どんな選択肢集合からも、同一の方法で社会的評価を形成できるかどうかよりも、適切な「不变性要請」を内包する——たとえば、序数的で個人間比較可能な、あるいは、基数的で個人間比

較可能な「潜在能力」指標に基づいて——一定の個人的評価プロファイルをもとに、適切な手続きで、一定範囲内の社会状態に関する望ましい社会的評価を形成することにあるからだ<sup>13)</sup>。

ただし検討すべきは、アロー型社会的選択理論で公正な手続きとされてきた基準、たとえば匿名性と中立性、パレート条件、定義域の無限定性などの確からしさである。投票の局面においてそれらは民主主義的手手続きの問題と解され、不平等や貧困の測定の文脈では、公正な集計手続きとも解ってきた。はたして、これらはわれわれが関心をもつ主題——潜在能力に関する社会的評価の形成——においても、適切さを失わないのだろうか。

たとえば、いま、ある情報的性質をもつ個人的評価プロファイルのもとで、2種類の所得税制に対する個人*i*さんの個人的評価関数に変化が認知され、それが社会的評価の変化に反映されたとしよう。そのとき匿名性の条件は、同様の変化が個人*j*さんに認知された場合もまた、社会的評価の変化に同様に反映されることを要請する。あるいはまた、他の2対の社会状態(たとえば、「民間医療保険制度」と「公的医療保険制度」)に対応する個人*i*さんの個人的評価が先の2種類の場合と同様であるとしよう。このとき中立性の条件は、この2つの社会状態に対する社会的評価も先と同様であることを要請する。さらに、パレート条件は、すべての個人が2つの社会状態に関して同一の序列をもてば、社会的評価はそれを反映することを、定義域の無限定性は、個々人のもつ評価関数に関して、それらが特定の情報的性質ならびに合理性の条件を満たす限り、どんなタイプをとろうとも、暗黙裡に排除しないことを要請する。

興味深いことは、先に検討した個人的評価関数の情報的性質の相違が、これらの手続き的基準にもたらす意味の相違である。個人的評価関数が、アローが想定したように、序数的で個人間比較不可能な性質をもつとすると、ここでいう「同様」とは、各個人の個人的評価における序数的関係の等しさを意味することになる。任意の2つの社会状態、任意の2人の個人に関して、個人的評価における序数的関係が同じでありさえすれば——たとえ個

人的評価の水準や差が大きく異なっていたとしても——、同様とみなされる。

それに対して、序数的で個人間比較可能な性質をもつ場合には、共通の序数的順序におけるポジションの等しさが着目される。共通の序数的順序のもとで同一順位を保持している2人の個人、2つの社会状態は同様とみなされる。ここでは、共通の序数的順序におけるポジションの相違は配慮されるものの、ポジションが同一であるかぎり、個人や状態の名前の相違は考慮されないという意味での匿名性・中立性は成立する。あるいはまた、基数的で個人間比較可能な性質をもつ場合は、共通の原点と間隔をもつ基数的尺度における水準の等しさ、あるいは差の等しさが着目される。共通の基数的尺度のもとで、同一の水準にある(あるいは同一の差をもつ)2人の個人、2つの社会状態は同様とみなされる。ここでは、共通の基数的尺度における水準(あるいは差)の相違は配慮されるものの、水準(あるいは差)が同一であるかぎり、個人や状態の名前の相違は考慮されないという意味での匿名性・中立性は成立する。たとえば、一定の基数値を下回る個々人の評価(とその変化)に関しては、同様の方法で社会的評価に反映する、あるいは、一定の共通の基数値を下回る社会状態(とその変化)は社会的評価に同様の方法で反映することが可能となる。

パレート条件はどうだろうか。パレート条件は、個々人の評価における序数的序列に依拠する基準であるから、個人的評価関数の情報的性質の相違を超えて、どの個人の評価においてもより優れている社会状態をよりよいと評価するという言明として適用可能である<sup>14)</sup>。だが、この言明は、他の規範的条件と直接的に衝突するおそれがある。たとえば個人間比較可能な評価をもちいて、個人的評価の相対的格差がより小さい社会状態こそをより高く評価するという平等基準が優先に課される場合、あるいは序数的個人間比較不可能な評価のもとで、どの個人も他者の境遇を高く評価していないような社会状態こそをよりよいとする無羨望基準が優先的に課される場合には、パレート条件はかならずしも満たされない。

定義域の無限定性もまた個人的評価の情報的性質の相違にかかわらず、適用可能である。個々人のもつ個人的評価関数がどんなタイプのものであろうとも、暗黙裡に排除しないというこの条件は、個々人がもちうる個人的評価の自由度を最大限に確保するといった規範的な解釈を可能とするほか、無規定な前提を極力小さくするという集計ルール（社会的厚生汎関数）の1つの特性、あるいは、モデルの内的完結性を高めるという理論の1つの特性としても解釈される。たとえば、規範的な要請によって、個々人がとりうる個人的評価関数の範囲を制約する必要性がでてくるとしても、それは集計ルール（社会的厚生汎関数）に課せられる条件として明示することができるし、そうすることが望ましいとも考えられる。だが、われわれの関心からすると、アロー型社会的選択理論においては、そこに、序数的で個人間比較不可能な評価に限るという限定があったこと、他の情報的性質をもつ個人的評価が、暗黙裡に排除されていた点が、むしろ問題となってくる。

個人的評価の情報的性質に注目するセンの関心は、どの情報的性質が優れているかを論ずることにはなかった。そうではなくて、本来比較できないもの、水準や差をとることに意味がないことがらを、無理に比較し、数値化するという愚かさをさける一方で、少なくとも社会政策の実施に資する範囲で、個人間比較し、水準や差を探らなくてはならない問題をおざなりにしないことにあった。そしてまた、異なる情報的性質をもつ個人的評価のどれを、なぜ、用いているのか、その理由と妥当性を、本人と他の人びとが反省的に吟味することを可能とすることにあった。アローの課した限定は、その可能性を閉ざすことになる。

ただし、アロー型社会的選択理論に対する彼の批判は、そことどまらない。彼の批判はそこで前提とされていた「完備性」の仮定にも向かった。次節ではこの問題を論じよう。

#### IV 非完備的評価のもとでの「基本的潜在能力の保障」原理の定式化

「完備性」とは、評価が合理的であるための1つの条件であり、選択対象とされるすべての社会状態が互いに比較可能であること、すなわち、選択肢集合の中の任意のペアに関して、どちらがよりよいか、どちらも無差別であるかを判断できることを意味する。アローは、個人的評価に関して、個人間での比較可能性をいつさい否定する一方で、個人内では、すべての社会状態が比較可能であることを仮定した。完備性は、反射性・推移性と並んで、個人の「合理性」を特徴づける<sup>15)</sup>。

だが、個人は、通常、所与の選択肢集合に関して、完備的な評価を形成しうるとは限らない。また、完備的な評価を社会的評価の情報的基礎に使えることが、常に、適切であるとは限らない。たとえば、先述した例において、実質賃金の大幅な低下により、一律比例税制のもとではより少ない可処分所得しか得られないにもかかわらず、小さな政府の観点から累進課税制よりも一律比例税制を高く評価する個人を考えよう。その彼が、あるとき、低賃金であるばかりでなく疾病をもつ人々にとっては累進課税制のもとでより高い福祉を享受できることを知ったとしよう。その事実を深刻に受け止めた彼は、この2つの社会状態を、即座には、順序付けることができなくなるかもしれない。そして、この2つの社会状態に関する彼の沈黙が、両者の評価を決定するパレート条件の稼動をぎりぎりのところでくいとめるかもしれない。

ただし、ある社会状態のもとで実現する本人の「所得」をその社会状態に対する本人の個人的評価とする場合には、基数的個人間比較可能で、かつ——データ上の困難を克服すれば、少なくとも理論的には——完備的な個人的評価関数プロファイルを構成することができる。この場合には、この個人的評価関数プロファイルをもとに、個人の名前、社会状態の名前にに関する匿名性・中立性、パレート条件、定義域の無限定性を満たしつつ、各社会状態における個人的評価の総計が大きい

順に社会状態を順序付ける完備的な社会的評価を形成することができる。功利主義(総計主義)原理をみたす集計ルールである<sup>16)</sup>。

あるいは、同じく、個人の名前、社会状態の名前に関する匿名性・中立性、パレート条件、定義域の無限定性を満たしつつ、各社会状態で実現する最小ポジションの評価を相互に比較して、その値の大きい順に社会状態を順序付ける完備的な社会的評価を形成することができる。ロールズ格差原理をみたす集計ルールである<sup>17)</sup>。この場合、最小ポジションの評価がそのまま社会的評価に反映されるという意味では、最小ポジションがアローのいう独裁者になる。だが、各社会状態で実現する最小ポジションの扱い手は同一人物ではないので、1人の個人の個人的評価がそのまま社会的評価になるという独裁性はまぬがれる。

さらに、パレート条件は満たさないものの、匿名性・中立性、定義域の無限定性を満たしつつ、それぞれの社会状態における個人的評価の格差に焦点を当て、格差が小さい順に社会状態を順序付ける完備的な社会的評価を形成することができる。相対格差最小化原理をみたす集計ルールである。

それに対して、ある社会状態で享受可能となる本人の「潜在能力」をその社会状態に対する本人の個人的評価とする場合はどうだろうか。「潜在能力」は、通常、多元的評価軸(複数の機能リスト)から構成される。この場合には、基数的であり、序数的であり、個人間であり、個人内であり、すべての社会状態を比較する完備的な個人的評価関数を構成すること、それらをもとに完備的な社会的評価を形成することは困難となる。だが、次のような手順で、「完備性」の要求を弱めるならば、ロールズ格差原理をみたす社会状態の選択、さらには、「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」社会状態の選択は可能となる。

はじめに、各社会状態で実現する個々人の潜在能力を序数的に比較し——完備的ではないにせよ——、他の人々の潜在能力をドミナントしない個々人を特定化し、彼らの潜在能力を「最小潜在能力」とみなす。続いて、各社会状態で実現する

最小潜在能力を序数的に比較し——完備的ではないにせよ——、少なくとも他の社会状態で実現する最小潜在能力にドミナントされない社会状態(複数であってもよい)を特定化し、それを「最大の最小潜在能力」を実現する社会状態とみなす。ロールズ格差原理をみたす集計ルールは、この社会状態の集合を選択するような社会的評価——完備的ではないにせよ——をもたらす。

あるいはまた、ある社会の中で、人びとが普通に暮らしていくために必要な「基本的潜在能力」が基数的に特定化できたとしよう。さらに、上記の「最小潜在能力」がこの基本的潜在能力を下回らない社会状態(複数であってもよい)が特定化できたとしよう。このとき、「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」という分配原理をみたす集計ルールは、この社会状態の集合を選択するような社会的評価——完備的ではないにせよ——をもたらす。この集計ルールも、パレート条件、匿名性・中立性、定義域の無限定性を満たす。ロールズ格差原理(またここでは扱わなかったが相対格差縮小原理も)は、結果的に実現する人びとの潜在能力が十分な水準となることを要求しない。それに対し、「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」という分配原理は、最小潜在能力が最大化されることを保証しない代わりに、最小潜在能力が十分な水準となることを要求する。

1つ注記をしておこう。先述したように、ある評価が「完備的ではない」とは、相互に比較することができない社会状態を残しているという意味である。すなわち、2つの潜在能力に関して、どちらが他より有利であるとも、同程度(無差別)であるとも判断できない場合があるという意味である。たとえば、上記の議論で、「少なくとも他の社会状態で実現する最小潜在能力にドミナントされない社会状態」、あるいは「最小潜在能力が基本的潜在能力を下回らない社会状態」が複数である場合、それらは相互に比較できない可能性がある。また、それ以外の社会状態(ドミナントされる社会状態、あるいは、下回る社会状態)同士もまた、相互に比較できない可能性がある。だが、それらの非完備性それ自体は、ロールズ格差原理あるいは、「すべ

ての個人に基本的潜在能力を保障する」という分配原理を実現するうえでは妨げにならない点に留意が必要である。ここで残された非完備性の部分に対して、さらに順序をつけたい場合には、他の基準を組み合わせればよいことになる。

この点を確認したうえで、続いて考察すべきは、ここで想定されている限定的な比較の現実的な可能性である。すなわち、各社会状態で実現する最小潜在能力を序数的に比較(完備的ではないにせよ)し、少なくとも他の社会状態で実現する最小潜在能力にドミナントされない社会状態を特定化することができるかという問題、そしてまた、「基本的潜在能力」を基数的に特定化し、各社会状態で特定化される「最小潜在能力」が基本的潜在能力を下回らない社会状態を抽出することができるかという問題である。理論的には、これらは完全に客観的に同定されると想定すること(したがって、あとは実証経済学の手に委ねてしまうこと)も単一の個人(政府)によって同定されるのだと想定することもできる。あるいは、再度、社会的選択理論の枠組みにもどって、個々人の主観的判断、たとえば、各人が形成する非完備的な「序数的個人間比較可能な個人的評価プロファイル」をもとに同定される、と想定することもできる。それぞれの想定には独自の利点と問題点が含まれているものの、ここではその検討に立ち入らず、具体的な現実に立ち返って問い合わせを考察していきたい。

## V 潜在能力概念の多元性—— 3つの不利性と対応する正義の構想

先述したように、ケイパビリティ・アプローチの特徴は、人びとの被っている不利性をより客観的に、けれども可能なかぎり個別的・総体的にとらえたうえで、適切な資源再分配政策を構想しようとする点にある。だが、その適用にあたって、最初に考慮すべきことは、個人の不利性をとらえる視点それ自体が質的に異なっている可能性がある点である。事実、次の3つの種類の不利性を互いに比較することは困難である。

第一は、常に、ある時点でのある個人の結果状

態をもって捕捉することが適切ではないような不利性である。たとえば、歴史的不正義、自然的・社会的災害、犯罪などに遭遇した人びとが被る不利性は、もともと社会状態が大きく異なる人びとに覆いかぶさる不利性であり、個々人の状況は依然としてばらばらである可能性がある。この場合には、結果状態に注目するよりも、不利性を引き起こした原因に直接、焦点を当てながら、被った被害とそれに抗して生き続けることの人間的意味を分析した方が適切であるかもしれない。

第二は、不利性をもたらす特定の要因や発生しがちな追加的な必要を特定化できるような不利性である。たとえば、性、年齢、障害、国籍、就労状態、家族構成(ひとり親、離別・死別、単身)など特定の自然的・社会的属性を理由とする不利性(シングル・マザー、在日外国人、不況期の若者なども含まれる)が、これに相当する。この場合には、市場その他における価格情報を手がかりにして、彼らが追加的に必要とする財やサービスを貨幣評価することによって、不利性を緩和するための政策を立案することができる。

第三は、特定の原因や要因、必要などで特徴づけることが困難であるものの、ある時点である個人が現に被っている不利性である。この場合には、ある社会で生活するうえで、決定的に重要な諸機能を実現する「基本的潜在能力」を特定化したうえで、ある時点でのある個人の潜在能力上の不足を補う政策が適切となるだろう。本人の潜在能力上の不足を補うための方法は、所得や資産、人的資源の保有状況や本人の資源利用能力などに関する私的情報をもとにして測定されることになる。

従来、潜在能力アプローチでは、これら3種類の不利性が相互に区別されないまま、あるいは、もっぱら3つめの不利性が暗黙裡に想定されたまま、ある時点である個人が被っている潜在能力上の不足という結果状態のみが注目されてきた。だが、これら3つの不利性にわたって、基数的で個人間比較可能な評価を完備的に構成することはほぼ不可能であることが容易に推察される。また、3つの不利性を通して「最も不遇なポジション」を特定化すること、あるいは、それを最大化する社会状

態を特定化することは、困難であるばかりでなく、危険であると考えられる。

なぜなら、これら3つの不利性が通約不能な質的相違をもつばかりでなく、これら3種類の不利性に対応する社会政策は、次のような異なる正義の構想に基づき、異なる側面における衡平性や平等性を要求するからである。それぞれはなぜ、どのように不利性を補償すべきなのかという問いに異なる視点を提供する<sup>18)</sup>。

1つ目の不利性に対応する政策は、アリストテレスがいうところの「矯正としての正義」にもとづく。それは、原状の回復を目的として、喪失分に対応する資源の補償が、責任ある当事者のみならず、社会的責任において遂行されることが要請される。資源の補償にあたっては、損害と受益との算術的衡平性が要請される。

2つ目の不利性に対応する政策もまた、不当性の判断にもとづく補償的性格をもつ。ただし、そこでの不当性の判断は、原因となった属性そのものではなく、属性に対する制度的な扱いに向けられる。例えば、女性であること、老齢であること、身体的・精神的特徴が“標準”から乖離していることそれ自体は、マイナスの価値とも不当ともいえないからだ。不当性の問題は、それらの属性に対する制度的な扱い、すなわち、それらの属性がもたらす自然的不利益を放置しておく、あるいは、それらを社会的・経済的不利益へと一層、拡大していくような人為的な制度(慣習・法・システム)において発生する。例えば、身体的・精神的特徴が“標準”から乖離している個人が、基本的な生活を送ることが困難なまま放置されているとしたら、あるいは、そのことを理由として社会的活動に参加する機会、財・サービスの利用機会を実質的に——形式的に閉め出されるのみならず、機会を実際に利用する手立てをもたない——制約されるとしたら、さらには、社会的活動に参加する意欲、あるいは活動する意欲それ自体を自ら抑制してしまっているとしたら、これらを黙認する制度は不当だという判断が形成されうるだろう。その際には、これらの不利益をもたらすことのない理念的制度を参照点としながら、いわば反射的に、補償すべき経

済的給付が測定され、提供されることになる。同様に、給付の対象を限定するものの、不当性の判断ではなく、人々が共有する特定の社会的価値を根拠として、それを促進する観点から、特定の需要に対して経済的給付がなされる場合がある。例えば、少子化現象に対して人々の多くが危機感を抱き、子育てに伴う特別の需要が「社会的な」需要とみなされたとしたら、公的な経済的給付を行う施策が支持されるかもしれない。この場合、給付の目的は、現に子育てを行っている家計を援助することのみならず、子育てに対する潜在的な需要にも向けられるため、少子化現象の緩和という社会的価値が促進されることになる<sup>19)</sup>。この政策では、基本的潜在能力をもつために各集団が必要とする追加的資源と各集団が特別に受給する便益との衡平性を要求する。

3つ目の不利性に対応する政策は、端的に、ある個人に対して、基本的福祉を保障しないことは、端的に不正義だという発想に基づく。そして、どの個人も基本的福祉を享受できるように、個々人の必要に応じて資源が提供される。これは、個々人のもつ価値に注目する点で、アリストテレスの配分的正義——共同体で価値ある財を「価値に応じて」配分する——と共通する。ただし、配分の情報的基礎となる個人の価値は、本人の為したさまざまな貢献を束ねたものではなく、ひととしての等しさとして解釈する必要があるだろう。あるいはまた、すべての個人に等しくその存在的価値を保障せよ、という正義の構想として理解される。日本の生活保護制度を規定する「生存権(right to well-being freedom)」規定は、このような正義の構想に裏づけられたものである。

留意すべきは、第一に、これら3つの不利性に対応する政策は、異なる正義の構想に依拠しているので、複数の不利性が1人の個人に集中した場合は、並立して適用される点である。たとえば原爆被害者を考えよう。はじめの政策は、被害時点から現在に至るまで累積された身体的・精神的損害をカバーするに必要な補償を探そうとする。3番目の政策は、機能リストをもとに、基本的潜在能力を保障するうえで必要な資源を探すだろう。2番目の政

策は、彼女が属しているグループに共通の追加的資源を特定化するだろう。ただし、実際の適用にあたっては、財やサービスの結合生産的性質が考慮されるだろう。

留意すべきは、第二に、社会の義務を明確にするためには、これら3つの政策は、対応する権利概念(あるいは少なくとも権原概念)をもつことが望ましいという点である。権利行使するか否かは、最終的には本人の意思に委ねられ、たとえる個人において権利は行使されなくても、たとえば、ある社会政策によって守られることが公然となつたグループ、ある社会的カテゴリーから離れたいという思いから、受給を拒むとしても、権利それ自体は残される、という点に意味がある。

以上の議論より、潜在能力アプローチにおいては、「測定」の意味が、従来のアプローチとは大きく異なってくる点が確認された。個人間比較どころか、個人内であっても選択可能なすべての社会状態を比較することはきわめて困難になってくる。人びとの被っている不利性をより客観的に、けれども可能なかぎり個別的・総体的にとらえようとするならば、相互に通約不可能な観念や複数の異なる正義の構想と呼応する、複数の非完備的な社会的評価を包含することは避けられないだろう。重要なことは、たとえそうであっても、「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」分配原理を放棄する必要はない点である。この原理を機能させる秘訣は、「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」という目標それ自体の多元性に注目することにある。最後に、この点を確認して結びとしよう。

## VI 結びに代えて——「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」社会的評価の形成

すべての個人に基本的潜在能力を保障することは、ただちにすべての個人の結果状態において单一の「潜在能力」価値を保障することを意味しない。たとえば、原爆被爆によって不利性を被った個人においては、人生の目標や価値に関する考えが大きく変化したために、社会の多くの人びとにとって決定的に重要な機能リストが、彼にとってはあまり

意味をもたなくなるかもしれない。彼は、むしろ、自分の被った社会的被害が二度とおこらないように、被害の証言者として生きることを選び取るかもしれない。この場合には、原爆被害と彼自身の行動に関する人びとの認知こそが彼が生き続けることを支えるだろう。そして、たとえば、ニューヨークで核兵器廃絶の訴えを行う企画に参加するために、飛行機チケットを——疾患を抱える場合にはファーストクラスの——得ることが、彼の基本的潜在能力を大きく支えるだろう。あるいはまた、特定の理由や特別な必要によって不利性を被っている場合には、そもそも社会的に移転可能な資源によっては、他の人びとと同様の基本的潜在能力を享受することは不可能なときもある。この場合には、基本的潜在能力の機能リストに対して、個別的な修正が施される必要があるかもしれない。

このように、異なる不利性を被った人びとの個別性・特殊性を配慮しながら、「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」という目標それ自体が再定義されるとしたら、それぞれの不利性に対応する正義の構想や平等性の概念に基づいて、匿名性・中立性・定義域の無限定性の要請をみたしつつ、「すべての個人に基本的潜在能力を保障する」政策を支える社会的評価の形成が可能となるだろう。このような文脈においては、選択可能なすべての社会状態に関して、また、あらゆる個人の個人的評価に関して合理的な順序を形成せよ、というアロー型社会的選択理論の要請は、不適切だといわざるをえない。

以上、本稿では、潜在能力アプローチで未解決なまま残されている問題を、センの社会的選択理論によって考察する作業を行った。その作業は、潜在能力アプローチを補強する背景理論を提供するとともに、社会的選択理論におけるセンのオリジナリティを解明することにもなった。ここではさまざまな背景理論を伴った潜在能力アプローチを潜在能力理論と呼びたい。最後に、この潜在能力理論が決して閉じられた理論ではない点を確認して結びに代えよう。

潜在能力理論の特性は、一人ひとりの個人を、それぞれの総体において理解しようとする一方

で、財やサービスの代替可能性・交換可能性を頼みとする広範囲な資源移転システムを用いて、個々人の基本的潜在能力の不足を補う政策立案を志す点にあった。はたして、個々人の不利性のどの部分を社会政策——すなわち社会的責任においてその不足を補う政策——の対象とすべきか、はたして、どのような個人に対してはどのような資源給付をなし、どのような個人に対してはどのような資源拠出を要求できるか、資源配分の目的と利用可能な手段を制約条件としたうえで、実行可能な資源分配システムを設計することが、潜在能力理論の関心となる。その関心は従来の経済学理論と接続する。だが、従来の経済学理論と大きく異なるのは、それが内的に完結したモデルや理論を志向しない点にある。

たとえば、個々人の不利性について何が原因なのかを分析するためには、さまざまな理論の助けを借りる必要がある。フェミニズム、〈新〉植民地主義論、多文化主義理論、国際金融理論、個人の生活史(バイオグラフィー)研究、集団の生活史(エスノグラフィー)研究、極限状況における人間行動に関する社会心理学など、枚挙にいとまがない<sup>20)</sup>。潜在能力理論は、それらの理論の助けを借りながら、いま(歴史的現在)、ここ(社会的文脈)にいる個人の生に軸足をおく。とりわけ市場の成熟した社会においては、他では決して代替してできないもの、経済財では決して償いえないものの価値に留意しながら、移転可能で汎用性の高い経済財をどう分配するかが、潜在能力理論の焦眉の課題となってくる。

### 注

- 1) Gorman [1968], Lancaster [1966] 参照のこと。
- 2) Sen [1985]. 潜在能力アプローチの概要に関しては、鈴村・後藤 [2001, 2002]、後藤 [2006c] を参照のこと。また、社会保障研究における意味合いについては、後藤 [2006a,b]、後藤・阿部他 [2004]などを参照のこと。
- 3) Sen [1985], p.54, pp.77-78。
- 4) Sen [1973, 1997] 参照のこと。Sen [1973] では、「共通部分準順序」と呼ばれている。また、Sen [1997] では、共通部分アプローチとしてより詳細な説明がなされている [Sen 1997, pp.149ff]。
- 5) このあたりの議論については、センのノーベル

賞受賞講演「社会的選択理論の可能性」にコンパクトにまとめられている。また、*Rationality and Freedom* [Sen 2002] の序文を参照のこと。

- 6) 本稿が社会的厚生汎関数に注目する理由は、すぐ後で述べるように、それが個人的評価的情報的性質を広く俯瞰する枠組みをもつからである。しかも後述するように、ここで定義されている個人的評価は、からずも本人のもつ評価とは解釈されない点にある。後者の点は重要である。なぜなら、センは、潜在能力の評価に関して、「あるひとにはひとつの評価関数を用い、別のひとには別の評価関数を用いたうえで、二人の個人の相対的福祉の評価関数間比較を行うという可能性は存在しない」と述べているからである。ただし、この主張自体には再検討の余地があるだろう。
- 7) ただし、「評価」は実数値表現をとることを前提としているという限定性はある。事実、Sen [1970]においてそれは、「効用」と表記されている。だが、その意味は、決して伝統的経済学における「効用」概念と同一のものと解釈される必要のないことについては、たとえば、d'Aspremont, C. & L.Gevers [2002] 参照のこと。
- 8) Sen [1970], d'Aspremont, C. & L.Gevers [2002] 参照のこと。
- 9) 数学的には、個人的評価関数は、 $X \times N$  上で定義される実数値関数  $U$  を集合  $\{i\}$  に制約した関数  $U(x, i)$  として定式化される。したがって、それは個人  $i$  自身が形成している評価ではなく、実数値関数  $U$  をもつ主体(たとえば政策立案主体)がもつ個人  $i$  に関する評価と解釈できる。もちろん、個人  $i$  自身が政策主体になることも考えられる。その場合には、たとえば、それぞれの個人が  $Ui(X, N)$  をもつモデルへと拡張されるだろう。
- 10) 同一個人内で正の単調変換された評価関数はすべて等しいものと扱われる。が、個人間の評価関数にはいっさいの変換関係は考慮されない。ある社会状態  $x$  のもとでの個人  $i$  の評価と個人  $j$  の評価のどちらがより高い水準にあるかは比較できないとする。
- 11) Sen [1985, 1992] 他参照。
- 12) アローは、この法則性を 4 つの条件(定義域の無限定性、パレート条件、無関連対象からの独立性、非独裁制)で表した。それは民主主義の最小限の要請とも言われる。これらの条件は、その後、多くの論者によって検討され、さまざまなヴァリエーションをもたらした。本稿の以下で記述する匿名性と中立性もそのヴァリエーションの 1 つである。匿名性は、アローの非独裁制の十分条件であり、中立性は、アローの無関連対象からの独立性の十分条件であり、いずれもアローのもともとの条件よりも強いが、その意味は直観的によりつかみやすい。
- 13) たとえば、センは、推移性条件を弱めたうえで、

- 独裁制条件を匿名性条件に替えるならば、パレート無差別ルールが(それだけが)導出されることを示した[Sen 1997, p.14(日本語訳のページ)]。
- 14) 厳密には、ここで定義されたパレート条件は、「パレート弱公理」と呼ばれるものである。ロールズ格差原理を特徴づけるものとして、ここではこの条件に注目している。後藤[2002]参照のこと。
  - 15) Arrow [1951]。
  - 16) 厳密にいうと、功利主義は、基数的で、個人間単位比較可能性がみたされることを要求する。
  - 17) ロールズ格差原理は、序数的で個人間水準比較可能性を要求する。
  - 18) 社会政策を支える正義概念の詳細については、たとえば後藤[2006d]参照のこと。
  - 19) 当然ながら、特定の事柄を社会的価値と位置づけることには、熟議を要する。ひとたび社会的価値とされたものが、際限のない特権にすりかわるおそれがあるからである。
  - 20) ここでは、すべてについて関連する文献を挙げることができないが、「<新>植民地主義」という概念を提示した西川[2006]のみを挙げておきたい。

#### 参考文献

- Arrow, K. J. (1951/1963): *Social Choice and Individual Values*, 2nd ed., New York: Wiley. (長名寛明訳、『社会的選択と個人的評価』、日本経済新聞社、1977)。
- d'Aspremont, C. & L. Gevers (2002) "Social Welfare Functionals and Interpersonal Comparability," Arrow, K. J., A. K. Sen and Suzumura K. (eds.) *Handbook of Social Choice and Welfare*, vol.1, Amsterdam: North-Holland, pp.459-541.
- Gorman, W. M. (1980): A Possible Procedure for Analysing Quality Differentials in the Egg Market, "Review of Economic Studies", Vol.47, pp.843-856.
- Lancaster, K. J. (1971): *Consumer Demand: A New Approach*, New York: Columbia University Press. (桑原秀史訳、『消費者需要』、千倉書房、1989)。
- Rawls, J. (1971): *A Theory of Justice*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press. (矢島鈞次監訳、『正義論』、紀伊国屋書店、1979)。
- Sen, A. K. (1970): *Collective Choice and Social Welfare*, San Francisco: Holden-Day.
- Sen, A. K. (1973): *On Economic Inequality*, London: Oxford University Press. (杉山武彦訳、『不平等の経済学』、日本経済出版社、1977)。
- (1977): "On Weights and Measures: Informational Constraints in Social Welfare Analysis", *Econometrica* 45.
- (1997): On Economic Inequality, expanded edition with a substantial annex by James E. Foster and Amartya K. Sen, Oxford: Clarendon Press(鈴村興太郎・須賀晃一訳『不平等の経済学』、東洋経済新報社、2000年)。
- (1985a): *Commodities and Capabilities*, Amsterdam: North-Holland. (鈴村興太郎訳、『福祉の経済学—財と潜在能力』、岩波書店、1988)。
- (2002): *Rationality and Freedom*, Cambridge: Harvard University Press.
- 後藤玲子(2002)『正義の経済哲学:ロールズとセン』、東洋経済新報社。
- (2006a)「正義と公共的相互性:公的扶助の根拠」『思想』「特集 福祉社会の未来」、第983号、第3号、pp.82-99。
- (2006b)「自立の社会的基盤と公的扶助」、『資金と社会保障』、1426号(9月下旬号)、pp.4-10。
- (2006c)「アマルティア・セン——近代経済学の革命家——」八木紀一郎・高哲男・鈴木信雄・大田一廣編『新版経済思想史——社会認識の諸類型』、名古屋大学出版会、pp.327-341。
- (2006d)「社会的正義と公的扶助——公共的相互性の意味を問う」、『社会福祉研究』、第97号、pp.32-40。
- 後藤玲子・阿部彩他(2004)「現代日本社会における〈必要〉とは:福祉に関する意識調査より」『季刊社会保障研究』Vol.36.1, pp.38-55。
- 鈴村興太郎・後藤玲子(2001/2002)『アマルティア・セン:経済学と倫理学』実教出版、p.339。
- 西川長夫(2006)『<新>植民地主義論』、平凡社。

(ごとう・れいこ 立命館大学教授)

# 日本における社会的排除の実態とその要因

阿 部 彩

## I はじめに

近年、欧米においては、所得や消費の側面から論じられることが多かった貧困を、社会的排除という新しい概念でとらえる動きが活発である〔阿部2002〕。また、社会的排除をなくすこと(社会的包摶)を政策の目標として掲げることも少なくない。フランスでは、反排除法(1998年)が制定、イギリスでは社会的排除室が内閣府に設置(1999年)され、欧州委員会(EC)は、2000年のリスボン欧州理事会にて、「貧困と社会的排除に抗するナショナル・アクション・プラン(National Action Plans for Social Inclusion)」を設定することを加盟国に義務付けた。しかし、日本においては、社会的排除が政策決定の場で論じられることはほとんどないと言ってよい。一部の研究者を除いては、「社会的排除一包摶」の概念は理解されておらず、政治家や政策立案の立場にいるものでさえ、「聞いたことはあるが、よく意味がわからない」というのが現状であろう。この理由の1つは、日本の現代社会において、どのような人が排除されており、どのような分野で排除がおこっているのか、またそれらの深刻度はどれくらいであるかなど、社会的排除の実態についての研究がほとんど行われてきていなうことであろう。

社会的排除の実態を把握する計量分析が困難な理由はいくつもある。第1に、社会的排除自体の概念が曖昧であるため、「何を」測れば社会的排除のメルクマールとなるのかについて、研究者の中でも合意がとれていないことが挙げられる。

第2に、われわれがとらえようとしている「排除されている人々(被排除者)」は通常の社会調査の対象から漏れる可能性が高いことが挙げられる。例えば、ホームレスの人々や施設入所している人々などは住民基本台帳から無作為抽出する方法ではアクセスできない。第3に、社会的排除の対象(被排除者)が社会の少数の一部であるため(定義にもよる)、サンプル数が大きい調査でないと分析に十分なデータが得られないことである。第4に、社会的排除の概念を正確にとらえるためには、それを目的とする独自の調査票を設計する必要があることである。これらの理由により、社会的排除の計測には大きな労力と資金が必要となる。

本稿では、厚生労働省の補助金を受けて行った「日本の社会保障制度における社会的包摶(ソーシャル・インクルージョン)効果の研究」(主任研究者:阿部彩)(平成16~18年度)の一環として行った「社会生活に関する実態調査」をもとに、日本における社会的排除指標の構築および計測を行うものである。本調査は、社会的排除を計測する目的で設計されており、上記に挙げた問題の多くをクリアしている。第1、第2の問題は、依然として残っており、その点については留意しなければならないが、このような制約をもってしても、社会的排除の実態を測定することは、それを克服すべき課題として政策議論の土台に乗せるために欠かせないプロセスである。そして、貧困や不平等と同様に、それを継続的にモニタリングすることは、政策評価や社会の動向を知る上で極めて重要である。本稿の目的は、2つである。1つは、諸外国で行われている調査や研究を参考にしながら、日

本における社会的排除を科学的かつ客観的に計測し、それがいったいどのような現象であり、日本の現代社会において、どのような人が排除されており、どのような分野で排除がおこっているのか、またそれらの深刻度はどれくらいであるかなどを把握することである。2つ目は、社会的排除の諸側面(所得、社会関係、社会参加など)が、どのように関係しているのか初期的な分析を行うことである。最後に、社会的排除研究の今後の方向性と展望を述べて、本稿の締めとしたい。

## II 社会的排除の計測：ヨーロッパにおける試みとそこから示唆されるもの

海外、特にヨーロッパの国々においては、個人・世帯レベルの社会調査によって収集されたデータを用いて、個人(世帯)を「排除されているか否か」または「どれほど排除されているか」の判定をし、どのような属性の人々が社会的排除のリスクに面しているのか、また、社会的排除の諸側面に関連があるのかなどを分析したり、それらの国際比較などを行う研究が盛んである[Burchardt, Le Grand & Piachaud 1999, Bradshaw et al. 2000, Gordon et al. 2000, Whelan et al. 2002など]。これらは、従来行われていた貧困(poverty)の定量的分析の延長と言っても良い。貧困の計測から社会的排除の計測への発展は、大きく4つの動きにまとめられる[阿部 2002]。第1の動きは、単次元から複数次元への発展である。貧困指標が所得や消費といった1次元の事象のみを計測しているのに対し、社会的排除指標は社会関係の欠如、労働市場からの排除、教育機会の欠如、生活必需品の欠如などの多次元のデータを駆使して複数の項目から成り立っている。第2の動きは、1時点から複数時点への動きである。社会的排除がプロセスであるという考えに基づくと、1時点での状態をみただけではこれを把握することができない。複数時点での状態の変化を観察することにより排除にいたるプロセスに着目する必要があるのである。そのためには1時点データではなく、個人や世帯を長期間、複数の調査をかけて追ったパネル

データが必要である<sup>1)</sup>。第3の動きは、個人・世帯単位から空間単位の動きである。被排除の単位を個人ではなく、地域や国など、空間単位でとらえているのである。例えば、地域の安全性(犯罪率など)や環境の善し悪し、国や地域全体の失業率(個人が失業しているか否かではなく)が指標の一部に含まれている。これら地域・国単位の指標を含むことにより、社会的排除に至る要因を個々人の問題としてとらえるのではなく、排除されている人のおかれた環境であるととらえようとする姿勢が伺える。これは、社会的包摂の政策も地域単位・国単位で行われることにも繋がる。最後の動きが、客観的指標に加えて主観的指標も計測の対象にする動きである。これは、「排除」や「貧困」は専門家によって恣意的に定められた「線」の上か下かで決定するものではなく、人々それぞれが経験し感じるものであるという概念に基づいている[阿部 2002]。

これらの動きの多くは、社会的排除に関する指標の開発に始まったことではなく、貧困や剥奪(deprivation)の研究として以前から行われてきたものである。例えば、タウンゼンド[1979]が開発した相対的剥奪(relative deprivation)の概念を用いた貧困研究は、その後、多くの欧米の社会政策研究者によってリピートされ、分析手法も改善がなされている[阿部 2006]。これらが対象とする相対的剥奪の事象には、衣食住といった基本ニーズ(Basic Human Needs: BHN)にかかる次元を始め、社会生活や社会参加など非金銭的な次元における事象も含まれる。EUやOECDなどの国際機関も、多次元の不利(multidimensional disadvantage)、物質的剥奪(material deprivation)などの言葉を用いて、非金錢的な貧困指標の開発を行っている[Apospori & Millar 2003, Boarinini & Mira d'Ercole 2006]。また、第2の動きである複数次元のデータを用いた研究も、すでに貧困研究では多数行われてきている。パネルデータを用いた低所得や剥奪のダイナミックスを分析した研究は、パネルデータが構築されたと同時に盛んであり(日本では樋口・岩田[1999], 濱本[2005]などに代表される), 低所得の継続(持続貧困: persistent

表1 さまざまな社会的排除指標

	EU 社会的排除および貧困指標	Bradshaw 他 (2000), Gordon 他 (2000)	Burchardt, Le Grand & Piachaud (1999)	Tskloglou (2003)	Moisio(2002)
使われたデータ	主に European Community Household Panel (EU)	Poverty and Social Exclusion Survey (ブリストル大学他, イギリス)	British Household Panel Survey(BHPS) (イギリス)	European Community Household Panel (EU)	同左
社会的排除の定義	12の1次の指標と9の2次の指標の並立(国ごとに集計)	4つの領域の並立	5つの領域の並立	4つの領域において2つ以上の領域で剥奪された状態にある人	4つの領域の並立
領域					
低所得	貧困リスク率(世帯の等価可処分所得が社会全体の中央値の60%以下)(世帯属性別、世帯就労状況別、最頻活動別、住宅所有形態別)	十分な所得または資源の欠如(低所得、社会的必需項目の欠如、主観的貧困)	低所得(等価世帯所得が中央値の50%以下)	低所得(世帯の等価可処分所得が社会全体の中央値の50%以下)	低所得(等価世帯所得が社会全体の中央値の50%以下)
金銭的不安定			金銭的不安定(貯蓄が2000ポンド以下、個人または企業年金に不参加、自営でない)		
労働	長期失業率(12カ月以上)、若者の失業率、1人も就業者のいない世帯に属する子どもの割合、移民の雇用ギャップ	労働市場からの排除(1人も就労者がいない世帯、学生と退職者世帯は除く)			労働市場への非統合 25~55歳の世帯員の平均労働時間が15時間/週以下である
物質的剥奪				• 耐久財の欠如 • 必需品の剥奪	
制度・サービス		サービスからの排除(水道、電気、ガス、交通機関、医療、ショッピング、金融サービス、娯楽などのサービスのうち3つ以上が金銭的理由で使えない)		• アメニティの剥奪	
社会関係		社会関係からの排除(a. 社会的に必要とされる社交活動の欠落、b. 友人または家族とのコミュニケーションの欠如、c. 寝込んだ時、力仕事を必要な時などの身体的サポート、悩み事などがある時の心理的サポートなど7つのサポート項目のうち4つ以上の欠如、d. 選挙など市民活動の欠如、e. 社交活動への不参加(金銭的理由、交通手段へのアクセスの欠如、仕事/育児などの理由を含む)	• 他人から認識される活動への不参加(被雇用者、自営者、学生、主婦、退職者でない) • 決定権の欠如(選挙へ不投票、政治的活動の欠如) • 友人、家族、コミュニティからのサポートの欠如		
住宅					住宅における悪環境 広さ、騒音、暖房など9つの住宅に関する項目において3つ以上が不十分
健康	平均寿命				
教育	学生(15歳)の識字率、低学歴率				十分な教育の欠如(低教育)世帯主(最多所得者)の学歴がISCED0-2レベル以下

poverty<sup>2)</sup>)を1時点の低所得と区別した研究が進んでいる。最後の動きである主観的貧困の研究についても、ヴァン・プラーグが最初に開発してから、数は少ないものの、独自に発展してきている。現時点におけるヨーロッパの先行研究による社会的排除の計測は、これらの指標を混合的に用いている場合が多い。そういう意味で、社会的排除の指標のこれまでの発展は、まったく新しい斬新的な手法が開発されたというわけではなく、すでに存在していた貧困指標の手法を駆使しながら、社会的排除という複合的な事象を手探りで観察している状態である。

それでは、いったいどのような指標が実際に使われているのであろうか。表1にヨーロッパにおける社会的排除の計測を試みた代表的な先行研究をいくつか紹介する。ここでは個人(世帯)レベルのデータを用いたものを挙げる。これらの先行研究が、社会的排除を表す指標として選んだ領域は、低所得、金銭的不安定、労働市場からの排除、物質的剥奪、制度・サービスからの排除、社会関係の欠如、住宅の不備、低教育など多岐にわたる。しかし、どの指標も、これらをすべてカバーするのではなく、その一部を用いたものである。これは、どの指標の組み合わせが社会的排除という事象を表すのに最適であるというよりも、データの有無や比較可能性など実務的な制約から選択されているからと考えられる。社会的排除という事象のすべてをとらえる社会調査は実質的には不可能であり、とらえられる事象の一部から全体像を伺うしか方法がないのである。

しかし、このような制約の中においても、社会的排除について新たな知見が明らかになっている。まず、第1に、ほかの人々と比べ明らかに高い確率で被排除者となるリスクグループが存在する(若者、傷病者、障害者、母子世帯、退職者など)ことである。特に、被排除の対象として若者が発見されたことは、従来の社会的弱者とは異なる被排除者像を醸し出している。第2に、社会的排除指標によって識別される被排除者と、所得ベースの貧困(低所得)者とが、重なっている度合いはさほど大きくなない。この重なり度合いは、当然ながら用

いられた指標によって左右されるが、たとえ同じ指標を用いても、国・地域によって大きく異なっている。しかし、一時貧困者よりも持続貧困者のほうが、被排除者との重なりが大きい。つまり、これから示唆されることは、社会的排除が度重なる低所得の蓄積の結果の可能性があるということである。これらの知見が日本にもあてはまるものなのか、次節においては、ヨーロッパ諸国における分析を参考に、日本のデータを用いて社会的排除の実態を検討していくこととする。

### III データ

#### 1 調査手法

社会的排除の計測に用いるデータを提供する社会調査は、次の2点を満たしていることが望ましい：

- (1) 社会関係の欠如や制度からの脱落など、社会的排除の指標に欠かせない次元が網羅されており、それぞれの次元において複数の項目が含まれている。
- (2) 欠如や脱落の事実のみならず、その欠如や脱落が「強制されたものであるか否か」が判定できる設問となっている。

本稿で用いる「社会生活に関する実態調査」[2006年]は、社会的排除の計測のために設計されており、上記の2点を満たしている。調査対象は、日本の社会全体を代表するよう、全国レベルの無作為抽出が理想であるが、調査でとらえようとしている社会的排除は頻度が低いため、充分な分析を行うためには多大なサンプル数が必要となる。そのため、調査対象者を抽出する調査地区を全国に広げるのはなく、1カ所に絞ることとなった。その結果、チーム・メンバーに馴染みが深く、低所得層が比較的に多いと考えられる首都圏のA地区が選出された。調査対象者は、A地区の住民基本台帳から無作為抽出された20歳以上の男女1,600名である。調査では、調査対象者個人の情報のみならず、この個人が属する世帯の情報も尋ねるため、調査対象は各世帯から1人とした。調査は、その内容が多岐にわたり、また個人情報も含まれることから、留め置き方式とした。回答者

表2 社会的排除指標に用いられた項目

		排除率	経済的理由			参考 (OECD 平均)
1. 基本ニーズ						
①食料	家族が必要とする食料が金銭的な理由で買えない (過去1年間に「よくある」「時々ある」「まれにある」)	10.3 %	10.3 %			10 %
②衣類	家族が必要とする衣類が金銭的な理由で買えない (過去1年間に「よくある」「時々ある」「まれにある」)	19.4 %	19.4 %			16 %
③医療	必要な時に、経済的な理由で医者にかかれない	2.2 %	2.2 %			10 %
2. 物質的剥奪		排除率	経済的理由			参考 (OECD 平均)
①耐久財	以下の10項目のうち1項目以上が「経済的に持てない」	9.9 %	9.9 %			
参考	テレビ 冷蔵庫 電子レンジ 冷暖房機器 湯沸し器 電話 ビデオデッキ ステレオ 礼服 家族全員に充分なふとん	0.5 % 0.5 % 2.1 % 1.4 % 2.4 % 2.6 % 3.3 % 3.6 % 3.1 % 2.7 %	0.5 % 0.5 % 2.1 % 1.4 % 2.4 % 2.6 % 3.3 % 3.6 % 3.1 % 2.7 %			1 % 6 % 7 % 2 % 6 %
3. 制度からの排除		排除率		仕事・家族 の理由で	健康上 の理由	その他の 理由
①選挙の投票	「行かない」「あまり行かない」(計16.8 %)のうち関心 がない(9.6 %)を除く	7.2 %		4.0 %	1.4 %	1.9 %
②公的年金制度	公的年金にも個人年金にも未加入	9.2 %				
③医療保険制度	公的医療保険制度にも民間医療保険も未加入	4.3 %				
④公共施設・ 公共服务	以下の公共施設・サービスのうち少なくとも1つを使 うことができない	45.2 %	経済的理由	地理・設備 上の理由	健康上 の理由	その他の 理由
参考	図書館 公共のスポーツ施設(公営プールなど) 役所 保健所 公会堂・公営ホール・町内会など 公園・広場 公共の交通サービス(公営バス・電車など)	25.4 % 32.4 % 7.6 % 16.5 % 14.2 % 10.7 % 4.0 %	0.0 % 1.5 % 0.0 % 0.0 % 0.2 % 0.2 % 0.2 %	11.6 % 16.1 % 2.6 % 4.5 % 5.1 % 4.1 % 0.9 %	2.2 % 4.5 % 1.2 % 2.1 % 2.2 % 2.1 % 1.0 %	11.6 % 10.3 % 3.8 % 9.9 % 6.7 % 4.3 % 1.9 %
⑤ライフライン	ライフライン(電気、ガス、電話)の停止経験	7.0 %	7.0 %			
4. 社会関係の欠如		排除率	経済的理由			
①人とのコミュニケーション	人(家族を含む)と2~3日に1回以下しか話しをしない(電話やEメールも含む)割合	5.7 %				
②交友	友人・家族・親戚に会いに行くことが経済的にできない	5.1 %	5.1 %			
③親戚とのつながり	親せきの冠婚葬祭への出席することが経済的にできない	3.3 %	3.3 %			
④社会ネットワーク	以下の6項目について「同居の家族以外に頼れる人が いない」が1項目以上	20.5 %				
参考	病気の時の世話 1人ではできない家の周りの仕事の手伝い 転職・転居・結婚などの人生相談 配偶者・家庭内でのトラブルの相談 寂しい時の話し相手 子どもや老親の世話を時々してくれる	8.1 % 11.6 % 8.6 % 9.7 % 5.6 % 14.1 %				

5. 適切な住環境の欠如		排除率	経済的理由			参考 (OECD 平均)
①住居の不安定	過去1年間の家賃の滞納経験	4.2 %	4.2 %			
②住環境	住居に関する6項目(以下)のうち3項目以上が「経済的にもてない」	3.6 %	3.6 %			
参考	家族専用のトイレ 家族専用の炊事場(台所) 家族専用の浴室 炊事場と別の洗面所 寝室と食卓が別 複数の寝室	1.2 % 1.7 % 3.3 % 7.4 % 8.6 % 17.3 %	1.2 % 1.7 % 3.3 % 7.4 % 8.6 % 17.3 %	/		4 % 4 %
6. レジャーと社会参加の欠如		排除率	経済的理由	仕事・家族の理由で	健康上の理由	その他の理由
①旅行	泊りがけの家族旅行が年1回以下(関心がないを除く)	35.1 %	16.4 %	18.4 %	5.0 %	5.0 %
②外食	家族での外食が「月1回以下・まったくない」	37.4 %				
③社会活動	以下6つの項目のうち1項目以上の欠如	66.1 %	5.5 %			
参考	町内会・子供会・老人会・婦人会・PTAなど ボランティア・社会奉仕活動 趣味・スポーツ 宗教団体 政党 労働組合	38.6 % 49.1 % 26.2 % 6.9 % 12.2 % 20.6 %	1.7 % 2.6 % 3.3 % 0.5 % 1.4 % 1.2 %	23.4 % 31.0 % 16.5 % 2.2 % 5.0 % 6.8 %	5.9 % 7.2 % 5.9 % 1.6 % 3.1 % 2.6 %	9.3 % 10.3 % 3.3 % 2.1 % 3.3 % 9.3 %
7. 主観的貧困(家計の状況)		排除率				参考 (OECD 平均)
①主観的経済状況	暮らし向きが大変くるしい	10.0 %				
②家計状況	家計が毎月赤字	20.0 %				
③貯蓄	「殆どしていない」「まったくしていない」「貯蓄を取り崩している」	41.9 %				56 %
8. 所得ベースの相対的貧困		排除率				
①世帯所得	等価世帯所得の中央値50%以下	10.9 %				

出所) 「社会生活に関する調査」より筆者作成, OECD 平均 Boarini & Mira d'Ercole [2006]。

数は 584, 有効回答率は 36.5 % であった。

## 2 社会的排除指標に用いられた項目

社会的排除指標の構築には、海外での先行研究などを参考に、その基本的機軸と考えられる 7 次元(基本ニーズの不備、物質的な剥奪(material deprivation), 制度からの排除、社会関係の欠如、不適切な住環境、社会参加の欠如、主観的に判断される経済状況)が選定され、それらに関連する約 50 項目が用いられた。なお、先行研究の一部は、所得ベースによる相対的貧困(低所得)を社会的排除の 1 項目として扱っているが、本稿では、低所得は社会的排除を説明する要因(または社会的排除の結果)として扱うこととする。

調査票では、「充分な食料」「必要な衣類」といっ

た誰もが必要と認める基本的項目を除いて、ほとんどの項目においては、それが欠如している理由が「使いたくない」「関心がない」など本人の嗜好によってであるか否かを調査しており、本人の嗜好による場合はその項目の欠如をカウントしていない。また、多くの項目においては、項目が欠如している理由を 4 つの選択肢(経済的理由、身体的理由、仕事・家族の理由(または地理的・設備上の理由)、その他の理由)で問うているが、どの理由であってもその項目の排除であると見なしている。欧米の既存研究では、金銭的な理由による欠如のみを考慮している場合も見られるが、ここではあえてほかの理由も含めている。なぜなら、障害があり、高齢者であるなど身体的な理由で、ほかの人が享受することができる項目(例えば、公共

施設)を享受することができなかつたり、夜遅くまで仕事をしなければならないため社会活動ができず仕事以外の人間関係が希薄である、などについても、社会的排除の1つの形であると考えるからである。逆に、金銭的な理由のみによる欠如であれば、それは従来の所得や消費ベースの貧困指標でとらえることができる現象であるはずである。

#### IV 社会的排除指標の構築

以上のように選定された7次元50余の項目のデータから、社会的排除指標を構築する。指標の定義は以下の通りである。まず、それぞれの次元について、1つの項目を1点数とし、それが充足されている場合は0、欠如している場合(嗜好による欠如を除く)を1とする変数を作成し、それを加算する。さらにそれを項目数で標準化したものが、その次元におけるその個人の排除指標となる。標準化することにより、用いられた項目数が異なる次元においても指標が0(すべての項目が満たされている)から1(すべての項目が欠けている)の値をとることとなる。

$$EX(1,2,3,\dots,7)i = \frac{\sum_{j=1}^J dij}{J(1,2,3,\dots,7)}$$

$EX(1,2,3,\dots,7)i$ =個人*i*の次元(1,2,3...7)の社会

的排除指標

$J(1,2,3,\dots,7)$ =次元(1,2,3...7)に用いられた項目数

$dij$ =項目*j*を個人*i*が所有している場合は1、していない場合は0

表3が、このようにして計算された7つの社会的排除指標および低所得(等価世帯所得がサンプルの中央値の50%以下)を表す変数の基本統計量である。

7つの次元の平均値の高低はさほど重要ではない。これはどのような項目がその次元の指標に含まれるかによって決定されており、例えば、誰でも満たされるような項目を指標に加えることによりサンプル全体の平均値も下がるため、指標の絶対値は分析者がどの項目を選定したかという恣意的な決定によって決められるからである。われわれがむしろ着目したいのは、指標の分散である。指標がサンプルの平均値の近辺に集中して分布すれば、社会におけるその次元の水準はほぼ平等であるといえる。逆に、平均値よりも明らかに高い値の人の割合が多くれば、その社会における平均的な水準から大きく逸脱した人々(その次元において社会的排除状態である人)の割合(排除率)が高いと言うことができる。このような社会的排除指標の解釈は、絶対的ではなく相対的な概念に基づくものである<sup>3)</sup>。表4の右側には、この指標を用いた排除率の試算を示している。排除率は、貧困線と同じように「排除基準(排除線)」を引くことによ

表3 基本統計量：社会的排除指標

次元	n	項目数	排除指標(標準化)		排除状況にある人の割合	
			平均	標準偏差	基準	%
基本ニーズ(BHN)	584	3	0.106	0.227	1	20.9
物質的剥奪	584	10	0.022	0.095	1	9.9
制度からの排除	584	10	0.141	0.173	4	11.0
社会関係の欠如	584	9	0.075	0.166	4	10.8
適切な住環境の欠如	584	6	0.061	0.139	2	11.8
社会参加の欠如	584	8	0.247	0.210	4	17.6
主観的貧困	584	3	0.237	0.310	2	18.0
世帯所得	456	1	479.8	338.5	198	11.6

注) (\*) 排除状況であるか否かの基準は、分析者による設定。

より、求められる。問題は、この排除基準の設定である。この議論は、まったく同様の議論が展開されている、従来の所得ベースの貧困基準で考えるとわかりやすい。つまり「中央値などで表される社会の通常から、どれほど離れていると「貧困」であるのか」という議論である。貧困基準については、中央値の50%以下の所得の人々を貧困とする定義が一般的に多く使われているが、EUでは基準が60%であったりと、学術的に統一されているわけではない。社会的排除については、先行研究が少ないだけに、各分析者が試行錯誤に基準を設定している。例えば、Gordon他[2000]は、35の項目のうち、2項目以上の欠如を基準としているが、この基準は、基準未満のグループと基準以上のグループ間の所得の差が最も大きくなり、またグループ内の所得の差が最も小さくなる値を計算したものである。また、貧困線に習って、中央値の60%や80%[Apospori & Millar 2003]などを用いる場合もある<sup>4)</sup>。重要なのは、どのような基準を使ったとしても、統一された基準で議論することである。本稿では、異なる属性の排除率の差や

各次元の指標の重なりや関係を分析対象としており、あまり低い基準を用いると、サンプルの大多数が「排除されている」とこととなり、分析が不可能となるため、どの指標も低所得率と同じく10%から20%の排除率となるように設定した。

なお、ヨーロッパの先行研究では、このように構築された複数の次元の指標を集積して一つの「社会的排除指標」とする手法を用いる研究もみられる。1つの次元のみで排除状況にある人よりも、複数の次元において排除状況にある人のほうが、より排除の度合いが大きく、複数の次元における複合的な状況こそが社会的排除であるという考えに基づく。例えば、Tskloglou[2003]は、4つの次元(低所得、住環境、物質的必需品の欠如、社会関係の欠如)の指標のうち、2つ以上の次元で欠如状態にある人を「社会的排除のリスクが高い」と定義づけている。また、社会的排除は、徐々に社会的不利が蓄積されていくプロセスであるという動的な性格に着目し、1時点ではなく複数時点のパネルデータを用いて、剥奪が複数年度継続している場合を「社会的排除」とする場合もある

表4 社会的排除に影響する変数：OLS分析の推計結果

	BHN	物質的剥奪	住居	主観的貧困	社会参加・活動	社会関係	制度からの排除
等価世帯所得(100万円)	-0.02124	***	-0.003419 **	-0.00532 *	-0.0455 ***	-0.00906 *	-0.00839 **
性別	0.0178		-0.0024	-0.02771 **	0.05808 **	0.02293	0.04411 ***
20歳代	-0.0050		-0.0170 *	-0.0079	-0.0821 *	-0.0219	0.0072
40歳代	-0.0399		-0.0233 *	-0.0190	0.0301	-0.0538	0.0093
50歳代	-0.0089		-0.0202 *	0.0002	0.0848 *	0.0445	0.0163
60歳代	-0.0125		-0.0135	-0.0166	-0.0166	-0.0690 *	-0.0157
70歳代	0.0052		0.0089	-0.0008	0.0130	0.0747 *	0.0014
80歳以上	-0.0750		-0.0243	-0.0429	-0.0910	0.1111 *	-0.0809 *
単身者	0.0299		0.0246 **	0.1034 ***	0.0090	-0.0158	0.0356 *
高齢単身者	-0.0395		-0.0289	-0.1164 ***	0.0851	0.0397	0.0397
労働者	0.0062		0.0098	0.0073	0.0388	0.0396	-0.0071
子ども有	-0.0256		-0.0007	0.0041	-0.0059	-0.0132	-0.0154
病気・怪我経験	-0.0019		0.0013	0.0051	-0.0041	0.0097	-0.0050
離婚経験	0.0727	*	-0.0061	0.0616 ***	0.0354	0.0343	-0.0295
解雇経験あり	0.0444		0.0348	0.0686 ***	0.1546 ***	0.0844 ***	0.0449 **
15歳時の生活苦	0.1346	***	0.0008 ***	0.0204	0.0119	0.0453	0.0305
切片	0.14645	***	0.02554	0.05771 ***	0.3003 ***	0.22127 ***	0.06733 ***
Adj.R2	0.0815		0.0453	0.1624	0.1115	0.0754	0.0423

注) \* 10% \*\* 5% \*\*\* 1% 有意

[Tsakloglou & Papadopoulos 2002]。

## V 社会的排除の要因

それでは、まず、どのような属性であれば非排除となる確率があがるのかをみてみよう。表4は、7つの次元における社会的排除指標を被説明変数としたOLS推計法による多変量解析の結果である。説明変数には、現在の属性および就労状況を表す変数および過去の生活状況および重要なイベントの有無である。現在の属性を表す変数としては、性別、年齢層、子どもの有無(=子どもが世帯内にいる)、単身(=単身世帯に属する)、単身高齢(=65歳以上で単身世帯)、就労状況(就労している場合=1)が含まれる。また、過去からの不利の蓄積を表す変数として、15歳時点の生活苦、自発的でない失業(解雇)経験、離婚経験、大きな病気・けが経験が含まれる。「15歳時の生活苦」とは、調査の回答者に15歳時の暮らし向きを5段階に分けた選択肢で聞き、最低段階である「大変苦しい」と答えた人をさす。病気・けがとは、「1カ月以上の入院を伴う、または学業や就業に支障をもたらす大きなけがや病気」である。これらを説明変数に加えることによって、現在の社会的排除は現在の状況(所得、就労など)に影響されるだけではなく、むしろ、(現在の状況からは見えない)過去からの不利の蓄積が現時点で顕在化しているという仮説を検証するためである。

まず、所得に着目すると、すべての社会的排除の次元で負となっており、制度からの排除を除く次元で有意である。ここに所得と社会的排除の密接な関係が確認される。次に、性別の係数をみると、主観的貧困と社会関係において、ほかの要因をコントロールしても男性の方が女性よりも高い確率で排除されている。一方で、住居においては女性のほうが劣悪な住居に住んでいる確率が高い。年齢は、所得などほかの要因をコントロールした後では、それほど大きな影響を与えていない。30歳代を比較のベースとして、物質的剥奪は20歳代、40歳代、50歳代の係数が負で有意であり、主観的貧困では50歳代が正で有意、社会参加では70歳

代、80歳以上の係数が正で有意である。そのほかにも、いくつか有意な係数が推計されているが、その方向性の解釈は難しい。単身者は、物質的剥奪や住居といった金銭的に解決が可能なものについて(所得をコントロールした上でも)有意に正であり、等価世帯所得が同じであっても、ほかの世帯構造の人々に比べ生活環境が劣悪な確率が高い。また、1人暮らしだることから社会関係も希薄なことが多い。しかし、社会参加や制度からの排除、主観的貧困では係数が有意となっていない。

表4は、所得ベースの貧困研究から得られた知見から予測される結果と反対の結果も見せていく。その2つが、高齢単身者と勤労者である。高齢単身者は、社会的排除の確率が高いであろうと仮定されていたが、有意な結果が出たのは住居の係数のみであり、しかも負の係数である。これは、他の単身者の係数が正で有意なので、これは他の単身者に比べ、高齢単身者は比較的に住宅に恵まれていると解釈できる。また、特に大陸ヨーロッパにおいては、就労することは社会的包摂の第1の手段として考えられているが、ここでは、勤労者のほうが非勤労者に比べて社会参加の欠如、制度からの排除の確率が高くなっている。これは比較の対象の問題と考えられる。すなわち、(日本のように)「非勤労者」の多くが定年後の退職者や専業主婦である場合は、勤労者は非勤労者に比べて個人的な社会活動や制度(特に公共施設や公共サービス)を楽しむ機会が少ないと考えられる。日本の場合、勤労することは会社を通した社会的包摂であるかも知れないが、仕事以外の場所における社会的包摂の度合いが少なくなっているのではないだろうか。最後に、子どもの有無の変数については、子どもがいることにより支出面の制約が厳しくなり、物質的剥奪や住居に負の影響があるかと思われたが、この変数はどの次元の指標においても有意な結果が得られなかった。

驚くことに、いちばん、consistentに負の影響が推計されたのは、過去に背負った「不利」を表す変数であった。現在の所得を始めとするほかの変数をコントロールした上でも、解雇の経験は、現在の住居、社会参加、社会関係、制度からの排除、

主観的貧困に影響しているのである。また、離婚経験は、BHNと住居、怪我・病気の経験は制度からの排除に影響している。つまり、このようなイベントは、所得や家族形態などをコントロールした上でも、その影響が後々まで確認されるのである。もちろん、本分析からは因果関係の方向性は確認できない。そのため、例えば、もともと社会参加や社会関係が希薄な人が解雇されやすいということも考えられる。しかし、本分析から、社会的排除指標とこれらライフコース上の「不利なイベント」の関係が密接であることが示唆される。因果関係が強く示唆されるのが、15歳時の生活苦である。この係数が現在のBHN、物質的排除に及ぼす影響は負で有意であるが、現在のBHNの欠如や物質的排除の状況が15歳時の生活水準に影響を及ぼすことは不可能である。このことは、つまり、子ども期の生活水準が、所得や家族形態といった経路以外にも、大人となってからも、なんらかの経路で影響し続けることを示唆している。

## VI 異なる次元における排除の関係

社会的排除指標が従来の1次元の貧困指標に比べて優れている理由の1つは、多次元の事象を包括している点である。それでは、これらの異なる次元における排除は、どのように関連しているのであろうか。図1から図3は、いくつかの社会的排除の次元を例にあげて、これらが、どのように関連しているのかを想定したものである。図1では、社会的排除におけるさまざまな次元が、所得というmediumを通して、影響されると想定した図である。このモデルにおいては、社会的排除を規定する第1の要因が所得であるので、例えば政府からの所得移転を通して排除を食い止めることができると考えられる。また、従来の低所得の測定方法で、被排除の実態もある程度把握できる。つまり、低所得が広い意味での社会的排除のメルクマールとなりうるのである。図2では、社会的排除を「危険性のスパイラル(spiral of precariousness)」[Moisio 2002]であり、異なる次元の不利が互いに連鎖し合って下降していくと想定してい

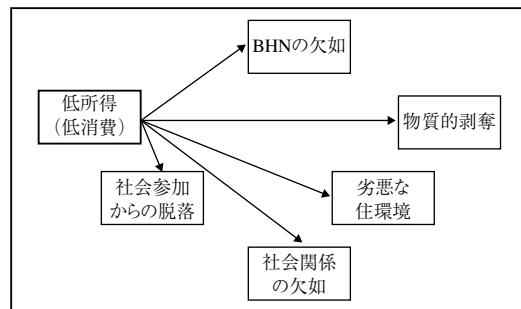


図1 社会的排除の概念図(1)

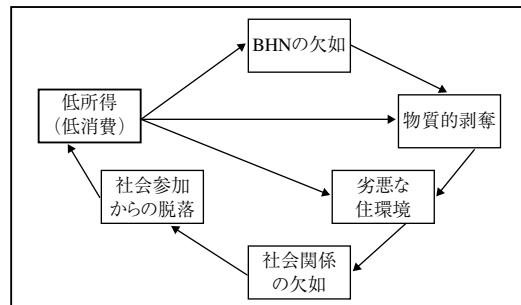


図2 社会的排除の概念図(2)

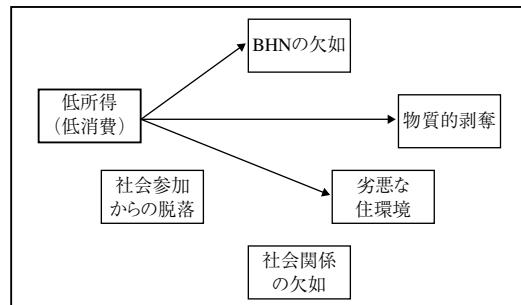


図3 社会的排除の概念図(3)

表5 複数の次元で排除されている人の割合

次元数	n	%
0	268	51.0
1	154	24.7
2	73	10.5
3	47	8.1
4	25	3.4
5	8	1.5
6	7	0.7
7	2	0.2
計	584	

る。このモデルでは、最終的にすべての次元の排除がほかの次元の排除に影響する。そのため、ここでも、低所得が社会的排除のメルクマールとなるが、実際に影響の仕方は時間的なずれがあったり、ある程度の不利の蓄積があつてはじめてほかの次元に影響するなど考えられるので、次元間の関係は、図1のモデルほど単刀直入ではない。図3は、社会的排除の異なる次元は、それぞれ独立的に進行すると想定している。そのため、例えば、経済状況が裕福であつても、社会参加が少ない、などというケースも考えることができる。

これらを、1時点のデータで、その因果関係をも含めて実証することは不可能である。しかし、その手がかりとなるデータを、ここでは、いくつか紹介していきたい。まず、複数の次元で排除状況である人がどれくらい存在するのか見てみたものが表5である。過半数(51.0%)の人々は、どの次元においても排除状態ではなく、非排除層といえる。残りの約50%の人々は少なくとも1つの次元で排除状態であるが、そのうち約半数の24.7%の人々は1つの次元のみで排除状態である。つまり、1つの次元において排除状態にあっても、ほかの次元の排除を誘発してはいない。次元別にみると(表6)、低所得である人(サンプルの11.6%)のう

ち、低所得のみで排除状況である人の割合はその42.5%である。つまり、低所得であつても、ほかの次元の排除にはいたっていない。しかし、物質的剥奪状態にある人(サンプルの9.9%)のうち、物質的剥奪のみで排除されているのは、その10.4%のみである。つまり、90%近い人はほかの次元の剥奪と物質的剥奪が同時に起きている。これは、どう解釈すればよいのであろうか。ここからいえることは、低所得は、万が一、その状況に陥っても、すぐにはほかの次元の排除へ影響しないということである。逆に、物質剥奪は、その状況に陥ったときにはすでにほかの次元での排除が起こっているか、または、物質的剥奪状況はすぐにはほかの次元での排除へと繋がると考えられる<sup>5)</sup>。

次に、次元間の相関を調べたものが、表7である。驚くべきことに、8つの次元の排除指標の相関は高いとはいえない。「基本ニーズ」と一番相関が高いのは「主観的貧困」であり、ほかの次元に比べて基本ニーズが満たされていないとき人々が主観的貧困を感じることが多いことが示唆される。「物質的剥奪」は「住環境の欠如」と比較的に相関が高いことは、物質的剥奪に含まれる耐久財の欠如と住環境のどちらも短期的に金銭的解決が可能な事柄であることからも想像がつく。経済的な理由以

表6 1つの次元における排除状況がほかの次元の排除を引き起こしているか

次元数	基本ニーズ		物質的剥奪		制度からの排除		社会関係の欠如		適切な住環境の欠如		社会参加の欠如		主観的貧困		低所得	
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%
1	25	20	6	10	15	23	18	29	15	22	25	24	28	27	22	42
2	33	27	8	14	23	36	4	6	10	14	29	28	25	24	14	26
3	30	25	15	26	13	20	14	22	20	29	22	21	19	18	8	1
4	19	16	15	26	5	8	13	21	12	17	13	13	17	16	6	11
5	7	6	6	10	2	3	6	10	4	6	7	7	7	7	1	2
6	6	5	6	10	4	6	7	11	6	9	5	5	7	7	1	2
7	2	2	2	3	2	3	1	2	2	3	2	2	2	2	1	2
排除状況にある 人数 計	122	100	58	100	64	100	63	100	69	100	103	100	105	100	53	100
排除率	20.9%		9.9%		11.0%		10.8%		11.8%		17.6%		18.0%		11.6%	

注) nは、排除された次元の数別の人数。次元数=1は、その次元のみで排除されている人の数。次元数=2は、その次元を含め2つの次元で排除されている人の数。%は、その次元で排除されている人の中での割合。

表7 異なる次元の社会的排除指標の相関係数

	基本ニーズ	物質的剥奪	制度からの 排除	社会関係の 欠如	適切な 住環境の欠如	社会参加 の欠如	主観的貧困	世帯所得
基本ニーズ	1.000	0.357 *	0.152 *	0.334 *	0.272 *	0.278 *	0.445 *	-0.188 *
物質的剥奪	0.357 *	1.000	0.248 *	0.412 *	0.567 *	0.187 *	0.225 *	-0.116 +
制度からの排除	0.152 *	0.248 *	1.000	0.177 *	0.197 *	0.197 *	0.155 *	-0.021
社会関係の欠如	0.334 *	0.412 *	0.177 *	1.000	0.364 *	0.258 *	0.287 *	-0.097 *
適切な住環境 の欠如	0.272 *	0.567 *	0.197 *	0.364 *	1.000	0.179 *	0.240 *	-0.124 *
社会参加の欠如	0.278 *	0.187 *	0.197 *	0.258 *	0.179 *	1.000	0.306 *	-0.073
主観的貧困	0.445 *	0.225 *	0.155 *	0.287 *	0.240 *	0.306 *	1.000	-0.191 *
世帯所得	-0.188 *	-0.116 +	-0.021	-0.097 *	-0.124 *	-0.073	-0.191 *	1.000

注) (\*)サンプル数=584, 等価世帯所得のみ=456。

\*=1%有意 +=5%有意。

外の理由で排除されることが多い次元(「制度からの排除」「社会関係の欠如」「社会参加の欠如」)は、経済的理由が主なほかの次元の欠如と相関が低いと考えられ、実際に「制度からの排除」と「社会参加の欠如」については相関係数がすべて低いが、「社会関係の欠如」については比較的にはほかの次元との相関がある。

興味深いのは、ここでも、所得とほかの次元との関係性が低いことである。この理由はいくつか考えられる。1つは、所得データの信頼性である。このような本人が記述する方式で行う調査においては、所得に関するデータは常に信頼性の問題を伴う。もう1つは、現在の所得は、現在の社会的排除と直結するものではないということである。Bradshaw & Finch [2003]のイギリスの調査データを用いた研究においても、所得ベースで貧困とされる人々と、社会的排除と推測される人々が必ずしも重ならないことが発見されている。彼らは、所得ベースの貧困を1時点のものではなく、2時点以上の長期的貧困とした場合には、重なりの度合いが高まることも指摘している。つまり、現在の生活水準や排除状況は、過去からの蓄積の上に行われるものであるため、現在の所得や消費との関連はさほど強くないのである。

第3の理由は、社会的排除の諸次元の事象は、所得に代表される金銭的制約に規定されないという可能性である。この可能性は、経済的な理由以外の理由によっても起こりうる「制度からの排除」

と「社会参加の欠如」においてはもちろんのこと、「基本ニーズ」や「物質的剥奪」など金銭的な色合いが濃い次元においても示唆される。つまり、先に紹介した図1から図3の中では、図3のモデルを彷彿させる結果となっている。

## VII 最後に——ここから何が導き出されるのか——

日本における社会的排除の計量分析は、まだ始まったばかりである。ここでは、その初期の成果として、社会調査を用いた社会的排除指標の構築と計測の試みを紹介した。この試みから得られた知見は主に3つある。第1に、社会的排除に影響する要因は、排除の次元によって異なる。しかし、大まかには、男性、単身者(単身世帯に属する人々)、勤労者など従来の貧困像と異なる人々も、社会的排除である確率が高まっている。第2に、ライフコースにおけるさまざまな過去の不利が、現在の社会的排除に結びつく可能性が高いことである。過去の不利とは、解雇経験、離婚経験、病気・怪我の経験などであるが、15歳時の経済状況という極めて人生の初期の段階における不利も現在の社会的排除に影響している。特に社会的排除と深く関連しているのが解雇経験である。第3に、低所得であることは、社会的排除のメルクマールとしては機能しないことである。所得と社会的排除の間には、有意な負の関係が確かに存

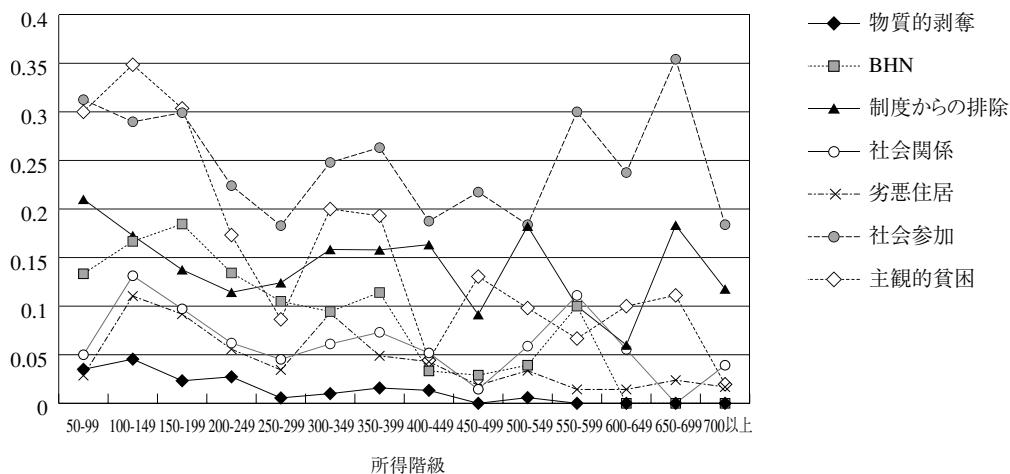


図4 社会的排除指標と所得階級

在する。しかし、両者はまったく重なっているわけではない。第1の知見で発見された潜在的な被排除者は、必ずしも所得ベースで貧困であるわけではない。また、第2の知見で言及するさまざま過去の不利は、必ずしも現在の低所得に結びついているわけではない。さらに、低所得とほかの次元の社会的排除との関連性も薄い。

これらの知見から、社会的排除が、従来の所得ベースの貧困とは異なる事象であることが改めて確認されたといえよう。社会的排除は、所得というmediumを通さずに、過去からの不利が蓄積された結果として起こりうる。それは、早くは、15歳時、高等教育に達する前から蓄積されるものなのである。このことは、現在の日本社会が、現政権がキヤッチフレーズとする「再チャレンジ」ができる社会とは、ほど遠いことをしめしている。研究者としてのわれわれの課題は、過去からの不利が、どのような経路を通り、現在の社会的排除に影響するのかを解明することである。このようなプロセスを得て初めて社会的包摶が可能な政策を立案することができるのである。

#### 付：

社会的排除の7次元の指標と所得の関係をより詳しくみてみよう。よく知られているように、社会的

排除の前身ともいえる相対的剥奪指標 (Relative Deprivation Scale) は、ある一定の所得(閾値)から以下の所得層において平均値が急増することがタウンゼンドの古典ともいえる名著「Poverty in the United Kingdom」で報告されており [Townsend 1979]、タウンゼンドに触発されて行われた多国 の研究においても確認されている(日本については、阿部 [2006]を参照のこと)。表4の結果により、「制度からの排除」を除く6つの次元において、所得は排除指標に負の影響をもつことが明らかになっている。しかし、これは閾値の存在を示すものではない。そこで、タウンゼンド [1979]の行った分析と同じ手法を用いて、描いた図が図4である。図からも明らかなように、多くの指標について右肩下がりの傾向はみられるものの(BHN、主観的貧困など)、はっきりと確認できる閾値はみることができない。

#### 注

- 1) このようなパネル調査は、欧州連合世帯パネル調査 (European Community Household Panel : ECHP, 2003年からCommunity Statistics on Income and Living Conditions (EU-SILC)として再編成)、アメリカの所得ダイナミックス・パネル調査 (Panel Study of Income Dynamics: PSID)、イギリスの BHPS (British Household Panel Survey) など、欧米では大規模な社会調査が継続的に蓄

- 積されている。日本では、家計経済研究所の「消費生活に関するパネル調査」、厚生労働省が2001年より開始した「21世紀出生児縦断調査」、2002年より開始した「21世紀成年者縦断調査」など、いくつかのパネル・データが存在するが、その蓄積はまだ少ない。
- 2) 濱本[2005]は、欧米の文献にならって、貧困を以下に分類している：①一時貧困(transient poverty)観察期間中に1回以上貧困を経験し、その平均所得が貧困基準以上である場合、②慢性貧困(chronic poverty)観察期間中に1回以上貧困を経験し、その平均所得が貧困基準以下である場合、③持続貧困(persistent poverty)観察期間中すべての年で貧困である場合[濱本2005, p.82]。
  - 3) 貧困の測定に絶対的貧困、相対的貧困の概念の両方を用いることと同じように、社会的排除指標を絶対的に定義づけることも可能である。そのためには、異なる時間・異なる地域を通して最低限の生活を営むために普遍的に必要な項目を指標の作成に用いればよいのである。しかし、実際には、このような項目の選択は恣意的であり、困難である。
  - 4) また、指標の下位20%を「リスクグループ」と呼んでいる場合もある[Tsakloglou & Papadopoulos 2002]。
  - 5) これが、物資的剥奪が起こったことによって、他の次元の排除が誘発されたのか、また、その逆であるか、因果関係の方向は、このデータだけからはわからない。

## 参考文献

- 阿部 彩(2002)「貧困から社会的の排除へ：指標の開発と現状」『海外社会保障研究』Vol.141, pp.67-80。
- (2006)「相対的剥奪の実態と分析：日本のマイクロデータを用いた実証研究」社会政策学会編『社会政策における福祉と就労(社会政策学会誌第16号)』法律文化社, pp.251-275。
- 岩田正美・西澤晃彦(2005)『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房。
- 厚生労働省(2003)「社会生活に関する基本調査」。
- 濱本知寿香(2005)「収入からみた貧困の分布とダイナミックス-パネル調査による貧困変動」岩田・西澤『貧困と社会的排除』ミネルヴァ書房。
- 樋口美雄・岩田正美(1999)『パネルデータからみた現代女性』東洋経済新報社。
- Apospori, Eleni and Jane Millar (eds) (2003), *The Dynamics of Social Exclusion in Europe: Comparing Austria, Germany, Greece, Portugal and the UK*, Cheltenham, U.K.: Edward Elgar.
- Barnes, M., Heady, C., Middleton, S., Millar, J., Papadopoulos, F. and Tsakloglou, P. (eds) (2002), *Poverty and Social Exclusion in Europe*, Cheltenham, U.K. and Northampton, MA, USA: Edward Elgar.
- Boarini, Romina & Mira d'Ercole, Marco (2006) "Measures of Material Deprivation in OECD Countries," OECD Social, Employment and Migration Working Papers, No.37 (DELSA/ELSA/WP1(2006)8).
- Bradshaw, et al. (2000) "The Relationship between Poverty and Social Exclusion in Britain," Paper prepared for the 26th General Conference of the International Association for Research in Income and Wealth, Cracow, Poland, 27 Aug.-2.Sep. 2000.
- Bradshaw, Jonathan & Finch, Naomi (2003) "Overlaps in Dimensions of Poverty," *Journal of Social Policy*, Vol.32,4, pp.513-525.
- Burchardt, Tania, Le Grand, Julian, & David Piachaud (1999) "Social Exclusion in Britain 1991-1995," *Social Policy & Administration*, Vol.33, No.3, Sep. 1999, pp.227-244.
- Gordon et al. (2000a) *Poverty and Social Exclusion in Britain*, Joseph Rowntree Foundation.
- Moisio, Pasi (2002), "The Nature of Social Exclusion —Spiral of Precariousness or Statistical Category?", in Muffels, Tsakloglou, and Mayes (2002), pp.170-183.
- Muffels, Rund, Tsakloglou, Panos, and David Mayes (eds) (2002), *Social Exclusion IN European Welfare States*, Cheltenham, U.K.: Edward Elgar.
- Townsend, P. (1979), *Poverty in the United Kingdom*, Allen Lane and Penguin Books.
- Tsakloglou, Panos & Papadopoulos, Fotis (2002) "Identifying Population Groups at High Risk of Social Exclusion: Evidence from the ECHP," in Muffels, Tsakloglou and Mayes (2002), pp.135-169.
- Van Praag, Bernard, Theo Goedhart & Arie Kapteyn (1980) "The Poverty Line —A Pilot Survey in Europe," *The Review of Economics and Statistics*, Vol.62, Issue 3, pp.461-465.
- Whelan, Christopher, Layte, Richard, Maitre, Bertrand and Brian Nolan. (2002), "Income Deprivation Approaches to the Measurement of Poverty in the European Union," in Muffels, Tsakloglou, and Mayes (2002), pp.183-201.
- (あべ・あや 国立社会保障・人口問題研究所国際  
関係部第2室長)

## 就業者における社会的排除 ——就業の二極化への示唆——

西 村 幸 満  
卯 月 由 佳

### I はじめに

知識と技術の市場価値が高まりつつあるなかで、就業の二極化が進んでいる〔総務省統計局2005, 阿部2005〕。労働市場の内部における賃金、労働時間などの雇用契約の差、それに関連する失業のリスクや就職のチャンスの差が、労働者とその家族に与える影響は、まず所得の多寡と変動に表れる〔石川1991〕。社会保障をめぐる議論では、貧困対策の給付を拡大するよりも就業による自立を促すほうが社会的に支持されやすいと考えられるが、就業が二極化している場合には、こうした市場を通じた(再)分配が不平等を縮小するとは限らない。また、就業の二極化の進行とともに懸念されるのは、それが所得の不平等を拡大することを通じて、所得の貧困を生み出すということだけではない。就業における差が所得以外の生活の質に差をもたらし、多面的な社会参加を妨げる可能性もある。本稿は、日本ではまだ十分に検討されていないこの問題について、社会的排除という視点から実証的に分析することを目的とする。

社会的排除とは、ある社会で必要または重要なと考えられる活動に、その社会に住む人々が何らかの制約を受けて参加できずにいる状況のことである。そこで社会的排除の研究は、何が制約となって排除が生じるのか、何がその制約を作り出し、排除を行う主体(agency)となっているのかを問う。何が必要または重要な活動であるかは時代あるいは社会によって異なるという点で社会的排

除は相対的な概念である。社会的排除の概念の独自性は、貧困概念との比較の上で、多元的、動態的な側面にあると指摘されることがある〔Berghman 1995〕。しかし、欧米では社会的排除の議論が活発になる以前から貧困の多元的、動態的な側面について研究されてきている。また一方で、貧困の概念と測定をめぐる論争は続いている〔Grusky and Kanbur 2006〕。そのため両者の間に誰にでも納得のいく線引きをするのは難しく、社会的排除の概念は貧困研究の発展のなかに位置づけられる。

日本では欧米に比べると貧困研究の蓄積はまだ少ないにもかかわらず〔岩田2006〕、あえて社会的排除という概念を用いるのは、それを通じて提示されてきた貧困と政策に関する論点が、日本の貧困問題にとっても有意義だと考えられるためである。特に次の2点が重要だろう。第1に社会的排除は、排除の主体に着目することによって、Murray〔1984/1994〕に代表されるアンダークラス論が主張したような、個人の価値観や行動が貧困の根本的な原因となっているとする見方と一線を画す。この見方は、貧困者を社会の主流から隔絶された他者とみなし、ステigmaを助長してきた。また貧困対策の削減によって個人を自立させることをスタート地点とするため、実際の要因が個人の外側にある場合には、貧困状況をより悪化させるという悪循環を招く可能性を孕んできた。日本もこの可能性と無縁であるとは言えないので〔岩田2005〕、社会的排除の枠組みに基づいて実証的な知見を提出することが求められる。第2に、貧困

に対する行政の取り組みをより効果的な方向へと変化させる可能性をもつ。例えばイギリスの行政では、貧困は Department of Social Security (現在の Department for Work and Pensions) が管轄することになっていたが、社会的排除の解決のためにはより多くの省庁が連携することを求められている [Glennerster 2000]。日本の現在の行政の仕組みに対しても示唆を含むだろう<sup>1)</sup>。

次節では、本稿において議論する社会的排除の概念をより詳しく説明し、就業形態および職業と社会的排除との関連についての問い合わせを提示する。第 III 節では分析に用いるデータの特性と、社会的排除の指標についてまとめる。また、データのなかで就業形態と職業がどのように分布しているのか、基本的な属性変数との関連について確認しておく。第 IV 節では、まずクロス表によって就業形態、職業と社会的排除との関連を考察し、関連が見られたものについては他の変数の影響を取り除いて詳細に検討する。第 V 節では本稿の知見を整理し、就業の二極化による社会的排除の進行を緩和するための課題について提案する。

## II 社会的排除の概念

### 1 社会的排除の概念

社会的排除の概念は、既に述べたように、その社会で必要または重要だと考えられている活動に参加できずにいる状況のことであり、その活動に何が含まれるかは時代や社会によって異なる。現在の日本でどのような活動が必要・重要なのか、これまでに具体的に議論されてきた形跡はない。そこで、Burchardt et al. [2002] の研究によって 1990 年代のイギリス社会で重要だとみなされた、次の 4 つの活動を参考にすることにしたい。これらは現在の日本社会にも応用できると考えられる。

**消費**：商品やサービスを購入する能力（経済力）をもつこと

**生産**：経済的・社会的に価値があるとみなされる活動に参加すること

**政治参加**：地域レベルと国家レベルの意思決定に参加すること

**社会関係**：家族、友人関係、地域コミュニティに組み込まれていること

これらの活動に参加することができていない場合、その人は社会的に排除されていると定義される。本稿は就業者を分析対象としているため、生産の次元において排除されている者は含まれない。そこで、消費、政治参加、社会関係の 3 つの次元における排除の問題を検討する。一方で、労働市場の外側で主婦（夫）として家事・育児に従事することによって生産に参加をしている人たちもある。しかし本稿の課題は、労働市場の仕組みのなかに、他の 3 つの次元における排除をもたらす主体があるのかどうかを明らかにすることであるため、主婦（夫）は分析の対象外とする。

排除をとらえる際には、「何が活動への参加を妨げる制約になっているのか」というのが中心的な問題となる。すると、自らの選択や希望によって参加していない場合は、問題とはならないことになる。しかし、自らの選択であるかそうでないのかについて、本人の回答をどこまでその通りに受け取ってよいのかという点には注意が必要である。自らの選択や希望自体が、その人の現在置かれている状況、過去の経験によって形作られることもある [Burchardt 2004]。長年貧困を経験している人が、そうでない多くの人がもっているものを欲しくないという場合、それをもたない生活に慣れているだけかもしれない。本人に关心がないために政治参加をしていない場合も、政治への無関心が例えば過去に教育を十分に受けられなかったことと関係しているとすれば、本当にそれは自らの希望や選択とみなせるのかは疑問である。社会関係についても、長年孤独を経験している人が、その状態に慣れて人間関係を求めなくなっている場合、問題がないといって見過ごすことはできないだろう。社会的排除をもたらす制約が、排除される者の価値観をも形作っていると予想できるとき、その価値観に基づいた選択や希望を問題の射程外に置くことは避けなければならない。

観察される結果に対して、それが価値観の違いに由来するのか、Sen[1993]が論じる潜在能力の束(capability set)の違いに由来するのかを区別することは非常に難しい。しかし、すべての住民<sup>2)</sup>に保障されるべき最低限の生活水準、社会参加が実現していないとき、それが本人の選択や希望によるのかどうかに関係なく、潜在能力の束が限られているために生じていると理解するほうが妥当だと主張することもできる[Burchardt 2006]。そのため本稿は、本人の価値観を考慮に入れずに、上述の3つの次元における社会的排除について定義する<sup>3)</sup>。

## 2 就業の二極化と社会的排除：仮説

就業によって生産活動へは参加しているとしても、就業形態や職業の種類によっては、その他の活動において排除されるリスクが高まる可能性がある。働いていたとしても、個人として自律的に豊かな生活を送ることが約束されないという問題は深刻である。この問題についてヨーロッパでは研究されているが[Bailey 2006]、日本で着目されてきたとは言いがたい。具体的には、高賃金で安定した就業形態や職業と、低賃金で不安定な就業形態や職業との間で、3つの活動のそれぞれにおいて、どのような排除のリスクの違いがあると考えられるのか、また排除の主体として何が想定されるのか、次のように整理できる。

### (1) 消費

就業形態と職業によって賃金に差があるため、その賃金水準によっては消費活動に参加できない可能性がある。正規就業者よりも非正規就業者で、ホワイトカラーよりもブルーカラーの職業で、消費における排除のリスクが高くなるだろう。ただし、ホワイトカラーの内部、ブルーカラーの内部でそれぞれスキルレベルによる賃金の格差が生じているときに、相対的にスキルレベルの低いホワイトカラーと、相対的にスキルレベルの高いブルーカラーのどちらが排除のリスクが高くなるのだろうか。特に、ホワイトカラーの職業が量的に拡大する中で、前者の層に社会的排除のリスクが高いとすれば、問

題は今後ますます深刻化することが懸念される。

消費能力は、本人の就業からの収入ばかりではなく、家計をともにする世帯メンバーの就業からの収入、その他の収入と、世帯の構成メンバーのニーズによって調整した世帯所得の水準によって決まる。そうすると、就業そのものが社会的排除のリスクを高めていても、世帯形成の仕方によっては、社会的排除のリスクを低くする可能性も考えられる。例えば、正規就業の夫をもつ非正規就業の妻は、本人の賃金が低い場合にも、必ずしも消費の次元で排除されているとは限らないだろう。しかし、夫婦ともに非正規就業である場合、単身で非正規就業である場合の排除のリスクはどうだろうか。

就業形態、職業によって消費における排除のリスクが異なることがデータから確認されれば、その排除を行う主体としては、低賃金の決定に関与する労働市場の制度、政策、雇用者の被雇用者に対する待遇、社会に広がる特定の職業に対する「差別」などが想定される。当然のことながら、低賃金労働が失業のリスクを軽減している可能性もあるので、こうした主体の影響力は、より厳密な分析を行わないことには検証できないが、潜在的な問題として指摘しておく必要はあるだろう。また、労働市場によっては解決できないことが明確になるのであれば、社会政策が低賃金労働者の消費への参加を促すことが、重要な課題となる。

### (2) 政治参加

自らの「声」を地域レベル、国家レベルの意思決定主体へ伝える手段をもつかどうかは、選挙での投票だけではなく、参加しやすい団体、組合が存在するかによって決まるだろう。特に後者について、就業形態、職業によって違いがあると考えられる。サービス業、非正規就業はそういう職業団体、労働組合が存在しないか、存在したとしても伝統が浅いために期待される機能をはたさないことが考えられる。また、政治参加を可能にする時間的・精神的な余裕がもてないということが、就業形態や職業によって発生する可能性もある。例えば、低賃金で長時間労働をせざるを得ない場合

や、正規就業で就業時間の調整がつかない場合などである。

政治参加は、少なくとも「国民」「市民」として扱われる限りは権利として認められるため、そこからの排除としてその権利行使する手段の不在によって起きている側面が大きいと考えられる。そのため消費に比べると、排除を行う主体というものが明確に存在するわけではないが、特定の就業形態、職業で排除のリスクが高いとすれば、そこに政治参加の手段をより積極的に構築していくことが課題として挙げられる。

### (3) 社会関係

個人として自律的な生活を送ることは重要であるが、個人の力では解決できない問題を抱えたときに頼りにできる人が存在すること、他人から必要とされたり、尊敬を受けたりすることもまた重要である。そのような人間関係を、家族、友人、地域コミュニティのどこに求めるかは人それぞれだろうが、いずれの場においても求められない場合、社会的排除の問題として考えなければならない。就業形態や職業は、就業を通じた人間関係や、尊敬されるかどうかということに直接影響するほか、家族形成の仕方、人とのコミュニケーションを可能にする精神的・時間的余裕のどちらにも影響を与える可能性がある。特に社交の時間を十分に取れない日本人の生活スタイルにおいては[矢野 1998]、社会関係からの排除は最も広範に広がる可能性もある。

社会関係における排除のリスクが就業形態や職業ごとに異なるとすれば、排除を行う主体として、まず労働市場には、過剰労働時間を促す職業環境や低賃金、家族形成に影響を与える低賃金や不安定就業が考えられる。また、労働市場以外の主体として、過剰な通勤時間を要求する住宅環境、社会に広がる特定の就業形態、職業に対する「差別」などが挙げられるだろう。

## III データと社会的排除の指標

### 1 データと分析方法

関東近郊のA地区の20歳以上の住民を対象に行った『社会生活に関する実態調査』を用いる。この調査は、A地区の住民基本台帳から無作為に抽出した1,600人に対して、平成18年の2月に訪問留置方式で回答を依頼し、その後調査員が訪問して回収した<sup>4)</sup>。有効回答は488票(30.5%)である。日本の他の大規模社会調査と同様に、本調査でも調査そのものへの回答拒否と、個別の質問項目への無回答について、属性による偏りが見られる。収入への無回答は特に多い上に、収入の高低による偏りがあると予想される。世帯所得の無回答を就業形態、職業別に見ると、正規就業者(24.0%)に比べて非正規就業者(37.0%)と自営業者(38.1%)が多く、ホワイトカラー上(19.0%)に比べてホワイトカラーワーク(34.2%)、ブルーカラー上(39.1%)、ブルーカラーワーク(35.3%)が多い。また、住民基本台帳を使用していることから、社会的排除という問題を扱う際の留意点として、住所不定の者、日本に定住する外国人がそもそも母集団に含まれていないという限界はある。しかし、社会的排除を把握するための質問項目が網羅的に含まれ、使用価値の高いデータとなっている。

分析では、まず、クロス表を用いて、就業形態と職業と、消費、政治参加、社会関係のそれぞれからの排除との関連について検討する。さらに、年齢や就業形態、職業に関連していると考えられる収入や学歴を統制してもなお、クロス表で見られる関連が支持されるのかどうか、ロジスティック回帰分析によって求めたオッズ比を用いて確認する<sup>5)</sup>。ただし、女性の就業者はケース数が少ないので、ロジスティック回帰分析は男性のみを対象とする。本調査データはサンプルサイズが小さいため、ロバスト標準誤差を提示しておくが有意検定は目的とはせず、オッズ比の大きさに着目する。そのため本稿の知見は、より代表性のある大きな調査データを用いて、今後さらに確認するべき仮説として位置づけられる。

## 2 社会的排除指標

それぞれの活動について社会的排除の指標を(1)～(3)のように設定する。概念の設定と同様、できる限り Burchardt et al. [2002]で用いられた指標に合わせている。ただし、あくまで社会的排除のリスクを示す指標であり、それぞれの変数によって計測している内容そのものに最終的な価値を置いているわけではない。そのため、指標として妥当ではないと判断されれば、今後の研究で改善していく必要がある。

### (1) 消費

世帯メンバーにおける大人と子どもの人数によって調整済みの世帯所得が、60歳未満の回答者(非就業者も含める)の調整済み世帯所得の中央値の60%未満の値である場合に、消費活動から排除されているとみなす。これは、ヨーロッパ諸国で相対的貧困を測定する際に用いられる方法と同じである。調整尺度は、大人1人目を0.67、2人目以降を1人あたり0.33、14歳以上19歳未満の子どもを1人あたり0.33、14歳未満の子どもを1人あたり0.2として合計した数値を用いる。これはOECDの修正尺度[Atkinson et al. 2002]を、子どもがいない夫婦で1となるよう縮小した数値である。例えば、夫婦と16歳の子ども1人、13歳の子どもが1人の世帯であれば、 $0.67 + 0.33 + 0.33 + 0.2 = 1.53$ となる。世帯全員の収入の合計を調整尺度で除したもののが調整済み世帯所得となる。

しかし、この指標で消費において排除されているとみなされる者は、分析対象者のうち8.2%の14人と少ない。この度数だと、就業との関連について把握することは難しいため、調整済み世帯所得の分布(5分位)で示し、第1分位(下20%)に位置づけられる人々は、排除のリスクが高いとみなすことにする。世帯所得の第1分位では、貯蓄がほとんど不可能な上に、現代の日本で必要最低限とみなされる消費が経済的に不可能になるリスクが第2分位以上に比べて高い[西村・卯月2007]。

### (2) 政治参加

政治参加の手段として有権者が選挙で投票することは、民主主義社会では必要・重要とみなされる活動である。ただし、投票には行っていなくても、他の手段、例えば種々の政治的な団体への参加を通じて政治参加している場合は排除されないとみなされる必要はない。本調査データから、次の2項目の両方にあてはまる場合、政治参加において排除されていると定義する。

- 選挙の投票に行かない<sup>6)</sup>。
- いずれの政治的な団体(町内会、子供会、老人会、婦人会、PTA、政党・政治団体、労働組合・業界団体・職業団体など)にも参加していない<sup>7)</sup>。

### (3) 社会関係

次のリストに挙げられる5つの活動は、社会関係に参加するための基本的なものだと考えられるので、どれか1つでもあてはまる場合は、排除されていると定義する。

- 誰とも日常的なコミュニケーションを取っていない<sup>8)</sup>
- 誰かに相談する必要があるときに、相談相手として頼れる人がいない<sup>9)</sup>
- 本当に困っていて助けが必要なときに、頼れる人がいない<sup>10)</sup>
- ありのままの自分をみせることができ、自分の良さを認めてくれる人がいない<sup>11)</sup>
- 精神的につらい思いをしているときに慰めてくれる人がいない<sup>12)</sup>

## 3 就業者の概要

就業者における社会的排除の分析に先立って、就業形態(表1)と職業(表2)から就業者の概要を記述しておく。表中の、全体および男女別のそれぞれの形態、職業への就業率は、就業者数を分母としたときの値である。職業の4分類、W上、W下、B上、B下は職業の種類とスキルレベルによる分類を示し、それぞれホワイトカラー上(管理・

表1 男女別・属性別の就業形態

	全体			男性			女性		
	正規就業	非正規就業	自営業	正規就業	非正規就業	自営業	正規就業	非正規就業	自営業
全体	57.5 (142)	26.7 (66)	15.8 (39)	68.8 (95)	10.9 (15)	20.3 (29)	43.1 (47)	46.8 (51)	10.1 (11)
年齢グループ									
20-29	70.0	28.0	2.0	70.8	25.0	4.2	69.2	30.8	0.0
30-39	56.1	24.6	19.3	64.3	3.6	32.1	48.3	44.8	6.9
40-49	65.6	19.7	14.8	81.0	4.8	14.3	31.6	52.6	15.8
50-59	44.3	32.9	22.8	59.1	13.6	27.3	25.7	57.1	17.1
教育達成									
大学以上	80.8	8.2	11.0	81.0	6.9	12.1	80.0	13.3	6.7
短大・高専・専門学校	52.4	34.5	13.1	63.3	16.7	20.0	46.3	44.4	9.3
高校	44.3	31.4	24.3	57.9	7.9	34.2	28.1	59.4	12.5
中学	40.0	40.0	20.0	55.6	22.2	22.2	16.7	66.7	16.7
世帯構成									
単身	76.2	16.7	7.1	64.3	25.0	10.7	100.0	0.0	0.0
夫婦のみ	62.5	28.1	9.4	84.6	0.0	15.4	47.4	47.4	5.3
2人以上の大人(親子を含む)	56.1	24.4	19.5	75.0	0.0	25.0	29.4	58.8	11.8
2人以上の大人(親子を含む) 世帯、夫婦のみの世帯を除く)	62.5	28.1	9.4	66.7	26.7	6.7	58.8	29.4	11.8
5歳未満の子がいる世帯	70.4	11.1	18.5	81.8	0.0	18.2	20.0	60.0	20.0
5-11歳未満の子がいる世帯	50.0	27.3	22.7	71.4	7.1	21.4	12.5	62.5	25.0
11-20歳未満の子がいる世帯	44.4	36.1	19.4	62.5	6.3	31.3	30.0	60.0	10.0

注) 数値は比率(%)、( )内の数値は合計数。

専門・技術職), ホワイトカラー下(事務・販売・サービス職), ブルーカラー上(技能・保安職), ブルーカラー下(生産工程・運輸・作業労働職)を表している。調査したA地区の概要からは、日本の一般的な就業パターンが確認できる。

表1より、男性就業者の正規就業率、20-29歳の女性就業者の正規就業率はともに70%と高いことがわかる。しかし女性の場合は年齢が高くなるに従って非正規就業率が高くなり、40-49歳時には正規/非正規の比率は逆転する。女性の非正規就業率は夫婦世帯では半数、子どもがいる場合にはさらに高くなり、60%前後となる。女性の非正規就業は、結婚と育児との関連で多くなると考えられる。教育達成別に見ると、男性の正規就業率は、大学卒の81.0%に対し、中学卒は55.6%と低い。この教育達成の差は女性の場合に特に顕著であり、正規就業率は大学卒80.0%に対し、中学卒は16.7%である。一方で、女性は教育達成が低くな

るほど非正規就業率が高まる。日本では女性の中卒者でも、1960年代には初職で正規職についていたので[石田・村尾2000]、結婚・出産などのイベントを経ると、教育達成が低いほど正規就業から非正規就業に移行しやすいことを示している。

表2によると、男性就業者の43.0%がW上、女性就業者の67.0%がW下の職業に就いている。より安定した職業であるW上の就業機会は女性よりも男性に開かれていている。女性の就業者のうちW下が占める比率は、20-29歳で72.0%，30歳以上では概ね60%以上と、どの年齢層、世帯構成においても高く、特に20歳未満の子どものいる世帯で高い。

表2 男女別・属性別の職業

	全体				男性				女性			
	W上	W下	B上	B下	W上	W下	B上	B下	W上	W下	B上	B下
全体	34.2 (77)	45.3 (102)	7.6 (17)	12.9 (29)	43.0 (55)	28.9 (37)	12.5 (16)	15.6 (20)	22.7 (22)	67.0 (65)	1.0 (1)	9.3 (9)
年齢グループ												
20-29	29.8	55.3	4.3	10.6	36.4	24.4	9.1	18.2	24.0	72.0	0.0	4.0
30-39	34.0	52.0	4.0	10.0	37.5	24.4	8.3	16.7	30.8	65.4	0.0	3.9
40-49	39.0	35.6	5.1	20.3	48.8	37.5	7.3	19.5	16.7	61.1	0.0	22.2
50-59	33.3	42.0	14.5	10.1	43.9	36.4	22.0	9.8	17.9	67.9	3.6	10.7
教育達成												
大学以上	58.8	35.3	1.5	4.4	60.4	32.1	1.9	5.7	53.3	46.7	0.0	0.0
短大・高専・専門学校	29.9	55.8	7.8	6.5	44.8	24.1	20.7	10.3	20.8	75.0	0.0	4.2
高校	19.4	43.6	14.5	22.6	22.9	31.4	25.7	20.0	14.8	59.3	0.0	25.9
中学	7.7	38.5	7.7	46.2	12.5	12.5	0.0	75.0	0.0	80.0	20.0	0.0
世帯構成												
単身	45.0	42.5	2.5	10.0	42.3	38.5	3.9	15.4	50.0	50.0	0.0	0.0
夫婦のみ	39.3	50.0	3.6	7.1	66.7	33.3	0.0	0.0	18.8	62.5	6.3	12.5
2人以上の大人(親子を含む)	44.4	36.1	16.7	2.8	47.8	21.7	26.1	4.4	38.5	61.5	0.0	0.0
2人以上の大人(親子を含む)	34.5	51.7	3.5	10.3	46.2	38.5	7.7	7.7	25.0	62.5	0.0	12.5
世帯、夫婦のみの世帯を除く												
5歳未満の子がいる世帯	23.8	42.9	9.5	23.8	27.8	33.3	11.1	27.8	0.0	100.0	0.0	0.0
5-11歳未満の子がいる世帯	27.3	45.5	4.6	22.7	35.7	28.6	7.1	28.6	12.5	75.0	0.0	12.5
11-20歳未満の子がいる世帯	29.4	41.2	11.8	17.7	50.0	6.3	25.0	18.8	11.1	72.2	0.0	16.7

注) 数値は比率(%)、( )内の数値は合計数。

表3 就業形態別・職業別の消費における排除

世帯所得	正規就業			非正規就業			自営業			合計		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
中央値60%未満	8.3	11.7	0.0	7.3	0.0	8.8	7.4	5.3	12.5	7.9	9.7	5.4
第1分位	14.7	18.2	6.3	9.8	14.3	8.8	18.5	21.1	12.5	14.1	18.5	8.1
合計数	109	77	32	41	7	34	27	19	8	177	103	74
世帯所得	W上			W下			B上			B下		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
中央値60%未満	1.6	0.0	5.9	8.8	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	15.8	14.3	20.0
第1分位	9.5	8.7	11.8	11.8	29.6	0.0	9.1	10.0	0.0	21.1	21.4	20.0
合計数	63	46	17	68	27	41	11	10	1	19	14	5
	全	男	女	全	男	女	全	男	女	全	男	女
	体	得	所	得	得	所	得	得	所	得	得	所

注) 数値は比率(%)。

## IV 分析結果

### 1 消費における排除と就業の関係

消費における排除と就業形態・職業との関連を、表3に示している。就業形態別では、消費において排除される(調整済み世帯所得の第1分位に入る)リスクは男女ともに自営業で高い。調査時点での排除されているとみなされる男性は、正規就業で18.2%，非正規就業で14.3%であるのに対し、自営業で21.1%である。女性は、正規就業で6.3%，非正規就業で8.8%，自営業で12.5%である。

男性の場合、収入の少ないと考えられる非正規就業であっても、消費における排除のリスクは予想に反して低い。ただし、本調査データのなかに男性の非正規就業者の人数が少ないうえに、世帯所得データに関する欠損値が多いため、この知見がA地区全体、まして日本社会全体に対して一般化のできるものかどうかは定かではない。このことを念頭に置いた上で仮説的に言えることは、表1に示されるように非正規就業の男性は単身世帯、大人のみの世帯に多く見られることから<sup>13)</sup>、彼らは扶養家族をもたないことにより、自分自身の消費における排除のリスクを高めずにすんでいる可能性である。

女性の非正規就業で消費におけるリスクが高くなるのは、男性とは全く別の理由で、結婚している場合に配偶者の収入次第で調整済み世帯所得が十分な額に達することが可能なためだと考えられる<sup>14)</sup>。ただし、女性の非正規就業は、結婚・出産による中断の後、配偶者の収入が低い場合に家計補助の目的で再開されるパターンが多いため〔西村2007〕、その世帯メンバーが消費において排除されるリスクをむしろ積極的に軽減しているというほうが現状に即しているだろう。女性の自営業で消費からの排除のリスクが高いのは、カテゴリー上自営業に含まれる家族従業者の存在に加え、サンプルに含まれる自営業者の世帯形成の傾向と関連している可能性もある。表1を見ると、比較的ニーズの抑えられている単身世帯、夫婦のみの世帯では、女性の自営業者の割合は非常に少

ない。

職業別で見ると(表3)、男性はW下、次にB下で消費からの排除のリスクが高い。W上でその排除のリスクが低いことはほぼ明確であるが、W下の状況を見ると、単純にホワイトカラーがブルーカラーに比べて恵まれているとは言えない。一方でW下につく女性は、その排除のリスクが低いことが読み取れる。上述した非正規就業の女性が雇用されている職業の多くはW下に分類され<sup>15)</sup>、それゆえ非正規就業とほぼ同じ理由で彼女たちのリスクは小さくなるのだろう。

以上のようなクロス表分析の結果は、表4に示すように、ロジスティック回帰分析の結果からも支持される。男性の場合には、年齢を統制しても、正規就業に比べて自営業は1.5倍ほど消費の排除のリスク(オッズ)が高く、非正規就業のリスクは正規就業者の約40%になる。自営業のリスクは、さらに月収を統制しても大きな違いはなく、非正規就業の場合はますます排除のリスクが小さいことが鮮明になる。職業との関連を見るロジスティック回帰分析では、B上とB下はケース数が少ないので、1つのカテゴリーにまとめた。社会のサービス経済化を背景に今後拡大すると見込まれるW下の

表4 消費における排除(男性；オッズ比)

	(1)	(2)
正規就業	1	1
非正規就業	0.44 (0.48)	0.01 (0.01)
自営業	1.51 (1.02)	1.63 (1.30)
サンプルサイズ	103	102
	(3)	(4)
W上	1	1
W下	4.10 (2.78)	2.60 (2.04)
B上・B下	2.05 (1.57)	1.73 (1.33)
サンプルサイズ	97	96
統制変数	年齢	年齢、月収

注) ( )内の数値はロバスト標準誤差。

職業で社会的排除のリスクが高く、W上に比べてオッズが4.1倍高くなっていることは、悲観の対象である。ただし、このオッズに表れる社会的排除と職業との関連は、部分的には月収との関係であった。

## 2 政治参加における排除と就業の関係

表5は政治参加における排除と、就業形態と職業との関連について示しており、第III節で述べた指標に基づいて排除されているとみなされる人の比率を表している<sup>16)</sup>。

就業形態との関連では、男女で異なる傾向が見られる。男性では正規就業に比べて非正規就業と自営業で排除のリスクが高い。一方、女性では自営業に比べて正規就業と非正規就業で排除のリスクが高い。西村・卯月[2007]で確認したように、男女ともに投票行動と労働組合・職業団体などへの参加については就業形態による傾向は共通している。すなわち、正規就業者は他のグループに比べて投票率は高く、非正規就業者は政治参加の手段として労働組合や職業団体を利用するチャンスが少ないという傾向が見られる。男女で異なるのは、町内会など地域レベルの政治参加の比率であり、全体的には女性のほうが参加率は高いなかで、相対的に正規就業の女性の参加率は低く、自営業の男性の参加率は高い。

サンプルサイズが小さいこと、それにより政治参

加における排除を経験している人数が少ないとから、職業とその排除の関係については、本調査データでは厳密な分析は難しい。よって、職業と政治参加における排除との関連については、これ以上の分析は省略する。

就業形態との関連を見ると(表6)、男性ではより安定した正規就業に比べて、非正規就業と自営業でリスクが高い。正規就業に比べて非正規就業でオッズは8.8倍高く、自営業で4.1倍高くなる。これは月収を統制しても大きな違いはない。

表6 政治参加における排除(男性；オッズ比)

	(1)	(2)
正規就業	1	1
非正規就業	8.78 (6.43)	8.49 (6.17)
自営業	4.13 (2.70)	4.11 (2.66)
サンプルサイズ	137	137
統制変数	年齢	年齢、月収

注) ( )内の数値はロバスト標準誤差。

## 3 社会関係における排除と就業の関係

表7のクロス表を見ると、男女ともに正規就業者は社会関係における排除のリスクが相対的に低い。全体として男性は女性よりも社会関係における排除のリスクが高いが(男性21.7%，女性14.7%)、特に非正規就業の男性は最もそのリスクが高く、半

表5 就業形態・職業別の政治参加における排除

	全体	男性	女性	合計数
<b>就業形態</b>				
正規就業	2.1	1.1	4.3	142
非正規就業	4.6	6.7	3.9	66
自営業	5.1	7.1	0.0	39
全体	3.2	2.9	3.7	247
<b>職業</b>				
W上	2.6	0.0	9.1	77
W下	0.0	0.0	0.0	102
B上	0.0	0.0	0.0	17
B下	6.9	10.0	0.0	29
全体	1.8	1.6	2.1	225

注) 数値は比率(%)。

表7 就業形態・職業別の社会関係における排除

	全体	男性	女性	合計数
<b>就業形態</b>				
正規就業	12.7	13.7	10.6	142
非正規就業	25.8	53.3	17.7	66
自営業	28.2	32.1	18.2	39
全体	18.6	21.7	14.7	247
<b>職業</b>				
W上	11.7	12.7	9.1	77
W下	18.6	27.0	13.9	102
B上	29.4	31.3	0.0	17
B下	20.7	25.0	11.1	29
全体	17.3	21.1	12.4	225

注) 数値は比率(%)。

数強が社会関係から排除されている<sup>17)</sup>。

職業との関係では、男性ではW上で社会関係における排除のリスクが低いが(12.7%), その他の職業では一様に排除のリスクが高い(25.0%~31.3%)。女性については、ケース数が少ないため、社会関係における排除と職業との関連を読み取ることは難しいが、W上では相対的にリスクが低い(9.1%)。

表8 社会関係における排除(男性; オッズ比)

	(1)	(2)	(5)
正規就業	1	1	1
非正規就業	7.11 (4.14)	6.65 (3.93)	9.10 (5.80)
自営業	2.58 (1.19)	2.54 (1.17)	2.51 (1.28)
サンプルサイズ	137	137	
	(3)	(4)	
W上	1	1	1
W下	1.10 (0.53)	1.07 (0.51)	0.72 (0.39)
B上・B下	1.52 (0.70)	1.44 (0.66)	0.92 (0.46)
サンプルサイズ	128	128	128
統制変数	年齢	年齢, 月収	年齢

注) ( )内の数値はロバスト標準誤差。

以上のクロス表からの知見を、年齢、本人の月収を統制して確認し、また就業形態と職業の相対的な関連の強さを検討すると、次のことがわかる(表8)。まず、男性のリスクを就業形態別に見ると、年齢を統制した場合には、正規就業者に対して非正規就業者は7.1倍、自営業者は2.6倍、社会関係から排除されるリスクが高い。さらに月収を統制しても、正規就業者と比べたリスクの高さは非正規就業者の6.7倍、自営業者は2.5倍と大きな変化はないことから、就業形態そのものとの関連は強いと言える。職業別では、年齢を統制すると、W上に対してW下では1.1倍、ブルーカラーでは1.5倍、社会関係からのリスクが高い。この結果は月収を統制しても、ほとんど変わらない。就業形態と職業の相対的な関連の強さについて検討すると、むしろW上に比べた他の職業のリスクは小さ

くなり、正規就業者に比べた非正規就業者、自営業者のリスクは依然として高い(それぞれ9.1倍、2.5倍)。

## V 考察

就業の二極化によって、相対的に恵まれない就業者に社会的排除のリスクが高まるのではないかという懸念のもと、消費、政治参加、社会関係という3種類の活動領域における社会的排除と就業形態、職業との関連について検討してきた。最後にこれらの結果を要約し、それを踏まえて社会的排除について問題提起をする。

消費における社会的排除のリスクは、特に非正規就業で高いわけではなく、自営業で最も高い。非正規就業では収入が低い場合でも、男性の場合は扶養家族をもたないこと、結婚している女性の場合は配偶者の収入に頼ることで、世帯構成によるニーズで調整した世帯所得を指標とすると、消費における排除を免れることができなくなっていると考えられる。ただし、非正規就業は不安定で長期的に見ると失業を経験する危険性も強いと考えられるため<sup>18)</sup>、ライフコースを長期的に観察すればこのグループのリスクはより顕著になると予想される。事務・販売・サービス職は、他に比べて消費における排除のリスクの高い職業であり、正規就業であっても扶養家族をもった場合に、十分な消費水準を保つだけの収入を得ることが難しくなっていることが示唆される。

政治参加における排除のリスクは、男女ともに職業との関係は明確ではない。就業形態との関係は、男女で異なる傾向が見られる。男性はより安定した正規就業に比べて、非正規就業と自営業でリスクが高い。女性の場合は、自営業に比べて正規・非正規就業でリスクが高い。これを労働時間の影響と考えることもできるが、なぜ女性だけが労働時間に影響を受けるのかという問題に踏み込むと、二極化とは異なる論点を導くことになる。すなわち女性が就業する場合、家事・育児との両立だけでも負担が大きく、政治参加をする余裕が少なくなる可能性が考えられる。

社会関係における排除のリスクは、男性の非正規就業者で特に高い。60歳未満の男性が非正規就業をする場合、人間関係を築くための精神的な余裕をもつことが難しくなるかもしれない。また就業を通じて形成される人間関係も、継続の難しいものなのかもしれない。就業形態の特質そのものの影響だけではなく、低収入により単身でいることを余儀なくされることによる影響も考えられる。女性は男性に比べて社会関係における排除のリスクは低いが、それでも正規就業に比べて非正規就業と自営ではリスクが高い。

本稿の分析では、それぞれの就業形態、職業を選択する人の属性を十分に統制することができなかっただけで、就業と社会的排除の関連が、本当に就業との関連なのか、それとも個人的な属性との関連なのかは明確ではない。このことを念頭に置きながらも、仮に就業と社会的排除が関連しているとすれば、何がそれぞれの就業者に対して社会的排除のリスクを高める制約となっているのか、その解決策は何かということについて、3点指摘しておきたい。

男性の非正規就業者で、社会関係における排除のリスクが非常に高いのは、低収入が扶養家族をもつことを難しくしているからかもしれないが、社会関係の維持を難しくする理由は家族の有無の他にもあるだろう。いずれにしても、所得補助がこの問題を解決するとは考えにくく、彼らの労働市場での地位を向上させることが重要である。十分な人的資本に対して不当な賃金設定がなされているのであれば、まずそれを解決する必要がある。人的資本が低い場合には、それを向上させる教育訓練機会の拡充が、彼らの機会費用の高さをも考慮に入れたうえで検討される必要がある。

正規就業者でも、子どものいる家族は消費において排除されるリスクが高い。特に今後広がる事務・販売・サービス職で消費における排除のリスクが高いことは、労働市場からの収入だけでは家族を支えることが困難になる人が増えていくことを予想させる。子どものいる家族には、より充実した所得補助が必要になってくるだろう。

就業している女性は、就業に加えて家事・育児を

引き受けすることで、雇用関係や待遇の良好な就業機会に参入することが難しくなっている。それにより、政治参加と社会関係における排除が懸念される。より柔軟な就業環境、労働市場を整備することが求められる。また、2つめの課題とも重なるが、子どものいる家族が所得補助を受けければ、育児期の就業時間を減らすことも可能になるだろう。

社会的排除の枠組みは、就業者のなかにもいくつかの面で社会参加が難しくなっているグループが存在することを明らかにしている。消費からの排除の問題は本稿の定義では所得の貧困を示しているが、それが他の次元における排除へと波及する可能性を考慮して、ニーズの多い世帯に対する所得補助の拡大の必要性は強調されてよい。社会関係からの排除に対しては、所得補助よりも、労働市場をより包含的な仕組みへと改善していくことの重要性が示唆されている。

### 注

- 1) 例えば、2003年4月以降、新規学卒就職を中心にお若年者の就業について政府全体として対策を講じたのは記憶に新しい。ここでは文部科学省、厚生労働省、経済産業省および内閣府の4大臣による「若者自立・挑戦戦略会議」を発足させ、同年6月には「若者自立・挑戦プラン」をとりまとめた。ただし、このプランは組織横断的な取組というよりも、各省府の担当する取組のすみ分けを明確にするにとどまった。またプランに基づく各省府の方針は、地域別のモデル事業の性格が強く、連携は時限的である。
- 2) しかし実際には、「住民」「すべて」に対する保障は行われていない。「国民」「市民」と定義されない人々は、そもそもその権利が与えられないという社会的排除を経験している場合がある。本稿ではそういう社会的排除について網羅できていないという限界がある。
- 3) 政治参加については、必要最低限とみなすべきかどうか判断が難しい活動もあり、質問紙の設計上、自らの選択により参加していないのかどうかがわかるようになっている。具体的な変数作成の手続きはIII.2(2)で述べるが、自らの選択を考慮に入れる場合と入れない場合の二種類の定義のもとに政治参加からの排除の変数を作成したところ、排除されているかどうかが変化する回答者はほとんどいなかった。
- 4) 2006年5月に、2月の調査時点で不在であった対象者に対して郵送調査を行っている。それぞ

- れの回収の内訳は以下の通り。訪問調査488票、郵送調査96票である。分析には訪問調査のみを使用した。
- 5) 本分析の目的は有意検定ではなく、年齢、月収、学歴を統制したうえで就業形態・職業と社会的排除指標との関連を確認することにある。
  - 6) 「選挙の投票」に「行かない」、「選挙権がない」と回答したものをさす。
  - 7) 活動を「しない」なかで「関心がない(したくない)」ものを除いたもの、活動に「加入していない」なかで「関心がない(したくない)」ものを除いたものをさす。
  - 8) 「人(家族を含む)」と「話」・「電話やEメール」を「1週間に一回以下・ほとんどしない」と回答したものをさす。
  - 9) 「転職・転居・結婚などの人生の相談」または「配偶者・家族内でのトラブルの相談」のどちらかで「あまり頼れない」「全然頼れない」と回答したものをさす。
  - 10) 「病気の時の世話」で「あまり頼れない」「全然頼れない」と回答したものをさす。
  - 11) 「ありのままの自分をみせることができる人」が「いない」と回答し、かつ「あなたの良さを認めてくれる人」が「いない」と回答したものをさす。
  - 12) 「寂しいときの話し相手」で「あまり頼れない」「全然頼れない」と回答したものをさす。
  - 13) 調査時点で、非正規就業の男性15人のうち13人は結婚していないと回答している。
  - 14) 表2を見ると、本稿のサンプルでは非正規就業で単身世帯に生活する女性は存在しなかったので、そうした女性についての検討は別稿の課題となる。また、表2からは読み取れないので補足しておくと、未成年の子どもがいる世帯に住む女性回答者61人のうち、12人は調査時点で結婚していない。そのうち6人は非正規就業者である。彼女たちの状況についても、サンプルサイズの大さなデータを用いて別に検討する必要がある。
  - 15) 非正規就業のうち、W上とBがそれぞれ10%、12%なのに対してW下は64%を占める。
  - 16) その指標を作るために用いた質問項目に対して、「投票していない」、「参加していない」と回答した人の比率は、西村・卯月[2007]に示している。
  - 17) 世帯所得と社会関係における排除の関連は明確ではないことから(第2分位で排除のリスクは最も高いものの、第1、第3分位よりは第4、第5分位のほうが高い)、非正規就業と排除の関連は、低世帯所得と排除の関連によって完全に説明することはできないようである[西村・卯月2007]。けれども、女性は、所得の低いグループで社会関係における排除のリスクが高い。
  - 18) 現在の就業状況別に本調査時点までの失業経験の有無を見ると、男性の場合、失業経験のある者は正規就業者の23.6%、自営業者の33.3%で

あるのに対して、非正規就業者の71.4%である。女性の場合、正規就業の22.2%，自営業者の36.4%に対して、非正規就業者の47.9%である。ただし、非正規就業のときに失業したのか、正規就業または自営業のときに失業して非正規就業を選択せざるを得なかったのかは判別できない。

## 参考文献

- Atkinson, A. B., B. Cantillon, E. Marlier, and B. Nolan (eds) (2002). *Social Indicators: The EU and Social Inclusion*. Oxford, Oxford University Press.
- Bailey, N. (2006). Does Work Pay? : Employment, Poverty and Exclusion from Relations. *Poverty and Social Exclusion in Britain*. C. Pantazis, D. Gordon and R. Levitas (eds) The Policy Press: 163-183.
- Berghman, J. (1995). *Social Exclusion in Europe: Policy Context and Analytical Framework. Beyond the Threshold: The Measurement and Analysis of Social Exclusion*. G. Room. Bristol, Policy Press: 10-28.
- Burchardt, T., J. Le Grand, and D. Piachaud (2002). Degrees of Exclusion: Developing a Dynamic, Multidimensional Measure. *Understanding Social Exclusion*. J. Hills, J. Le Grand and D. Piachaud. (eds) Oxford, Oxford University Press: 30-43.
- Burchardt, T. (2004). *One Man's Rags are another Man's Riches: Identifying Adaptive Preferences Using Panel Data*. CASEpaper 86. London, Centre for Analysis of Social Exclusion. London School of Economics.
- Burchardt, T. (2006). *Foundations for Measuring Equality: A Discussion Paper for the Equalities Review*. CASEpaper 111. London, Centre for Analysis of Social Exclusion. London School of Economics.
- Glennerster, H. (2000). *British Social Policy since 1945*: 2nd.edn, Malden, MA, Blackwell Publishers.
- Grusky, D. B. and S. M. R. Kanbur (2006). *Poverty and Inequality*. Stanford, Calif., Stanford University Press.
- Murray, C. (1984/1994). *Losing Ground: American Social Policy, 1950-1980*. New York, BasicBooks.
- Sen, A. (1993). Well-Being and Capability. *The Quality of Life*. M. C. Nussbaum and A. Sen, Oxford, Clarendon Press: 30-53.
- 阿部正浩 (2005)『日本経済の環境変化と労働市場』東洋経済新報社。
- 石川経夫 (1991)『所得と富』岩波書店。
- 石田浩・村尾裕美子 (2000)「女子中卒労働市場の制度化」苅谷剛彦・菅山真次・石田浩編『学校・職安と労働市場－戦後学卒労働市場の制度化過程』

- 東京大学出版会, pp.155-192。
- 岩田正美 (2005)「政策と貧困－戦後日本における福祉カテゴリーとしての貧困とその意味－」岩田正美・西澤晃彦編『貧困と社会的排除－福祉社会を蝕むもの』ミネルヴァ書房, pp.15-41。
- 岩田正美 (2006)「バスに鍵はかかってしまったか？－現代日本の貧困と福祉政策の矛盾－」『思想』岩波書店, pp.135-152。
- 総務省統計局 (2005)『就業構造基本調査』日本統計協会。
- 西村幸満 (2007)「男性の仕事と生活の調和に関する実態分析」『仕事と生活－体系的両立支援の構築へ向けて－』労働政策研究・研修機構, pp.243-254。
- 西村幸満・卯月由佳 (2007)「就業の二極化と社会的排除－「貧困対策」を超えたアプローチに向けて－」厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業 平成18年度総括・分担研究報告書『日本の社会保障制度における社会的包摂(ソーシャル・インクルージョン)効果の研究』pp.153-173。
- 矢野真和・連合総合生活開発研究所編 (1998).『ゆとりの構造～生活時間の6か国比較』日本労働研究所。
- (にしむら・ゆきみつ 国立社会保障・人口問題研究所  
社会保障応用分析研究部第2室長)  
(うづき・ゆか 日本学術振興会特別研究員)

## 子どもの貧困の動向とその帰結

大 石 亜希子

### はじめに

日本の貧困率は1980年代以降上昇傾向にあり、今日ではOECD諸国の中でも最も貧困率が高いグループに属すると指摘されている[Förster and d'Ercole 2005; OECD 2006; 阿部 2006]。そうした中で、近年は子どもの貧困についての社会的な関心も高まってきた。いくつかの先行研究によると、日本全体の貧困率の上昇と並行して子どもの貧困率も上昇しており、2000～2002年で14%程度に達している[阿部 2005; Förster and d'Ercole 2005; 阿部 2006]。これは同時期のOECD諸国平均(12.3%<sup>1)</sup>)を上回る水準である。

子どもの貧困率が上昇しているということは、一般的な生活水準を享受しうる子どもとそうでない子どもとの間での不平等が高まっていることを意味している。ところで、日本の所得不平等度については、その上昇の大きな部分が人口構成の高齢化によるものであることが知られているが[Ohtake and Saito 1998; 小塩 2006]、子どもの貧困をみるとこくした視点は重要と考えられる。もし、年齢とともに子どもの貧困率が上昇するのであれば、少子化によって「子ども」の年齢構成が高いほうに偏っていくと、それだけで子どもの貧困率が上昇する可能性がある。例えば大石[2006b]は、1987年、2002年の2時点について年齢階層別の貧困率を算出しているが、いずれの年次についても、0-5歳の貧困率よりも、6-17歳の貧困率のほうが高くなっている。

したがって、本当に子どもの間で不平等度が高

まっているのかどうかをみるのであれば、同じ時期に生まれた子ども同士を比較すべきであろう。しかしながら従来の研究では、子どもは18歳未満あるいは20歳未満という年齢によってひとまとめに扱われることがほとんどであった。また、所得格差との関連でコーホート効果が取り上げられることはあっても、こうした分析の対象は成人に限られていた。

そこで本稿では、コーホートという視点から子どもの貧困を取り上げ、より最近生まれた子どもほど、子ども同士での不平等度が大きいのかどうか、貧困率は高いのかどうかを検討する。

本稿のもうひとつの目的は、幼少期の経済状況が学歴達成や成人後の貧困リスクに与える影響を把握することである。子どもの貧困について最も懸念されることは、貧困の世代間連鎖である。欧洲諸国の人々と比較して、日本人は貧困の原因を本人の意志の欠如や怠惰にあると考える割合が顕著に高い<sup>2)</sup>。しかし、子どもは親を選べないという単純な事実に鑑みれば、幼少期の貧困の責任は子ども本人にはないというのが社会的なコンセンサスであろう。それにもかかわらず、もし幼少期の貧困が成人後の生活水準に大きな影響を及ぼしているのであれば、何らかの政策対応が必要とされよう。

こうした観点に立つと、諸外国で盛んに分析されているような追跡調査に基づく研究は重要である。成育環境が成人後の生活水準にどのような影響を与えていているのか、また、何を契機に貧困への転入が起こり、どのような条件が整えば貧困からの転出が可能となるのかを追究できるからであ

る。例えば米国のパネル・データを使用した Bowles, et al.[2005]では、親子の勤労所得の相関係数はかなり大きいと指摘されている。別の研究では、失職による世帯主収入の低下や子どもの誕生といったライフ・イベントが、貧困に陥る契機になると指摘されている[Bane and Ellwood 1986; Blank 1997; 詳細なサービスは McKernan and Ratcliffe 2002 参照]。Page and Stevens[2002]は、両親の離婚によって半年から数年の間、子どもの所得水準は 40～45%，食料消費は 17% 低下すると指摘しており、ひとり親世帯で成育することが子どもの経済厚生に長期的な影響を与えることを明らかにしている。その一方で日本では、社会学者を中心として世代間階層移動についての研究は数多く蓄積されているものの、パネル・データの整備が米国よりも遅れているということもあり、貧困のダイナミクスに関する先行研究は、「消費生活に関するパネル調査」(家計経済研究所)を用いた岩田・濱本[2004]などごくわずかにとどまっている。

そこで本稿では、2006 年に首都圏のある自治体で実施した「社会生活に関する実態調査」(以下、「実態調査」と略)の個票に基づき、成育時の家庭環境やさまざまなライフ・イベントが、成人期における貧困や本人の学歴達成とどのような関係にあるかを分析する<sup>3)</sup>。「実態調査」はクロスセクション・データであるが、回顧的情報を含んでいるので、15 歳時の家族構造や当時の暮らし向き、そして失職、疾病、離婚、子どもの誕生といったライフ・イベントの影響を計量的に検討することが可能である。

本稿の主な発見は次の通りである。第 1 に、等価尺度で計測した子どもの実質所得は 1990 年代半ば以降伸びが鈍化ないし低下しており、前の世代の子どもを下回るようになっている。第 2 に、子どもの貧困率の上昇についてはコホート効果が観察される。第 3 に、年齢や性別をコントロールした上でも、大きなかがや病気といったライフ・イベントは貧困である確率を有意に高めている。第 4 に、成育環境と成人時における貧困との間には有意な関係は観察されない。第 5 に、15 歳時の暮らし向きや世帯構造によって学歴達成に違いがみ

られる。

本稿の構成は以下の通りである。第 I 節では、「所得再分配調査」に基づき、子どもの貧困の動向を把握する。第 II 節では、「実態調査」に基づき、成育環境やライフ・イベントと貧困との関係について計量分析を行う。第 III 節は、結果のまとめと考察である。

## I 子どもの貧困の動向—— 「所得再分配調査」による分析

### 1 使用データと貧困の定義

この節で使用するのは、厚生労働省「所得再分配調査」の 1987 年調査から 2002 年調査までの個票を再集計したデータセットである<sup>4)</sup>。「所得再分配調査」は全国の約 1 万世帯とその世帯員を対象として 3 年に 1 度実施されており、有効客体数は約 8,000 世帯である。ここでは同調査の定義に即し、税や社会保障による再分配が行われる前の当初所得と、行われた後の再分配所得の 2 つに着目して分析を行う<sup>5)</sup>。当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入および私的給付(仕送り、企業年金、退職一時金、生命保険金、損害保険金、個人年金)の合計額である。再分配所得は、当初所得から税金・社会保険料を差し引き、社会保障給付を加えたものである。なお、「所得再分配調査」で調査されている税金は、所得税、住民税、固定資産税、自動車税の 4 種類である。世帯の消費税負担は調査されていないため、把握できない。社会保険料は、短期社会保険料(健康保険料に相当)、長期社会保険料(年金保険料に相当)、その他の社会保険料(雇用保険料など)で構成され、2002 年調査からは介護保険料も含まれている。社会保障給付には、公的年金や失業給付のような現金給付だけでなく、医療や介護などの現物給付も含まれている。

当初所得、再分配所得のいずれについても、世帯規模の違いによる差をコントロールするために、世帯員数の平方根を等価尺度とする等価所得にしている。また、不適切な回答をしている世帯や、異常値がもたらす影響を除去するために一定の処

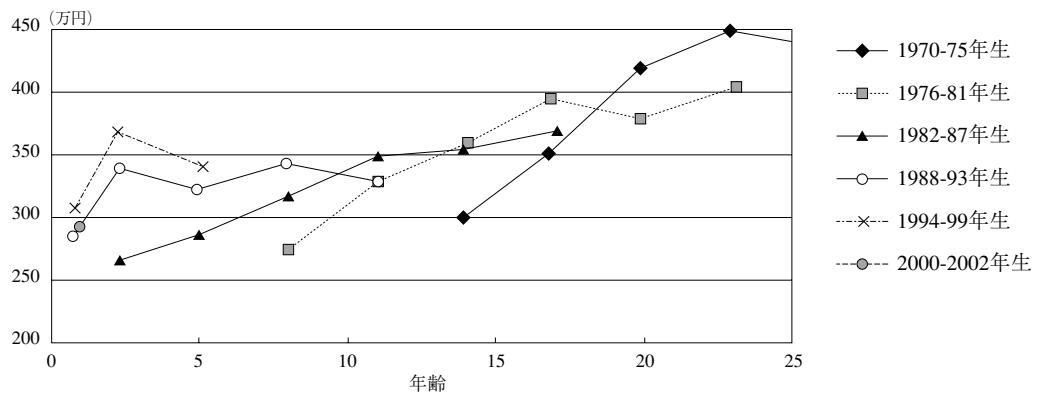
理を行っている(詳細は大石[2006a]参照)。通常、子ども自身には所得はないが、子どもが属する世帯の等価所得が一人ひとりの子どもの享受する経済的資源の大きさを表していると考える。このようにして一人ひとりに割り当てられた等価再分配所得が、成人も子どももすべて含めた個人ベースでの中位数の50%を下回る場合に「貧困である」と定義する。

前述したように「所得再分配調査」は定期的に実施される repeated cross section data なので、複数年次のデータを使用してコーホート別の擬似パネル・データを作成することができる。本稿では2000年生まれ以降を除き、6歳刻みでコーホート

を作成し、コーホート・年別に再集計したデータセットを使用する。

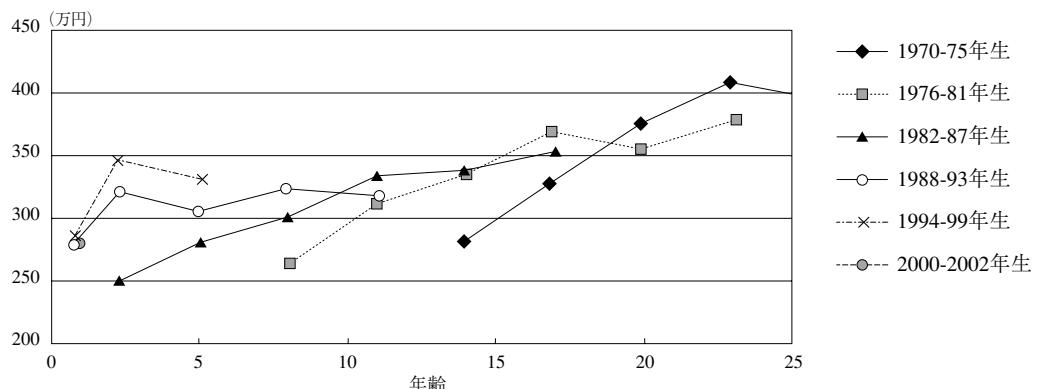
## 2 コーホート別の動向

図1、図2はコーホート別に子どもの所得の動向をみたものである。全体として、子どもの年齢が高まるほど所得水準も上昇している。これは、子どもが大きいほど親の年齢も高く、賃金も高い傾向にあることや、子どもが成長すると母親が働きに出るケースが多いことが影響しているとみられる。ところが、等価当初所得(実質、2000年価格)と等価再分配所得(同)のいずれについても、また、ほぼすべてのコーホートについて、1996年調査を境



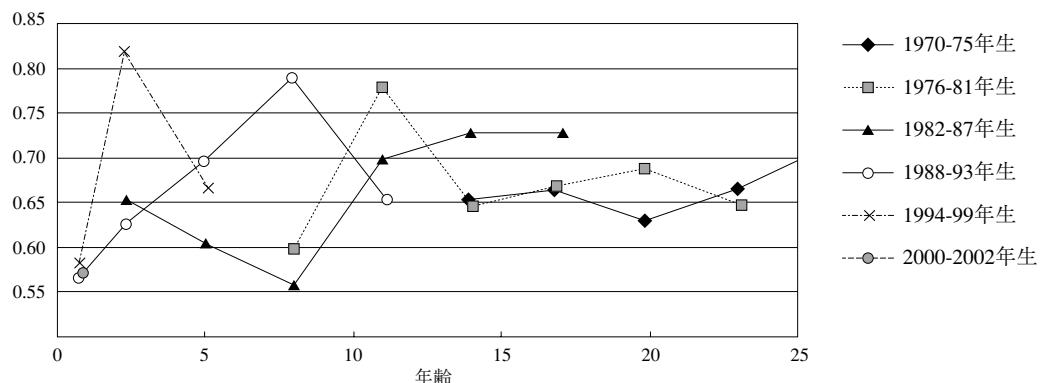
出所) 「所得再分配調査」再集計結果から筆者推計。

図1 子どものコーホート・年齢別 等価当初所得(実質、2000年価格)



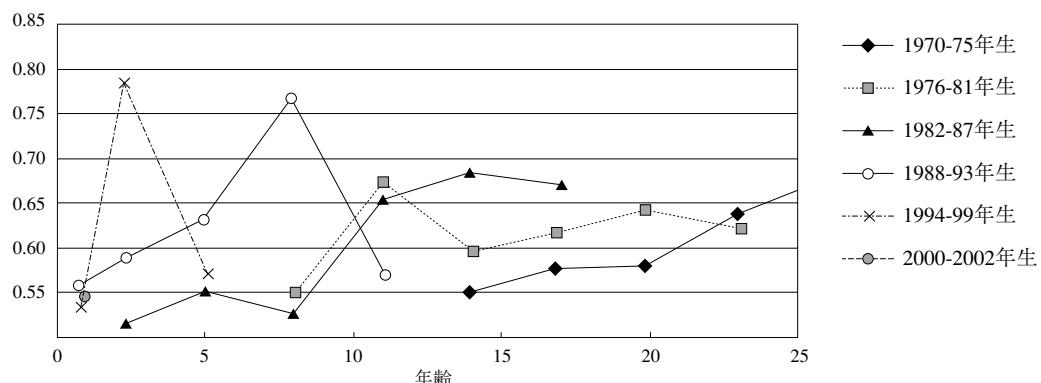
出所) 「所得再分配調査」再集計結果から筆者推計。

図2 子どものコーホート・年齢別 等価再分配所得(実質、2000年価格)



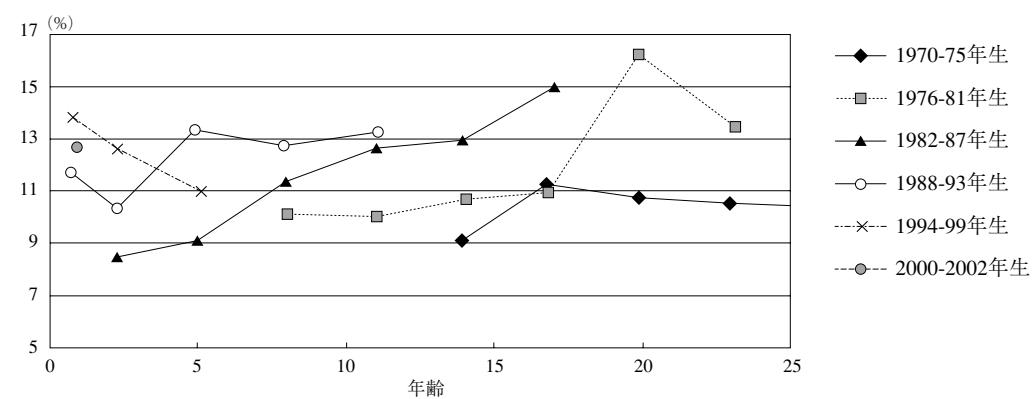
出所) 「所得再分配調査」再集計結果から筆者推計。

図3 子どものコーホート・年齢別 等価当初所得の変動係数



出所) 「所得再分配調査」再集計結果から筆者推計。

図4 子どものコーホート・年齢別 等価再分配所得の変動係数



出所) 「所得再分配調査」再集計結果から筆者推計。

図5 子どものコーホート・年齢別 貧困率

にした屈折が観察される。同様の屈折は厚生労働省「国民生活基礎調査」を使用した大石[2005]でも観察されており、1990年代後半における不況の深刻化が所得に影響を及ぼしたとみられる。それ以前は、新しいコーホートほど実質所得が高い傾向にあったにもかかわらず、今日では後に生まれた子どもたちが享受する所得水準は上の世代の子どもたちを下回るようになっている。

つぎに、子ども同士の不平等度の指標として、等価所得の平均値を標準偏差で除して得られる変動係数(CV)を再集計データからコーホート別に計算したものが図3、図4である。等価再分配所得のCVは等価当初所得のCVよりも低く、また、新しいコーホートほどCVが高まる傾向がみられるものの、10歳未満の年齢層では上下動が非常に激しい。

図5はコーホート別の貧困率の動向を示している。注目されるのは、所得の場合とは異なって、1996年調査以前の段階から、新しいコーホートほど貧困率が高い傾向が観察されるという点である。そこで、子ども同士で新しいコーホートほど貧

困率や不平等度が高まる傾向がみられるかどうかを検討するために、回帰分析を行う。

### 3 コーホート効果の推計

Otake and Saito[1998]、岩本[2000]、小塩[2006]などの先行研究にならい、以下のような回帰式を推定する。

*Inequality measure (cohort, age)*

$$= \text{const.} + \alpha * \text{cohort} + \beta * \text{age} + \varepsilon$$

ここでは1970-75年生まれを基準として、以降に生まれた6歳刻みのコーホートをそれぞれあらわすダミー変数、および年齢を説明変数とする。被説明変数となる不平等度指標としては、既に取り上げた貧困率やCVに加えて、75パーセンタイルの所得を25パーセンタイルの所得で除したquartile ratioを使用する。なお、推定は各コーホート・年のセルのサンプルサイズをウエイトとする加重最小二乗法を用い、不均一分散の修正を行っている。推定に使用できるセルの数が少ないため、コー

表1 コーホート効果の推定結果

N=21

	貧困率	当初所得 CV	再分配所得 CV	当初所得 quartile ratio	再分配所得 quartile ratio
1970-75年生（基準）	—	—	—	—	—
1976-81年生	0.010 (0.005)	0.039 (0.043)	0.074 (0.030)	-0.039 (0.043)	-0.012 (0.040)
1982-87年生	0.027 (0.006)	0.043 (0.028)	0.088 (0.027)	0.025 (0.060)	0.049 (0.042)
1988-93年生	0.044 (0.008)	0.092 (0.052)	0.157 (0.065)	0.075 (0.091)	0.108 (0.067)
1994-99年生	0.050 (0.013)	0.143 (0.076)	0.197 (0.094)	0.122 (0.127)	0.115 (0.073)
2000年生以後	0.064 (0.010)	0.020 (0.047)	0.113 (0.044)	0.211 (0.097)	0.260 (0.067)
年齢	0.003 (0.001)	0.007 (0.003)	0.009 (0.003)	0.030 (0.007)	0.022 (0.004)
定数項	0.055 (0.010)	0.545 (0.050)	0.425 (0.046)	1.593 (0.103)	1.562 (0.071)
R <sup>2</sup>	0.694	0.243	0.352	0.747	0.769

注) 各セルに属する標本数をウエイトとした加重最小二乗法による推定。( )内は不均一分散修正済み標準誤差。所得は2000年価格。  
出所) 「所得再分配調査」の再集計結果に基づく筆者推計。

ホート・ダミーと年齢の交差項を説明変数に含めることはしていない。推定結果は表1の通りである。

第1に、貧困率については有意にコーホート効果が観察される。1970-75年生まれと比較して、1994-99年生まれは5%ポイント、2000年生まれ以降は6.4%ポイント、それぞれ貧困率が高い。また、子どもの年齢が1歳上がるごとに0.3%ポイントずつ貧困率が高まる。第2に、等価当初所得のCVについてはコーホート効果が観察されない半面、等価再分配所得のCVについては、2000年生まれ以降のコーホートを除き、有意にコーホート効果がみられる。一方、不平等度指標をquartile ratioに代えて推定すると、等価当初所得と等価再分配所得のいずれについてもコーホート効果はみられない。第3に、CVとquartile ratioのどちらの不平等度指標を使用した場合でも、年齢効果は有意に観察される。

したがって、子どもの貧困率の上昇は、年齢構成の変化によるものではなく、最近生まれた子どもほど、高い貧困リスクに直面しているということになる。

## II 成育環境やライフ・イベントが成人後の生活に及ぼす影響—「実態調査」による分析

前節では、子どもの貧困率が新しいコーホートほど高まっていることを指摘したが、生活の苦しい状況に育つことは、成人後の貧困状況にどのような影響を及ぼすであろうか。本節では、成育環境やライフ・イベントと成人期の貧困の関係を分析する。

使用するデータは、国立社会保障・人口問題研究所が2006年2月に実施した通称「実態調査」の個票である。調査対象は首都圏のある自治体に居住する、住民基本台帳から無作為抽出された20歳以上の成人男女である。有効票は584票である。

「実態調査」はパネル・データではないので、岩田・濱本[2004]が行ったような貧困のダイナミクスを直接観察することはできない。その一方で、「消費生活に関するパネル調査」と比較した場合に、つぎのような特長が指摘できる。第1は、地域的には限定されるものの、住民基本台帳から無作為

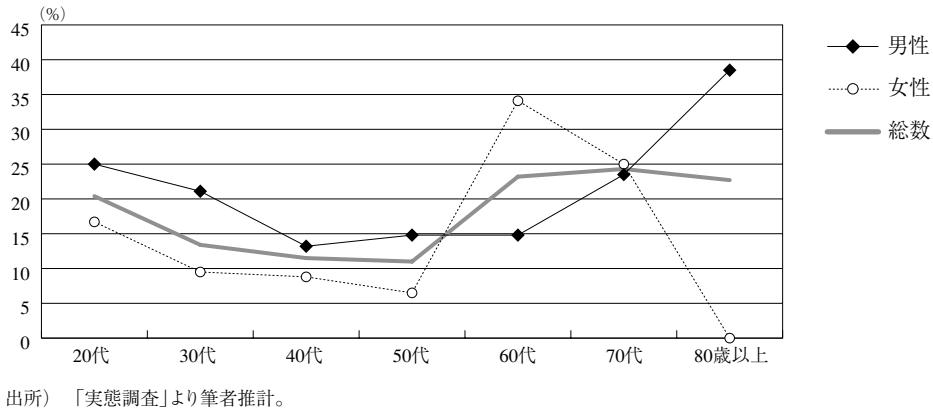
抽出されたサンプルであることである。「パネル調査」は調査開始時点では無作為抽出を行っているものの、回数を経るにしたがってサンプル脱落(sample attrition)の問題が大きくなることが知られている。第2は、「実態調査」が20歳以上の成人男女すべてを対象としている点である。「パネル調査」の対象者は1993年時点で24~34歳の女性に限定されており、男性については調査対象者の女性の夫の情報が得られるに過ぎない。第3に、「パネル調査」では調査開始以降の情報は詳細にわかる半面、調査開始以前の状況についての情報は少ない。この点で、今回の「実態調査」は15歳ごろの状況をたずねる設問を入れている。

はじめに、調査対象者のライフ・イベントや成育環境が調査時点での貧困状態に及ぼす影響を分析する。過去の出来事は、「実態調査」の調査時点以前における貧困への転入あるいは転出といったダイナミクスに影響している可能性もあるが、本稿では調査時点までその影響が継続していると仮定していることになる。

### 1 貧困線の設定

前節と同様に、ここでも全回答者の等価世帯所得の中位数の50%を基準として貧困を定義する。世帯所得は「実態調査」より得られる同一家計に属する各世帯員の月収の12カ月分を合計したものを使用する。なお、本人および配偶者についてはボーナスの有無を調査しているので、「ボーナスがあった」と回答している場合は月収の12カ月分ではなく15カ月分とする。年間賞与3カ月というものは、厚生労働省「賃金センサス」から得られる産業計企業規模計の「年間賞与その他特別給与額」の「所定内給与額」に対する比率をもととしている。

こうして得られた世帯所得を同居世帯員数の平方根で除したものを等価世帯所得とする。「実態調査」の等価世帯所得の中位数は294万円であるが、これは前節で用いた「所得再分配調査」の2002年調査における等価世帯所得の中位数(300万円)とほぼ等しい。それぞれの調査に基づき貧困線を設定すると、147万円と150万円になるが、等価世帯所得が両者の間に落ちるサンプルは1人しかい



出所）「実態調査」より筆者推計。

図6 性別・年齢階層別貧困率

ないので、簡単化のため150万円未満を貧困と定義する。この定義で貧困状態とされるのは584人中100人で、貧困率は17%となる。

実際に年齢階層別の貧困率の動向をみると、男女ともに20代から40代にかけては低下し、女性は50代以降、男性は60代以降に貧困率が大幅に高まっている(図6)。また、50代までは女性のほうが男性よりもおしなべて貧困率が低い。80歳以上は該当者数が少ないのでややイレギュラーな動きとなっている。

## 2 成育環境、ライフ・イベントと成人後の貧困

「実態調査」では、15歳ごろの家族構造や、当時の一般家庭と比較した暮らし向きを調査している。具体的には、家族構造については「あなたの15歳ごろのご家庭は、以下のどの形態でしたか」という設問があり、「1：核家族（子ども+両親）、2：ひとり親世帯、3：三世代世帯、4：その他」からひとつを選択する。暮らし向きについては、「当時の日本の一般家庭に比べて、あなたのご家庭の暮らし向きはどうだったと感じますか。次の中からお答えください」という設問があり、「1：大変苦しい、2：やや苦しい、3：普通、4：ややゆとりがある、5：大変ゆとりがある」という選択肢の中からひとつを選ぶようになっている。

こうした設問は、個人の記憶や主観に頼っているという点で不正確だという批判は免れ得ない

が、成育環境が事後的な生活水準に及ぼす影響を知る上でひとつの重要な手がかりにはなるものと考えられる。例えば「ひとり親世帯」など特定の家族構造のもとに育つ子どもや、経済状況が悪い世帯で育つ子どもへの社会的なサポートが十分でない場合、こうした子どもたちは将来的に貧困に陥るリスクが高い可能性がある。

また、成人した後は、離婚、子どもの誕生、あるいは傷病といったライフ・イベントが貧困に陥る契機となりうることは多くの先行研究が指摘している。失職や疾病といったライフ・イベントと貧困との関係を分析することは、セーフティーネットが有効に機能しているかどうかを知る手がかりとなる。その点、「実態調査」では、個人の回想に基づき、16歳以降の人生経験をたずねているため、どのようなライフ・イベントを何回経験したかを知ることができる。また、何年間に渡って仕事をしてきたかも把握可能である。

そこで、現在、貧困状態にあるかどうかを示すダミー変数（貧困=1、貧困ではない=0）を作成して被説明変数とし、①15歳時の暮らし向き、②15歳時の家族構造、③調査時点での配偶関係、④経験年数（どのような形態であれ仕事に就いていた年数の合計）、⑤ライフ・イベント（子どもの誕生回数=子ども数、大きなかが・病気の回数）を説明変数とするモデルをprobitで推定する。15歳時の状況から時間的に離れている高齢者は除外

することとして、推定は60歳未満の394人について行った。使用変数の要約統計は表2、推定結果は表3に示してある。

いずれのモデルでも、15歳時の暮らし向きと現在の貧困状態との間には有意な関係は観察されない。15歳時の家族構造については、「その他の世帯」に属している場合に、現在貧困である確率が高い。「その他の世帯」には、祖父母と孫だけで生活しているケースや、きょうだいだけで生活しているケースなど、多様なタイプの世帯が含まれる。このように伝統的な家族像から離れている世帯で育つと、社会的なサポートの対象となりにくく、それが成人後の貧困確率の高さに反映されているのかもしれない。

年齢の効果は、いずれのモデルでも有意ではない。ここでは高齢者を除外していることもあり、現役世代といわれる60歳未満の年齢層に限ると、年齢が上がるほど貧困リスクが高まるという関係は観察されていない。一方、女性は男性と比較して8%ほど貧困である確率が低い。ここでは配偶関係の影響はコントロールしているので、それ以外の要因で性差が発生していることになる。本分析ではとらえきれていない要因によって、女性の貧困リスクが下がっていることになるが、例えば、女性のほうが男性よりもギャンブル等への関わりが少ないなど、堅実な生活をしている可能性が考えられる。現在の配偶関係をみると、独身者やその他(死別、別居等)の配偶関係にあると貧困である確率が高くなっている。男女を問わず、無配偶者の貧困率が高いことは阿部[2006]でも指摘されている。この推定結果は、一自治体での調査ではあるが、それと整合的である。限界効果は非常に大きく、独身の場合に有配偶者よりも22%，その他(死別、別居等)の場合に60%も貧困リスクが高まる。経験年数は長いほど貧困である確率が低くなる。これは年齢をコントロールした上で観察されることであり、逆にみれば失職が貧困に転ずる要因となっていることを示唆している。子ども数については有意な影響が観察されない。いったん配偶関係をコントロールすると、子どもの有無や人数は貧困状態に影響しないようである。大きなけ

表2 主な変数の要約統計

	60歳未満	総数
貧困率	0.140 (0.347)	0.171 (0.377)
年齢	39.505 (11.529)	49.327 (17.641)
性別 (男性=1、女性=2)	1.525	1.503
15歳時の暮らし向き(基準:普通)		
苦しい	0.284	0.301
ゆとりがある	0.178	0.171
15歳時の家族構造(基準:核家族)		
ひとり親世帯	0.041	0.047
三世代世帯	0.259	0.230
その他	0.038	0.065
配偶関係(基準:有配偶)		
独身	0.388	0.317
離別	0.069	0.072
その他	0.013	0.051
経験年数	15.916 (12.072)	20.031 (16.381)
子ども数	0.904 (1.051)	1.067 (1.082)
大きなかが・病気の回数	0.274 (0.823)	0.361 (0.869)
N	394	584

注) ( )内は標準偏差。

出所) 「実態調査」から筆者推計。

がをしたり、病気になったりした回数が多いことは、有意に貧困である確率を高めている。これらを1回経験するごとに、3%ほど貧困確率が上昇する。

### 3 成育環境と学歴達成

近年、子どもの学歴達成における親の影響が強まり、機会均等が損なわれているのではないかという議論がしばしば見受けられる[橋木2006]。こうした議論に対して、SSM調査データを使用した盛山[2003]は、1990年代半ばまでのデータで見る限り階層間移動は低下していないと結論づけている。また、石田[2003]は、階層の閉鎖性という点では日本はアメリカやドイツとほぼ同等程度の国であることを明らかにしている。

一方、欧米では、Becker and Tomes[1986]をはじめ多数の研究が子どもの学歴達成における親の影響を取り上げており、貧困家庭に育つ子どもは、学歴達成が低かったり、犯罪に関わったり、十

表3 過去の履歴と貧困状態の関係のProbit推定結果（60歳未満の回答者について）

N=394

	(1)	(2)		(3)		(4)	
	係数	標準誤差	限界効果	係数	標準誤差	係数	標準誤差
年齢	0.010	0.010	0.002	-0.003	0.009	0.008	0.010
女性*	-0.474	0.193	-0.079	-0.387	0.184	-0.455	0.187
15歳時の暮らし向き (基準:普通)							
苦しい*	0.072	0.211	0.012	0.145	0.208	0.118	0.200
ゆとりがある*	-0.255	0.261	-0.038	-0.263	0.261	-0.276	0.249
15歳時の家族構造 (基準:核家族)							
ひとり親世帯*	0.485	0.432	0.106	0.355	0.463	0.388	0.453
三世代世帯*	0.064	0.201	0.011	0.027	0.202	0.099	0.192
その他*	0.651	0.350	0.154	0.669	0.353	0.641	0.341
配偶関係 (基準:有配偶)							
独身*	1.094	0.325	0.216	1.155	0.232		1.176
離別*	0.368	0.362	0.075	0.423	0.368		0.454
その他*	1.833	0.653	0.598	1.727	0.649		1.661
経験年数	-0.020	0.011	-0.003			-0.022	0.011
子ども数	-0.003	0.141	0.000			-0.317	0.113
大きなげが・病気の回数	0.188	0.091	0.031			0.203	0.088
定数項	-1.242	0.580		-1.141	0.546	-0.294	0.424
対数尤度	-127.904			-131.122		-140.219	-132.882
擬似決定係数	0.197			0.177		0.120	0.177

注) 1) 標準誤差は不均一分散修正済み。\*印のダミー変数については、数値が0から1になったときの変化幅で限界効果は示している。

2) ①15歳時の状況、②配偶関係、③経験年数・子ども数・大きなげが等の3つの説明変数のグループについて、(1)のモデルと比較する specification test を行ったが、いずれの場合も係数が等しいという帰無仮説は棄却されなかった。

代で妊娠したりする確率が高いことが明らかにされている。ただし、Becker and Tomes[1986]では親の所得水準の低さ(流動性制約)が子どもの人的資本投資を阻害する要因となっているが、最近の研究では、流動性制約よりも家庭要因が子どもの能力や意欲を通じて学歴に与える影響に着目する傾向が強まっている。つまり、親の所得水準は、知的な雰囲気や物事に取り組む姿勢、コミュニケーションの活発さなど、家庭要因の代理変数であると考えられている。

「実態調査」では、親の所得水準や学歴は直接的には把握されていないものの、15歳時の家族構造や暮らし向きはそうした要因をある程度反映していると考えられよう。表4は、本人の学歴達成の要因を ordered probit model で推定したものである。ここでは学歴を5段階に分け、学歴が不明

なサンプルは除外している。調査時点で22歳以上であった回答者に限定し、60歳未満とするケースと年齢に上限を設けないケースとの2通りの推定をした。

その結果をみると、年齢や性別による進学率の差をコントロールしても、15歳時に暮らし向きが苦しかった場合、学歴は低くとどまる傾向にある。例えば大卒以上の学歴を得る確率は、15歳時の暮らし向きが苦しいと10%ポイント低下する。一方、15歳時の家族構造についてみると、「三世代世帯」であった場合には「核家族世帯」であった場合よりも学歴は高く、「その他の世帯」の場合には低くとどまる傾向が有意に観察される。「ひとり親世帯」の効果については、有意には観察されない。社会全体の進学率は高まっているので、年齢が若いほど高学歴になる傾向が有意にみられる。

表4 学歴達成についての Ordered Probit Model による推定結果

	22歳以上 60歳未満			22歳以上	
	係数	標準誤差	「大卒」	係数	標準誤差
			に対する 限界効果		
年齢	-0.034	0.010	-0.009	-0.059	0.006
女性*	-0.851	0.219	-0.103	-0.681	0.171
15歳時の暮らし向き (基準:普通)					
苦しい*	-0.857	0.242	-0.100	-0.730	0.189
ゆとりがある*	0.451	0.289	0.073	0.444	0.235
15歳時の家族構造 (基準:核家族)					
ひとり親世帯*	-0.399	0.377	-0.062	-0.472	0.360
三世代世帯*	0.672	0.237	0.085	0.518	0.198
その他*	-1.418	0.711	-0.125	-1.164	0.419
Cut-off1	-5.763	0.672		-6.152	0.500
Cut-off2	-3.448	0.622		-4.042	0.453
Cut-off3	-1.830	0.593		-2.591	0.429
対数尤度	-439.77			-644.87	
擬似決定係数	0.076			0.140	
N	378			552	

注) 1) 標準誤差は不均一分散修正済み。\*印のダミー変数については、数値が0から1になったときの変化幅で限界効果は示している。

2) 学歴の基準は「新制中学校、旧制小学校卒」である。

また、男性と比較して女性のほうが低学歴にとどまる傾向があることは、従来の研究で指摘されていることと整合的である。

### III 結 論

本稿でははじめにコーホートという視点から子どもの貧困を取り上げ、新しいコーホートに属する子どもほど貧困率が高いのかどうか、子ども同士での不平等度が大きいのかどうかを検討した。つぎに、「実態調査」に基づき、15歳時の暮らし向きや世帯構造が学歴達成や成人後の貧困リスクに与える影響を分析した。

まず、貧困率については有意にコーホート効果が観察されたものの、CV や quartile ratio などの不平等度指標については、コーホート効果は多くの場合、有意には観察されなかった。したがって、同じ時期に生まれた子ども同士での不平等度が

高まっていることを支持する結果は本稿で使用したデータからは得られていない。その一方で、子どもの貧困率の高まりは、子どもがいる世帯の経済水準と、成人だけからなる世帯との経済水準の乖離が新しい世代の子どもほど大きくなっていることを意味している。子どもの等価再分配所得が実質で低下している点とあわせて、子どもに対する経済的保障をどのようにして達成するかを検討すべきである。

つぎに、15歳時の暮らし向きが悪い場合に、学歴達成が低い傾向にあることは、貧困の世代間連鎖という点で注目される。また、15歳時の家族構造によっても、貧困リスクや学歴達成に差がみられるということは、家族が生活保障や教育において重要な役割を果たしていることを示唆している。

なお、これらの推計結果に関しては、使用している15歳時の暮らし向きや家族構造といった変数が、親の経済状態の代理変数としてふさわしくない

場合、推定結果にバイアスが伴うことが知られている。学歴達成にしても、本稿で想定した関係とは逆に、本人の学歴達成が過去の暮らし向きに対する評価を左右するという内生性の問題が生じている可能性がある。したがって、結果の解釈には十分な注意が必要である。

さいごに、子どもの貧困に対する社会的な関心の高まり、そして実際に低下している子どもの経済水準を考えれば、本稿で取り上げたような世代間連鎖について、さらなる研究が必要なことは明らかである。

### 注

- 1) Förster and d'Ercole (2005)による。
- 2) 『世界価値観調査』1995年による。
- 3) 本調査は、厚生労働科学研究費補助金（政策科学推進研究事業）「日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究」（主任研究者：阿部彩）の一環として実施したものである。
- 4) 本稿で使用した『所得再分配調査』調査票の再集計結果は、国立社会保障・人口問題研究所の厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「日本の社会保障制度における社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）効果の研究」（主任研究者・阿部彩）において目的外使用申請を行い、厚生労働省政策統括官の承認を得たもとに再集計したものである（政発08220005号）。
- 5) なお、調査されている所得や税・社会保険料などの拠出金、社会保障給付などの金額はすべて調査前年のものである。

### 参考文献

- 阿部 彩(2005)「子どもの貧困－国際比較の視点から－」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, pp.119-142。
- (2006) 「貧困の現状とその要因」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配 格差拡大と政策の役割』東京大学出版会, pp.111-137。
- 石田 浩(2003)「社会階層と階層意識の国際比較」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編『日本の所得格差と社会階層』日本評論社, pp.105-126。
- 岩田正美・濱本知寿香(2004)「第8章 デフレ不況下の「貧困の経験」」樋口美雄・太田清・家計経済研究所編『女性たちの平成不況』日本経済新聞社, pp.203-233。
- 岩本康志(2000)「ライフサイクルから見た不平等度」国立社会保障・人口問題研究所編『家族・世帯の変容と生活保障機能』東京大学出版会, pp.75-94。
- 大石亜希子(2005)「子どものいる世帯の経済状況」国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, pp.29-52。
- (2006a)「所得格差の動向とその要因：1987～2002年」財務総合政策研究所「我が国の経済格差の実態とその政策対応に関する研究会」報告書所収。
- (2006b)「所得格差の動向とその問題点」貝塚啓明・財務省財務総合政策研究所編『経済格差の研究』中央経済社, pp.19-36。
- 小塩隆士(2006)「所得格差の推移と再分配政策の効果」小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配 格差拡大と政策の役割』東京大学出版会, pp.11-54。
- 橋木俊詔(2006)『格差社会 何が問題なのか』岩波新書。
- 盛山和夫(2003)「階層再生産の神話」樋口美雄・財務省財務総合政策研究所編『日本の所得格差と社会階層』日本評論社, pp.85-103。
- Bane, M. J. and D. Ellwood (1986) "Slipping Into and Out of Poverty: The Dynamics of Spells," *Journal of Human Resources*, Volume 21, No. 1, Winter, pp.1-23.
- Becker, G. and N. Tomes (1986) "Human Capital and the Rise and Fall of Families," *Journal of Labor Economics*, 4, pp.S1-99.
- Blank, R. M. (1997) *It Takes a Nation: A New Approach to Fighting Poverty*. New York: Princeton University Press, Russell Sage Foundation.
- Bowles, S., H. Gintis and M. O. Groves eds. (2005) *Unequal Chances: Family Background and Economic Success*. Princeton, Princeton University Press.
- Förster, M. and M. d'Ercole, (2005) "Income distribution and poverty in OECD countries in the second half of the 1990s" OECD Social, Employment and Migration Working Papers, No. 22.
- McKernan, S. and C. Ratcliffe (2002) "Transition Events in the Dynamics of Poverty," Office of the Assistant Secretary for Planning and Evaluation, U.S. Department of Health and Human Services. (<http://aspe.hhs.gov/hsp/poverty-transitions02/index.htm>)
- OECD (2006) *Economic Survey of Japan*, Paris: OECD.
- Ohtake, F. and M. Saito (1998) "Population aging and consumption inequality in Japan" *The Review of Income and Wealth* 44: 3, 361-381.
- Page, M. E. and A. H. Stevens (2002) "Will You Miss Me When I Am Gone? The Economic Consequences of Absent Parents," *NBER Working Paper* 8786.  
(おおいし・あきこ 千葉大学法経学部准教授)

## 社会保障法判例

大原利夫

神戸市職員及び兵庫県職員が児童扶養手当の受給要件を説明せず、不正確な回答にとどめたことは違法であるが、故意過失及び因果関係が認められないとして国家賠償法上の損害賠償請求が棄却された事例（神戸市垂水区役所事件控訴審判決）

大阪高等裁判所平成17年6月30日判決（平成16年（ネ）第405号、損害賠償請求控訴事件、上告）『賃金と社会保障』1402号44頁、『判例自治』278号57頁

### I 事実の概要

1 X1（原告、控訴人。）の妻Aの兄Bは、Cと昭和52年10月27日に婚姻し、同55年3月10日にDが出生した。

2 Bは昭和56年ころから飲酒が原因で手や身体が震えるようになり、同57年1月28日から同年3月24日までの間、肝硬変症、糖尿病により入院した。他方、Cは昭和57年1月ころからBと別居した。

3 昭和63年ころ、Bと同人の母EがDを養育していたが、Eも入院したため、Dは京都市内の児童養護施設に入所することとなった。Bの妹Aは、そのことを聞き、同63年4月7日ころ、夫であるX1とともにDを引き取り、以後Dは平成12年5月15日までX1夫婦と同居していた。

4 Aは昭和63年5月ころ、神戸市職員（以下「市職員」という。）に対して児童扶養手当の受給を希望した。市職員はAの話を聞いて、「児童扶養手当は母子家庭には割合簡単に認められるが、男

性には普通に生活力があるから養育する義務があり、父子家庭や父方の親戚が子供を預かっている場合には出ない」と答え、Aに認定請求書を交付しなかった。

5 昭和63年7月ころ、X2（原告、控訴人。）はAとともに垂水区役所を訪れて、市職員に対して「児童扶養手当は受けられないのか」と尋ねた。これに対して市職員は、「児童扶養手当は母子家庭は対象になるが、父親には普通生活力があり扶養義務があるので、父方の親戚の養育には受給資格がない」と答えた。またX2は平成9年3月ころ、兵庫県福祉部児童福祉課を訪れて相談したが、同様の回答を受けた。

6 X1及びX2は、市職員及び兵庫県職員（以下「県職員」という。）が児童扶養手当法（以下「法」という。）に関する教示義務を果たさず、市職員が認定請求を受け付けなかったのは違法であるなどとして、神戸市（被告、被控訴人。）及び兵庫県（被告、被控訴人。）に対して国家賠償法1条1項に基づいて、本来であれば受給できたであろう児童扶養手当の支拂いを求めて訴えた。

当受給相当額の損害賠償を求めて提訴した。

7 神戸地方裁判所は平成15年12月24日、X1らの請求を棄却した。

8 X1らはこれを不服として大阪高等裁判所に控訴したが、同裁判所は平成17年6月30日、IIのとおり判示して、控訴を棄却した。

## II 判旨

### 棄却

1 「昭和63年4月7日から平成3年ころまでの間は、控訴人X2及びX1夫婦において、Dが落ち着くまでDとBとの面会を避けるよう配慮していたのであり、Bの側でDとの面会を忌避したことは一度もなかったのであるから、これをもって、Bが監護の意思を放棄していたとまで認めることはできない。……よって、Dが旧法4条1項5号、旧施行令1条の2の『父が引き続き1年以上遺棄している児童』に当たることを前提とする控訴人の本件請求は、理由がない」。

2 「BとCの婚姻関係については、昭和57年8月10日、京都市南区役所に控訴人X2ほかを証人とする離婚届が提出され、受理されているのであって、これにより、BとCの婚姻関係は解消されたものと認めるのが相当である」。

3 「市職員は、控訴人X2及びAを使者とする控訴人X1の児童扶養手当の口頭での認定請求に対し、同請求書を交付することもなく、その受付を拒否したものというべきであって、旧法6条は受給資格者の認定請求権を定めているから、市職員の上記拒否行為は、認定請求権の行使を妨げる違法な行為というべきであり、市職員はその職務上の義務に違反しているというべきである」。

4 「市職員及び県職員としては、積極的に相談者のプライバシーに踏み込んで質問をするまでの必要はないとしても、最低限、相談者の相談内容から支給の可能性がある給付の種類及びその受給要件(略)の概括的内容を教示する職務上の義務があるというべきである」。

5 「本件において、控訴人X2及びAに対し、

旧法4条1項1号及び同項5号・旧施行令1条の2第1号の規程の内容及び児童扶養手当の受給要件を説明せず、不正確な回答にとどめたことは、職務上の義務に違反する違法な行為というべきである」。

6 「市職員も県職員も、およそ、Dの両親が離婚したことを予測することはできなかったというほかはなく、控訴人X1が認定請求をしても、受給資格が認められないとして請求が棄却されていた蓋然性が極めて高い。そうすると、市職員及び県職員には故意過失が認められず、控訴人ら主張の損害との間の因果関係も認められないというほかはない」。

## III 検討

本判決の結論及び一部の理由に疑問がある。

### 1 はじめに

児童扶養手当は、母が「一定の児童」を監護するとき、または母がないか若しくは母が監護しない場合において、母以外の者が当該児童を養育するとき、その母またはその養育者に対して支給される(法4条1項)。一定の児童とは「父母が婚姻を解消した児童」(法4条1項1号)、「父が死亡した児童」(法4条1項2号)、「父が政令で定める程度の障害にある児童」(法4条1項3号)、「父の生死が明らかでない児童」(法4条1項4号)、「父が引き続き1年以上遺棄している児童」(法施行令1条の2第1号)などを指す。このように児童扶養手当は母子家庭のみを対象としたものではなく、父、父方の親戚、その他第三者が児童を養育する場合にも支給される場合があることに注意しなければならない。このことと関連して本件では、父方の親戚であるX1が児童扶養手当を受給し得る要件等について、市職員及び県職員が教示しなかったことの違法性が大きな争点となっている。

この違法性につき本判決は、市職員及び県職員に対して教示義務を課す制定法上の規定が存在しないにもかかわらず、教示義務を一般的に容認し(II判旨の4)、児童扶養手当の受給要件を説明

せず不正確な回答にとどめたことは違法な行為であるとして違法性を認めた(II判旨の5)。

この点、児童扶養手当法に関する永井訴訟第1審判決(京都地判平成3年2月5日判時1387号43頁)は、いわゆる周知徹底義務を容認し、不特定多数に対する情報提供義務の存否という論点を提示したが、本判決は不特定多数に対する情報提供義務ではなく、特定の者に対する個別的な情報提供義務(説明義務)を一般的に容認し、今までにない新たな論点を提示したものといえる。

その他、本件においては、本来であれば受給できたであろう児童扶養手当受給相当額の損害賠償が求められたことと関連して、Dが「父母が婚姻を解消した児童」または「父が引き続き1年以上遺棄している児童」に該当するのかという点も争点となっている。すなわち、父Bが肝硬変症、糖尿病により入院するなどして現実にDを扶養することが困難であるとも考えられる一方で、BD間ににおいて金銭の交付、面会等の事実が認められることから、Dが「父が引き続き1年以上遺棄している児童」に該当するのかが問題となっている。また、父Bと母Cの離婚届が京都市南区役所に提出され受理されたにもかかわらずCは戸籍上妻のままになっており、Dが「父母が婚姻を解消した児童」に該当するのかということも問題となっている。

そこで、ここでは、①市職員及び県職員が児童扶養手当の受給要件等に関して教示しなかったことにつき違法性が認められるか、②Dは「父が引き続き1年以上遺棄している児童」に該当するか、③Dは「父母が婚姻を解消した児童」に該当するか、という点を中心に検討を行う。

## 2 説明義務について

### (1) 違法性認定の前提となる説明義務

本判決はII判旨の5で示したように、児童扶養手当の受給要件を説明せずに不正確な回答にとどめたこと(以下「本件不作為」という。)について違法性を容認したが、従来、個別的な情報提供に関しては所管行政庁職員の説明に虚偽があったとして、説明を行わなかったという不作為ではなく、説明行為という作為について、その違法性が争わ

れてきており、本判決は作為ではなく不作為の違法性を認めたという点で特徴を有する<sup>1)</sup>。

このような不作為の違法性を肯定するためには、その前提として作為義務を認定しなければならず、本件不作為について違法性を認めるためには、説明義務という作為義務をまず認定する必要がある。そのため本判決は、相談者の相談内容から支給の可能性がある給付の種類及びその受給要件の概括的内容を教示する職務上の義務が市職員及び県職員にあると判示したものと考えられる。

しかし、前述したように、児童扶養手当の情報提供を求める者に対して所管行政庁職員が個別的な情報提供を行う義務は制定法上存在しないため、本判決がいうような説明義務を市職員及び県職員に課すことができるのかが問題となる。

一般に国家賠償法上、所管行政庁職員の不作為に対する違法性認定の前提となる作為義務は3つに分類することができる[吉崎1997, p.79]。まずひとつめが①公務員の作為義務が法令の明文をもって規定されており、法令の解釈によって一義的に決まる場合である(第1類型)。次に②法令によって公務員に権限が与えられてはいるが、その権限行使が公務員の裁量に委ねられている場合である(第2類型)。3番目に③公務員の作為義務が法令によって具体的に規定されていない場合である(第3類型)。本判決がいう説明の不作為は、この第3類型に該当するとみることができる。

この第3類型の作為義務が問題となった判例として、①韓国が竹島を不法占拠していることに対し、竹島に存する日本国民の権利・利益を保護・回復する作為義務が内閣にあるのかが争われたもの(東京地判昭和36年11月9日行集12巻11号2252頁)、②海中に投棄された旧日本陸軍の砲弾類を回収する作為義務が国にあるのかが争われたもの(東京地判昭和49年12月18日判時766号76頁)、③深夜手当に関する労働基準法違反の申告に対して、適切な措置を行う作為義務が監督官にあるのかが争われたもの(東京高判昭和53年7月18日判時900号68頁)などがある。いずれの判決も条理に基づいて作為義務が導き出され得ることを容認しており、この点に関しては判例上ほぼ異

論がないといってよい〔西埜 1985, p.21〕。

社会保障給付の説明義務を認めた判例として、大阪市立更正相談所長が行った一時保護所での生活扶助開始決定の取消等が求められた事案において、被保護者が退寮を希望した場合、相談所長は被保護者につき新たな内容の保護へ変更できる可能性があると認められるときは、保護変更申請権を保障するために当該保護の内容につき説明する義務があると論じて、説明義務を容認したものがある(大阪地判平成14年3月22日賃社1321号10頁)<sup>2)</sup>。

この第3類型に関して学説は、条理に基づいて作為義務が導きだされ得る点において大体一致している〔西埜 1985, p.21〕<sup>3)</sup>。社会保障給付の説明義務に関しても、行政側には法令解釈や制度の内容について十分な情報提供と説明をする義務があるとする見解がある〔赤井 2003, p.38〕<sup>4)</sup>。

以上の判例・学説に関する検討をもとに、社会保障給付に関して所管行政庁職員の説明義務が法令に具体的に規定されていない場合に、説明義務を課すことができるか考察してみたい。

まず、社会保障給付の受給要件等を相談者に対して説明する行為には、前記判例②の「砲弾類の回収」といった作為等と比較して、その作為内容が軽微であるという特徴がある。また、本件では規制権限の不行使が争われたのではなく、説明という事実行為の不作為の違法性が争われたが、規制権限の行使の場合には、被規制者の権利保護とのバランスに関する問題が生じるのでに対して、説明の不作為が問題となる場合は、このような問題が生じることはなく、不作為の違法性を認定しやすいといえる〔宇賀 1994, p.63〕。さらに、社会保障法の領域では、通常、社会的弱者に対する行政による支援の要請が働き、とりわけ情報の非対称性などから、個別に情報提供を求める者に対しては当該要請が特に強く働くと考えられる。加えて、いわゆる周知徹底義務はその内容が著しく曖昧であり法的義務であるということが困難であるのに対して、説明義務(個別的な情報提供義務)は周知徹底義務と比較して、その内容を特定しやすいといえる。

以上のことからすれば、社会保障給付について条理上説明義務が公務員に生じる場合があり得ると解るべきであり、本判決が説明義務を認めめた点は原則として妥当であるといえる。

## (2) 本件不作為の違法性・故意過失・因果関係

条理上説明義務が公務員に生じる場合があり得るとしても、公務員による説明の不作為すべてが違法となるわけではない。また、本件不作為に対する国家賠償法上の損害賠償請求が肯定されるためは、違法性のほかに故意過失、因果関係が認められなければならない。そこで、本件不作為に関する①違法性、②故意過失、③因果関係について検討する。

まず①違法性についてであるが、一般に児童扶養手当の受給要件等を説明することは、担当職員にとって時間的労務的に過大な負担であるとはいはず(低負担性)、また児童扶養手当法に精通していない者が担当職員に受給要件等の説明を求めたにもかかわらず当該事項を説明しないことは、児童扶養手当受給権を侵害する危険性が高い(受給権の侵害性)。よって、本件不作為は説明義務に違反する違法なものであると解される。この点、本判決は同様の判断を示しており妥当である。

次に②故意過失についてであるが、受給要件等を説明する義務との関係において、一般に社会保障給付を担当する所管行政庁職員は、相談者の説明内容を的確に把握して、支給可能性のある給付が何であるかを常に念頭において相談にあたる注意義務を負うと解される。

本件では、Aらが市職員及び県職員に対して、戸籍上婚姻関係にあることを明示せずに「母親が別れていなくなった」とだけ述べていること、また「父親が腎臓病で生きるか死ぬかの状態」であり、「Aが引きとて面倒を見ることになった」と述べていることからすれば、児童扶養手当を受給できる可能性があると市職員及び県職員は認識すべきであったといえる。よって、本件不作為につき過失を認めることができる。この点について本判決は過失を否定しており(II判旨の6), 疑問である。

最後に③因果関係についてであるが、申請主義かつ非遡及主義に基づく社会保障給付に関する説

明の不作為が国家賠償法上問題となる場合、受給権の侵害を取消訴訟によって回復する方途が未申請ゆえに閉ざされていることを考えれば、相談者が説明されるべき内容を知っていた場合や、説明を受けても申請に至らないと考えられる特段の事情のある場合等を除いて、受給要件を満たしている限り、原則として説明の不作為と損害との因果関係を肯定すべきであるといえる。

本件の場合、X1が受給要件等の内容を知っていた事実ではなく、またX1はDを養育していること及びBCが別れたことを認識しているのであるから説明を受ければ認定請求をしたと考えられ、さらに後述するように児童扶養手当の受給要件も充足しているので因果関係が認められる。この点について本判決は、仮に認定請求をしても棄却される蓋然性が極めて高いとして因果関係を否定しており(II判旨の6)、疑問である。

### (3) 回答の違法性・故意過失・因果関係

本判決は、市職員及び県職員が①「父方の親戚が子供を預かっている場合には出ない」との回答、及び②「父方の親戚の養育には受給資格がない」との回答(以下、①②をまとめて「本件回答」という。)をしたと認定しているにもかかわらず、本件回答(作為)に関する違法性等に言及していないので、この点について若干の検討を加える。

公務員が情報提供を行うときは、情報提供が法律上義務づけられている場合はもちろん、そうでない場合であっても法令の解釈を誤ってはならないという行為規範の遵守が義務づけられ、法令の解釈を誤った場合は違法であると解される〔宇賀1997, p.148〕。法令の解釈が不明確なときは断言する必要はなく、また回答を留保することもできるのであるから、このような場合に誤謬のある情報提供を断定的に行う場合は違法であると解し得る。

本件では、児童扶養手当の受給主体とされる「養育者」に父方の親戚が含まれることは法解釈上明らかであるので、前述した判断基準にしたがえば本件回答は法令の解釈を誤った違法な行為といえる。

また、故意過失については、「養育者」に父方の親戚が含まれることは法解釈上明らかであり、このこ

とを市職員及び県職員は認識すべきであったといえるので、本件回答につき過失を認めることができる。

さらに、因果関係については、申請主義かつ非遡及主義に基づく社会保障給付に関して説明行為が国家賠償法上問題となる場合は、不作為の場合と同様に一定の場合を除いて、受給要件を満たしている限り、原則として因果関係を肯定すべきであるといえる。本件では、X1らが当該誤謬を認識していた事実ではなく、本件回答と損害との間に因果関係が認められる。

以上検討したように、本判決が本件回答を事実として認定するのであれば、本件回答に関する違法性・故意過失・因果関係を肯定すべきであり、この点に関して疑問が残る。

### 3 遺棄について

本件では、Dの父Bは昭和56年ころから飲酒が原因で手や身体が震えるようになり、肝硬変、糖尿病により入退院を繰り返し、生活保護を受給していたことからすれば、Dを現実に扶養することが困難であったように思われる。一方で、BはDとたびたび面会をしていたことに加えて、金銭をDに交付していたことを考えれば現実に扶養していたといえないこともない。そこで、損害の認定とも関係して、Dが「父が引き続き1年以上遺棄している児童」に該当するのかが問題となる。

#### (1) 旧厚生省所管課担当者の解説

翁は「遺棄というのは、保護の断絶のことである」と定義したうえで、「日常生活において児童の衣食住などの面倒をみない状態が1年以上にわたって継続していれば、ここにいう遺棄に該当する」とし、「同居しているかどうかは必ずしも要件ではな」「したがって、出かせぎ、入院のように特定又は不特定期間、就労、事業、療養などのため仮に別居しているが目的達成後帰ってくることが予定されている場合には、遺棄に該当しない」としている〔翁1974, p.39〕。

また、坂本は「遺棄というのは、保護の断絶のことである」と定義し、「父が児童と同居しないで日常生活における児童の衣食住などの面倒を含め

監護義務を全く放棄している状態が1年以上にわたって継続していれば、ここにいう遺棄に該当」し、「したがって、出かせぎ、入院のように特定又は不特定期間、就労、事業、療養などのため仮に別居しているが目的達成後帰ってくることが予定されている場合には、遺棄に該当しない」としている〔坂本1987, p.40〕。

この2つの解説は、遺棄とは保護の断絶を意味すると定義し、別居していても遺棄に該当しない場合があるとする点において共通する。

#### (2) 通知

昭和55年6月20日児企第25号(以下、「25号通知」という。)は、遺棄について「父が児童を遺棄している場合とは、父が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいう」と定義したうえで、遺棄の認定基準を示している。

この25号通知の特徴として、①翁と坂本が遺棄を保護の断絶であるとするのに対して、この通知は監護義務をまったく放棄していることと定義していること、②同居している場合は遺棄に該当しないとしていること、③遺棄に関する判断を総合的に行うとしていることがあげられる。

#### (3) 地裁判決

遺棄について本件地裁判決(神戸地判平成15年12月24日判例集未搭載)は、基本的に25号通知にしたがったうえで、「金銭の交付は、金額的にみてDの生活費を一部にしろ賄うものであったとは到底認められないし、電話連絡、面会についても、その頻度、態様等に照らして親権者の子に対する監護義務の履行とみることができるかははなはだ疑問というべきであって、これらをもって厚生省通知にいう監護とは到底認めることはできない」としてDは遺棄された児童に該当するとの判断を示した。

#### (4) 考察

以上の検討をもとに考察を行うと、「父が引き続き1年以上遺棄している児童」とは、法1条の目的規定からすれば世帯の生計維持者としての父による現実の扶養を期待することができない児童、すなわち、父の監護意思及び監護事実が客観的に認められない児童をさすものと解される。

一般に監護意思とは25号通知もいうように、金銭面、精神面等から児童の生活について種々配慮する意思を指し、また監護意思の放棄とは、児童の生活に配慮する意思がないことをいう。この点、監護意思の放棄を認定するための要件としては、児童の生活に配慮する意思がないことだけで十分であり、生活に配慮する意思がないことを超えて児童を忌避し嫌うことまでが必要とされるわけではないことに注意しなければならない。

本件の場合、訪問を行ったのはB(父)ではなくD(児童)であるが、一般に、別居している児童の生活に父が配慮し気遣うのであれば、父の方から電話をし、または訪問等をして児童の生活について尋ねるのが自然である。またBがDの面会を忌避しなかったことを、Dの生活に配慮する主観的意思の表れとみることは困難であり、電話連絡、面会等の頻度に照らしても、BはDの生活に対する配慮意思を放棄していたと思われる。したがって、監護事実を認めることができないことも考え合わせると、Dは遺棄された児童に該当すると解される。

この点について本判決は、II判旨の1で示したように、Bの側でDとの面会を忌避したことは一度もなく、Bが監護の意思を放棄していたとまで認めることはできないとして、Dは遺棄された児童に該当しないと判示しており疑問である。

#### 4 離婚について

Dの母Cは昭和57年頃からDの父Bと別居して行方不明となっている。また、BCの婚姻関係については、京都市南区役所に離婚届が提出され受理されているにもかかわらず、Bの戸籍にはCが妻として記載されており、戸籍上離婚したことにはなっていない。そこで、この場合、Dは「父母が婚姻を解消した児童」に該当するといえるのかが問題となる。

たしかに地裁判決がいうように、迅速的画一的処理を重視するのであれば、戸籍・住民票上の記載に基づいて離婚の効力を判断するべきであるともいえる。しかし、民法764条が、離婚は戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その

効力を生ずるとしていることからすれば、原則として離婚届(戸籍法76条)の受理をもって婚姻が解消されたものとみるべきであり、戸籍・住民票上記載されていることは不要であると解すべきである。したがって、本件の場合、離婚届が受理されていることからすれば、Dは「父母が婚姻を解消した児童」に該当すると解される。この点について本判決は、離婚届の受理によってBCの婚姻関係が解消されたと判示しており(II判旨の2),妥当である。

### 5 口頭による認定請求について

本判決は口頭による認定請求があったとした。しかし、法施行規則1条が、児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定請求は、児童扶養手当認定請求書(様式第1号)を提出することによって行わなければならないと規定していることからすれば、原則として口頭による認定請求を認めることはできず、この点につき疑問である<sup>5)</sup>。

ただし、生活保護法施行規則2条1項が単に「書面」とするのみで、その様式まで規定していないのに対し、法施行規則1条が様式まで規定していることからすれば、申請書の様式を指定する前提として当然に児童扶養手当認定請求書交付請求権が、認定請求をしようとする者に対して認められていると解すべきであり、児童扶養手当認定請求書の交付請求を市職員が拒否した行為は違法と解される。

### 6 おわりに

以上検討したように、本判決の結論及び一部の理由には疑問があるものの、本判決は市職員及び県職員の説明義務(個別的な情報提供義務)を高等裁判所で初めて認めた点において注目に値する[小久保2005, p.21]。この説明義務(II判旨の4)は、本判決が「社会保障給付」という用語を用いて当該義務を導き出していることなどからすれば、児童扶養手当法のみならず、社会保障法一般をその射程とすると考えられる。その意味で、本判決は社会保障法、とりわけ情報提供に関する社会保障給付受給者の利益保護において画期的な意味を持つ判決といえる。

この情報提供における利益保護に関しては、インフォームド・コンセントが医療分野に浸透して患者の利益を保護する役割を果たしているが、この保護を医療だけにとどめるのではなく、社会保障法においても個別的な情報提供の重要性を認識し、受給者のインフォームド・ディシジョン(十分な情報に基づく選択)を尊重して受給者の利益保護を図るべきではないのか。本判決は、社会保障法学に対してこのような問いかけを行うものとしてとらえることができる。

### 注

- 1) 行政指導(説明行為)について作為の違法性が争われた判例として、①風致地区にガソリンスタンドの建設を考えていた原告が、京都市計画局風致課長に面接して相談し、従来のガソリンスタンド形式では建設が許可されないと行政指導(情報提供)を受け建設を断念したところ、その後、他社が従来形式のガソリンスタンドを市の許可を受けて建設し開業するにいたったため、当該行政指導に誤謬があるなどとして損害賠償を求めたもの(京都地判昭和47年7月14日判時691号57頁)、②大阪通商産業局長から試掘権の設定許可を受けたものの、碎石予定場所が保安林にあたっているために採掘許可が得られなかった原告が、試掘権の許可前に大阪通産局から行政指導を受けた際、当該地区が保有林に指定されている旨を説明されなかつとして損害賠償を求めたもの(大津地判昭和53年3月20日訟月24巻7号1385頁)がある。
- 2) その他、大阪府高槻市の職員の説明不足が原因で寡婦年金の受給資格を喪失したとして市内在住の原告が損害賠償を求めた事案において、高槻市職員の説明義務違反を認めたもの(大阪地判平成12年5月10日判例集未搭載)があるという[赤井2003, p.38]。社会保障給付の説明義務が争点となった判例は少ない。
- 3) 学説は、この作為義務をどのように導き出すかということで対立する。
- 4) ただし、その法的根拠は明らかにされていない。
- 5) 法施行規則25条は、口頭による認定請求が認められる例外について規定するが、本件はその例外に該当しない。

### 本判決の評釈

小久保哲郎(2005)「児童扶養手当の請求・相談に対する行政窓口職員の教示義務違反を認めた画期的判決」『賃金と社会保障』1403号21-27頁。

## 参考文献

- 赤井朱美(2003)「居宅保護を求めた要保護者に対する収容保護決定の取消請求」『賃金と社会保障』1358号32-42頁。
- 宇賀克也(1994)「高知古ビニール事件」『別冊ジュリスト』30卷1号62-63頁。
- (1997)『国家補償法』有斐閣。
- 翁久次郎(1974)『児童扶養手当法 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の解釈と運用』中央法規出版。
- 金田一郎(1980)『児童扶養手当法 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の解釈と運用』中央法規出版。
- 吳柏憲(2005)「国家賠償における不作為の不法行為責任」『成蹊大学法学政治学研究』31号27-53頁。
- 古崎慶長(1971)『国家賠償法』有斐閣。
- (1997)『国家賠償法の理論』有斐閣。

- 坂本龍彦(1987)『児童扶養手当法 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の解釈と運用』中央法規出版。
- 塙崎勤(1992)「警察権限の不行使」村重慶一編『裁判実務大系 第18巻』青木書店, 371-438頁。
- 下山瑛二(1978)「食品・薬品公害と国の責任」『法律時報』50卷5号8-17頁。
- 白井皓喜(1978)「国の不作為と国家賠償責任」『自治研究』54卷9号27-42頁。
- 都築弘(1992)「規制権限の不行使」村重慶一編『裁判実務大系 第18巻』青木書店, 439-452頁。
- 西埜章(1985)「行政の不作為と国家賠償責任」『法政理論』18卷3号1-45頁。
- 宮田三郎(2000)『国家責任法』信山社。
- 村重慶一(1970)「国家賠償訴訟」『実務民事訴訟講座10』日本評論社, 303-340頁。

(おおはら・としお 関東学院大学准教授)

## 書評

鈴木勉・植田章 編著  
**『現代障害者福祉論』**  
 (高蔭出版, 2006年)

勝又幸子

### I

「本書は、佛教大学通信教育部のテキストとして開発されたものである。」と編者があとがきで記しているように、社会福祉を勉強する学生を対象に執筆されている。同大学のホームページによると、平成18年に大学院(修士課程)社会学研究科社会福祉学専攻を、社会福祉学研究科社会福祉学専攻に改組、とある。本書を通読した感想は、読者対象とした学生が、学部で社会福祉の基礎を履修した大学院生か、実践で社会福祉に携わってきた社会人ではないか、だった。そう思ったのは後述する本書の内容が、理論からケーススタディまでと大変広い範囲にわたっているからである。筆者は、社会保障論の視点から障害者の所得保障の研究を始めてまだ3年目であり、この分野では新参者であることを自覚している。したがって、日本の障害者福祉研究を熟知しているわけではなく、本書に収載された論文の内容にまで評論を加える能力は無い。むしろ、社会福祉研究者ではない者のひとりとして、障害者福祉を学ぶ良い機会を得たと喜んで書評をお引き受けした。社会福祉研究者のみなさんとは違った視点で本書をご紹介できるのではないかと考えている。

### II

本書は以下のように、3部に分かれており、全体で10章の構成になっている。

#### I 障害者福祉の基礎

第1章 現代社会と障害者福祉

第2章 障害者福祉の史的展開

第3章 障害者福祉理念の発展

第4章 障害の概念と障害者の法的定義の問題点

第5章 障害者福祉の法とサービス体系

#### II 障害者問題の展開と福祉課題

第6章 障害者生活の現状と課題

第7章 障害者・家族の生活問題

III 障害者福祉実践の意義と課題

第8章 障害者の運動と事業

第9章 障害者に対する相談援助活動

第10章 障害者福祉実践と生活支援労働の専門性

第I部は、福祉に関する一般論ではなく、「障害者福祉」の基礎を学習するために執筆されている。第1章では社会と障害者の関係を、資本主義社会が成立した後を中心に論じている。日本における障害者問題と福祉の出発点について言及し、障害者福祉の意義を説いている。外国の思想家に強い影響を受けた日本人の実践者の紹介は、この分野のパイオニアたちが自発的な使命感と社会への期待をその原動力として障害者福祉に取り組んできた事実を伝えている。第2章では、福祉史として障害者に限定せず生活困窮者全体の福祉がどのような価値観と社会的背景から整備発展してきたかをまとめている。近代以降は日本における福祉事業と実践を戦前と戦後、そして国際障害者年以降の世界と日本の動きとして紹介している。第3章は、国際的動向を「ノーマライゼーション」をキーワードに現代の思想家として経済学者のロールズやセンなどの理論を紹介し、日本において障害者福祉の代名詞となっている「更正=リハビリテーション」に歴史的な視点から批判的な解説をおこなっている。第4章では、障害の定義について、国際生活機能分類(ICF)をその前段階の国際障害分類(ICIDH)から丁寧に図を使って説明している。第2節の障害者の構造的理解の意義と必要性においては、ケアマネジメントにおけるICFの実践利用も記述された。その上で、障害者福祉の制度面を規定する法的定義の問題点を、法律ごとに例えば障害者基本法・障害者自立支援法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神障害者福祉法・発達障害者支援法、と解説して

いる。第5章では、前の章で定義問題を指摘された各関係法を含む、日本の障害者福祉と制度を形づくってきた戦後の福祉法の変遷について解説している。本章の後半では、最近の法律として障害者基本法と障害者自立支援法について詳しい解説がされている。

第II部は、現実社会における障害者のおかれた状況を、いくつかの代表的な事例を引いて解説し、そこにある課題を述べている。第I部で障害者福祉の基礎理論と歴史や法律体系の学習をした者に、現在の日本社会において障害者の置かれた現実をいくつかの代表的な事例を中心とし解説している。第6章の1節では所得保障と人間発達として、学生無年金障害者問題を紹介しながら、ナショナルミニマムの定義について、生活保護制度の基準などを例に問題提起をしている。2節では、障害者と就労について意義と課題をまとめている。施行後間もない障害者自立支援法においても重要視されている障害者の就労支援についても言及している。3節では重症心身障害者(児)の医療、4節では特別支援教育について、発達障害の教育的配慮について、5節では権利擁護の重要性を虐待への対応や成年後見人制度の利用などより解説している。第7章では、障害者の家族の福祉課題について、障害者の介助者としての家族と、障害者自身の加齢に伴うケアの問題を取り上げている。その実態と課題を踏まえて、障害者の地域生活支援の重要性にも言及している。

第III部は、「実践」を中心としたまとめ方になっている。第8章1節では、日本における障害者運動の展開と課題、そして、福祉従業者や家族および支援者の運動をいくつかの代表的な訴訟を紹介しながら解説している。また、国際障害者年以降の「当事者運動」についても、さまざまな団体の設立を紹介し、当事者運動の実際をいくつかの自治体との団体交渉の記録など具体的な例をしめして紹介している。2節では、障害者福祉の事業組織として小規模作業所や介助サービスの供給主体としてのNPOなどの実際と課題についても言及している。第9章では、相談援助活動に焦点を絞った実践について述べられている。ケースワークの実践やケアマネジメントの重要性などの課題が述べられている。3節では、社会福祉専門職の役割について、制度の変化に対応した福祉専門職の役割の変化とあるべき姿について述べられている。第10章では、生活施設における実践に焦点を絞った課題と検討がまとめられている。「生活支援労働」という、障害者の成長に対する、専門職

員の役割について、実践記録をもとに具体的な課題を明らかにしている。

### III

はじめにお断りしたように、障害者福祉研究の新参者の筆者に、障害福祉を専門に研究されてきた研究者の執筆による各章の内容にまで評論を加える能力は無い。そこで、感想の域を出ないかもしれないが、読者としての考えをまとめてみたい。

社会福祉の中でも障害者福祉に関心を持つ人はそれほど多いとは思わない。身近に障害をもつ人が居ない(見えない)大多数の一般の人々にとって、障害者福祉の問題は特殊な状況にある人の問題と思える。しかし、障害者福祉に関心をもつたり、研究をしたりする人の間では、身近に障害者が居るし見える。おそらくそれゆえだと思うが、理論と実践は、重なり合い、とても近いところにあるのかもしれない。しかし、障害者を身近に感じることができない人にとっては、専門的具体的な事例が示されることで逆に、未知なる宇宙にはじき出されたような疎外感を感じることになる。本書のいくつかの章で、筆者はそのような疎外感を感じた。

例えば、第III部における専門職のケアマネージメントや相談事業などである。しかし、本書が大学院修士コースで障害者福祉を研究する学生や実践を経験している福祉職員などの社会人を対象にした教科書として作られていることを前提にすれば、私などが疎外感をもつことは当然であるし、問題にもならないと思う。だが、もし「現代障害者福祉論」というタイトルに惹きつけられて、一般の人がこの本を手にとったとしたら、最後まで読みとおす気力を持つのは難しいよう思う。理論や歴史などの記述の中に突如入ってくる事例や専門職にしかわからない例示の表などに出会うと、思考回路を突然遮断されてしまう。まったく具体例を載せない方がよいと言っているのではなく、必要最小限の平易な表現で、それも本文の終わった章末などに載せることが、読者が各章を最後まで読み通すためにはよいといいたいのである。例えば、第8章1節：日本における障害者運動の展開と課題、では障害当事者の運動について言及し、支援費導入から福祉事業としての位置づけが明確になった小規模作業所など、NPO活動など関係する市民運動との関係がわかり、とても興味深いのだ。住民運動とNPOの連携、当事者とNPOの関連など、どのように障害者運動が実際に動いているのかを知る情報とな

りえる。しかし、その説明の途中に資料として大阪府交渉の記録が2ページ以上にわたって囲みで入っている(p.230)。このような資料は、教科書の中に入れるべきものではなく、講義では手持ち配布資料で足りるものである。具体的な交渉記録を出した方が読者の理解を促進すると考えたのかもしれないが、この場では逆効果である。むしろ、行政と当事者団体やNPOがどのような関係から、地域障害者プランを作成したのかを特定の自治体の例で示し、その結果どのくらいの予算が獲得でき、それがどのように役立ったのかを短くまとめてあったほうが障害者福祉と地域運動の関係についてイメージがわきやすい。

第I部 障害者福祉の基礎の各章は、比較的わかりやすかったと思う。もし社会福祉論のなかで障害者福祉について言及されていたら、このように詳しいものにはならなかっただろう。その意味で、「障害者」に焦点を絞ったことは成功であったと思う。一方で、一般の読者の立場からすると、健常者を含む全体の中の障害者の位置が見えにくくなつたという感想をもつた。第4章でICFなど国際的な定義が紹介されたが、日本における人口にしめる障害者の割合、時代と制度の変遷によりどのようにその数は変化してきたのかなどの数値をもちいた情報があつたら、一般の人にはもっと全体のなかの障害者のイメージがわきやすかったと思う。また、国際比較などの客観的なデータがあればなおさらよかったかも知れない。しかし、実は、障害者福祉に関してはそのような客観データが不足しているというのが問題で、だから本書でもそのような章がなかったのだと好意的に理解はできる<sup>1)</sup>。

第II部 障害者問題の展開と福祉課題、については、事例として所得保障について学生無年金者と生活保護についての記述にとどまつたことで、全体像が見えにくくなつたように感じた。障害者の所得保障は現行制度としては、公的年金・労働災害補償・社会手当(障害者手当・特別児童扶養手当等)・生活保護の4つがある。就労年数が長く、従前所得が高額であった被用者は、老齢年金よりも恵まれた給付を得ていて、その上、税制上の優遇措置もある。そのように、障害者間でも所得保障水準は大きく異なる。無年金者の問題は、むしろ障害者間の格差の問題としてとらえるべきだったかもしれない。第2章で障害者の家族について記述していることは、家族介護や扶養の問題が自立との関係が重要である障害者生活の特徴を知る上で重要なだ。しかし、ここでも、障

害者がどこでどのような暮らしをしているのか、施設収容人数や割合、在宅の状況、厳しい就労や雇用の現状など、全体像がしめされることが無かった。人口の高齢化が進んでいる知的障害者の実態などについては触れていたが、介助する家族自体も高齢化し、子どもの障害年金が主な収入とならざるを得ない低所得世帯がめずらしくない現状も、おそらく現場にいる職員には周知の事実である。しかし、データとして障害者の居る世帯の生活実態が無いことも事実であり、無いもの出すべきという筆者の主張も無理な話である<sup>2)</sup>。

#### IV

編者によるまえがきによると、本書は「概説というよりは障害者福祉領域の今日的な課題を提示することを意識して編集しました。」とある。いくつかの章で、平成17年に法律が成立して18年4月より施行された「障害者自立支援法」についての記述がある。しかし、本書の出版時期との関係で、具体的な問題点や実態については記述ができていない。これについても、執筆者や編者の責によるものではないが、これから障害者福祉を考える上で、障害者自立支援法の影響はよくも悪くも重要なメルクマールとなるはずであるので、改訂版ではぜひ、その影響と問題点をまとめていただきたい。また、障害者の自立支援が就労支援と同義語のように議論されがちな現状を考えるときに、生存権と最低生活水準というまさに、編者が主張した「人権保障の立場」を明確にした上で議論をさらに発展させていただきたいと切に望むところである。

繰り返しになるが、一般的の読者としては、障害者が全体でどのような位置にあり、自分とどんなかかわりがあるかということから、おそらく一番関心を喚起されるのだと思う。そのためには、データの制約はあるものの、全人口における障害者の現状や全世界における日本の障害者の概況を知ることが、大いに助けとなるだろう。特に、人口の少子高齢化にあって、障害者の年齢構成についても、ほかの制度(児童においては教育制度、成人においては就労制度、老人においては公的年金制度)との関係をしっかりとらえておく必要がある。日本のデータが国際機関の報告書に入らないのは、基礎となるデータが無いだけではなく、国内的に人々の障害者に関する関心が低く、国際比較にまで関心がまわらないからだともいえる。もし人々の関心が高ければ政府も厚生労働省もデータを出さずにはおかないと想む。本

書が専門家教育の教科書として有効に活用されるのはもちろんのことだが、できれば障害者福祉とは関係がないと思っている一般の人の関心を喚起する助けとなることを願っている。

#### 注

- 1) 同志社大学大学院埋橋ゼミによる「障害者雇用・福祉政策をめぐる国際的動向と日本の位置・課題」(2006)では、OECDの最近の研究報告書などを使って、日本の障害者数や就労率を国際比較しようと試みている。そこでは、日本における障害者データの不備が具体的に指摘されている。
- 2) 筆者は障害者の生活実態を知ることのできるデータの不足を指摘し、平成17年から18年にかけて障害者生活実態調査を2自治体で実施した。どのような障害をもつ人がどのような世帯にくらし、その経済状況はどうなのかという、障害者を中心とした世帯状況をしきことのできる公的資料は残念ながら無い。

#### 参考文献

勝又幸子主任研究者(2006)障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究 平成17年度総括

研究報告書。

(注)上記報告書の全文PDF圧縮ファイル(ZIP)が次のURLより入手可能です。

<http://www.ipss.go.jp/pr-ad/j/nenpo/17kakou sei.html>

——(2007)障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究 平成18年度総括研究報告書。

(注)上記報告書の全文PDF圧縮ファイル(ZIP)が次のURLより入手可能です。

<http://www.ipss.go.jp/pr-ad/j/nenpo/18kousei.html>

同志社尾大学大学院埋橋ゼミ,(2006年12月)「障害者雇用・福祉政策をめぐる国際的動向と日本の位置・課題」,国際経済労働研究 通巻965号,7-14。

Council of Europe (2005) Assessing Disability in Europe –Similarities and Differences, Integration of people with disabilities.

OECD (2003) Transforming Disability into Ability.  
(和訳版:岡部史信訳,2004年,図表でみる世界の障害者政策,明石書店。)

(かつまた・ゆきこ 国立社会保障・  
人口問題研究所情報分析部長)

## 書評

橋木俊詔・浦川邦夫著  
『日本の貧困研究』  
(東京大学出版会, 2006年)

太田 清

### I 本書の内容と学術的意義

「格差社会」の問題がクローズアップされ、政治問題ともなっている。「ワーキングプア」ということばを多くの人が知るようになった。本書はこの問題の第一人者である経済学者と若手研究者によるものである。「格差」についてはさまざまな本が出版されたが、情緒的、感覚的とも言える議論に終始している本も多い。そうした中、緻密な実証分析を基礎とした書として、本書の意義は大きいものがある。本書は丹念な実証分析の部分が中心であるが、特徴としてあげられるのは、その実証分析が明確な政策提言につながっていることである。そのことは、研究の書としてめざされるべき当たり前のことかもしれないが、実際には必ずしも容易ではない。その容易でないことが、生活保護、公的年金、最低賃金など、広範な問題にわたって実現されている。

本書の内容は次のとおりである。第1章「日本の貧困の歴史」では、日本におけるこれまでの貧困研究の動向を知ることができる。第2章「先進国の貧困」は、米国、英国、北欧を中心に、貧困の現状、研究動向、政策を紹介している。

第3章以降で「所得再分配調査」の個票データなどを用いた実証研究部分が続く。第3章「日本の貧困－1990年代以降の変化」は、さまざまな尺度を用いて貧困を計測している。第4章「生活保護制度の貧困削減効果－公的年金制度との比較」は、生活保護基準でみた貧困率を測定している。貧困要因のプロビット分析は新しい研究である。また、生活保護制度、公的年金制度の貧困削減効果を測定し、欧米との比較がなされている。第5章「『貧困との戦い』における最低賃金の役割」は、最低賃金未満の人はどのような人か、最低賃金は雇用量を削減するのかなどの分析を行っている。ワーキ

ングプア問題が関心を集めている中、重要な研究である。こうした研究が政府の最低賃金制度見直しにもつながっていったのだろう。

第6章「人々は貧困をどのように捉えているのか－所得分配の価値判断に関する実証分析」は、アンケート調査を用い、人々の実際の意識が、所得分配の公正に関するさまざまな分配原理のうちどの原理に近いのかなどを分析している。最も恵まれない人の利益を最大にするような分配が望ましいとするロールズ型の倫理基準に対する支持が強いことなどが見出されている。格差問題のオピニオン・リーダーである著者の1人(橋木)が、政策的には、格差の中でも下層にいる人に特に注目すべきであると普段発言されていることも符合していて興味深い。嫉妬の感情の分析も面白い。

第7章「所得格差の拡大と貧困」は、全般的な所得格差について、貧困とのかかわりを含めて分析している。1990年代の所得格差の拡大、貧困率の高まりと景気動向の関係などである。また、税・社会保障制度の格差は正効果(所得再分配政策の効果)も分析されている。

第8章「社会的排除とベーシック・インカム構想」では、「貧困」という金銭的概念を抜けた「相対的剥奪」、「社会的排除」の概念が紹介されている。また、普遍的な最低所得保障政策である「ベーシック・インカム」(基礎的所得)が「社会保険」や「社会扶助」との比較を含めて紹介されている。第9章「生活の質と貧困－相対的剥奪が生活満足度に与える影響の実証分析」は、前章の「相対的剥奪」、「社会的排除」についての考察をふまえた実証分析である。住環境、社会関係の質的な貧困が家計の生活満足度、階層意識に与える影響を分析し、より広義の貧困について論じている。第10章「岐路に立つ日本社会－変容の中で貧困問題にどう取り組むか」は、本書のまとめである。

## II いくつかの論点

昨年7月、経済協力開発機構(OECD)が出した「対日経済審査報告2006」は衝撃的なものであった。日本は所得分配に関して不平等な国で、労働年齢層の貧困率は先進国の中では米国に次いで高いというものである。この報告の2カ月後に、日本の貧困を包括的に分析した本書が出された。ここでは、OECDの指摘をも踏まえながら、いくつかの論点をとりあげたい。

### (1) 「所得再分配調査」の信頼性—日本は本当に不平等な国か

日本はOECDが指摘するように不平等な国なのか。OECDの報告については、日本のデータとして使っている「国民生活基礎調査」(厚生労働省)にはバイアスがあるのではないか、したがって、国際比較上も日本が不平等にみえすぎているのではないかという疑問も持たれているように思われる。本書が使っている「所得再分配調査」は、「国民生活基礎調査」と同様に厚生労働省によるもので、格差の大きさや貧困率の高さは、「国民生活基礎調査」と同じか、わずかに上回る。「国民生活基礎調査」が日本の格差、貧困を過大にみせているなら、「所得再分配調査」も同様であるということになる。

しかし、実は、「就業構造基本調査」、「住宅・土地統計調査」(ともに総務省)も「国民生活基礎調査」、「所得再分配調査」とほぼ同じような貧困率、ジニ係数を示すのである。ちなみに、調査対象となったサンプル数は、「就調」が40万世帯、「住調」が400万世帯である〔太田2006a, pp.14-17〕。その限りでは、本書で示している日本の貧困率は実態より過大であるとは言えない。

### (2) 「相対的貧困率」

OECDが日本は高いとした貧困率は、「相対的貧困率」である。本書でも「絶対的貧困」と「相対的貧困」のうち、特に分析に重点がおかされているのは、「相対的貧困」で、平均的な人と比較した上の貧困である。政策的な問題としても、衣・食・住に困るほどの所得しかないという「絶対的貧困」が少ないのであればそれでよいではないかという見方を本書は採っていない。興味深いことに、第6章でとり上げているアンケート調査では、相対的貧困回避型の倫理基準に対する支持が、絶対的貧困回避型のそれを上回っている。

### (3) 生活保護制度の貧困削減効果

日本で「相対的貧困率」が高い理由の一つとしてOECDがあげているのは、政府から家計、個人への給付である「社会支出」(Social Expenditure)が少ないと、特に生活保護などの低所得者への移転が少ないとある。この点、本書の第4章では、生活保護制度の貧困削減効果が分析されている。(a) 貧困層の貧困量の減少をどれだけ効率的に行っているかという「水平的効率性」、(b) 政府からの移転のうちどれだけが、移転を真に必要とする人に行われているかという「貧困削減の効率性」、(c) 貧困層への過剰移転額である「漏出効果」が測られ、外国の既存研究を基に国際比較がなされている。本書はOECDの指摘した日本の問題点を、より具体的、緻密に分析している。

### (4) 年金受給の問題—人はどれほど将来のことを考えるのか

#### ①公的年金の貧困削減効果

本書第4章では、上記(3)の生活保護と同様に、公的年金制度の貧困防止効果を測定している。年金給付により貧困が大幅に減じているとの分析である。しかし、「年金給付がなければ貧困であるが、年金によって貧困から脱している」とするには、すぐわいい人も多いのではないか。例えば、現役時代にサラリーマンであって厚生年金を受給している人であり、年金受給前の所得はほとんどゼロであるが(わずかな財産所得のみであるが)、少なくない年金を受給しているような人である。立派な持家に住んでいる人もいるだろう。そのような人々は当然の権利として年金を受給していることもあり、年金がなければ貧困に陥っていたとするのは何か奇異な感じがある。しかも、本当に年金がなければ(あるいはもっと少なければ)、人々のそれまでの貯蓄行動、就業行動や私的年金選択なども違ったものとなり、引退後の金融資産や財産所得は違ったものになっていた可能性がある。公的年金がなくても(少なくとも)貧困者になっていたかった人は少なくないであろう。

#### ②社会保険料の逆進性

第7章で、税・社会保障の再分配効果が論じられている。そこでは、社会保険料については、「拠出側(すなわち社会保険料)は、例えば国民年金保険料は定額制であるなど、逆進性を持った制度」であるとされている。確かにそうである。しかし、これは将来の反対給付(年金の受給)を考慮に入れない場合である。将来をも考

え、生涯所得で考えた場合、国民年金では、皆、定額の保険料を払い、定額の受給をするので、その限りでは所得分配には中立に近い。そういう面もあることを留保する記述があつてもよかつたのではないか。

### ③人々は将来をどれだけ割り引くのか

以上の2つの問題は、いずれも人々が将来をどれほど割り引いて行動するかということにかかわる。将来の年金受給をどこまで視野にいれるか、生涯所得をどこまで考えるかという問題である。本書は、人々は将来を完全に割り引いているという扱いであるとも言える。本書のように貧困が研究テーマである場合、もともと低所得の人たちは、そんなに将来のことを考慮になど入れる余裕はない、すなわち割引率は極めて大きいという見方もあり得よう。しかし、実際にここでの分析はそうではない人にまで及んでいるように思われる。このことは真の「弱者」は誰かという問題ともかかわる。

## (5) 税の再分配効果

### ①税の再分配効果と貧困率

本書では、税と貧困の関係は深くは取り上げられていない。しかし、税は本書が取り上げている「相対的貧困」に深くかかわっている。「相対的貧困率」とは、所得中央値に対して、例えばその半分の所得に満たない人の割合である。そうすると、所得が中央値付近の人の税率と貧困層の税率がどれほど違うかが、税引き後所得での相対的貧困率に影響する。両者の税率の差が大きいほど相対的貧困率は低くなる。税引き後所得での差が縮まるからである。日本が先進国の中で相対的貧困率が高い理由の一つはこの両者の税率の差が小さいことである。日本は中央値付近に位置する人の税率が低く、低所得層との所得差が税によってはあまり縮まらないからである[太田 2006b, pp.8, 21-25]。簡単に言えば、日本は中間層の税負担が少ないので相対的貧困率が高いのである。この点は、再分配政策をどうするかを考える上で踏まえるべきことであろう。

### ②過小になっている税の再分配効果

税の再分配効果が第7章でとりあげられている。そこでは、「所得再分配調査」の「当初所得」のジニ係数と「当初所得」から税を引いたもののジニ係数を比較し、両者の差を税の再分配効果であるとしている。実は「所得再分配調査」の「当初所得」は、公的年金の受給分を含んでいない。しかし、実際には受給公的年金も課税対象である。そうすると、当初所得ゼロの人が税を払うという姿になり得る。公的年金以外に所得がないが、その年金から税を払っているというケースである。このように、所得の低い(ない)人も税を払うという逆進的なことにもなるので、「当初所得」から税の再分配効果を求めるとき、それは過小に測定されてしまう。

実はこの問題は、「所得再分配調査」の公表値がもともとそうしているのだ。政府の報告(例えば白書)など各方面でそのまま使われている。前述のOECDの報告でも使われている。その点、本書は個票で分析しているのだから、公表値をそのまま使わずに、課税対象となる所得を基に税の再分配効果を求めるなど、適切な扱いをして欲しかったと思う。

以上、異論も述べたが、評者にとって本書は大変参考となり、刺激となった。この方面的研究者はもちろんのこと、格差、貧困を考えたい人、さらには日本社会のありかた、その将来を考えている人に読んで欲しい本である。

## 引用文献

太田 清(2006a)「日本の所得格差—OECDの「対日経済審査報告」が示すもの」日本総合研究所 Business & Economic Review Vol16 No.10 2006年10月号。

———(2006b)「日本の所得再分配—国際比較でみたその特徴」内閣府 ESRI Discussion Paper No.171。

(おおた・きよし 日本総合研究所主席研究員)

**編集後記**

今回の特集では、社会的排除を取り上げました。社会的排除・包摶といった問題については、ヨーロッパなどでは広く研究され、計量的な分析も進められていますが、日本ではそれほど研究が進んでいないといった状況があります。そこで今回の特集においては、日本における社会的排除について計測し、実態を明らかにすることを試みました。この特集をきっかけにして、今後日本でも社会的排除に関する研究や、政策に対する議論がさらに発展していくことを期待しております。

(I.S.)

**編集委員長**

京極高宣（国立社会保障・人口問題研究所長）

**編集委員**

岩村正彦（東京大学教授）

岩本康志（東京大学教授）

遠藤久夫（学習院大学教授）

小塙隆士（神戸大学教授）

菊池馨実（早稲田大学教授）

新川敏光（京都大学教授）

永瀬伸子（お茶の水女子大学教授）

平岡公一（お茶の水女子大学教授）

高橋重郷（国立社会保障・人口問題研究所副所長）

東修司（同研究所・企画部長）

府川哲夫（同研究所・社会保障基礎理論研究部長）

金子能宏（同研究所・社会保障応用分析研究部長）

**編集幹事**

泉田信行（同研究所・社会保障応用分析研究部第1室長）

西村幸満（同研究所・社会保障応用分析研究部第2室長）

野口晴子（同研究所・社会保障基礎理論研究部第2室長）

尾澤恵（同研究所・社会保障応用分析研究部主任研究官）

酒井正（同研究所・社会保障基礎理論研究部研究員）

佐藤格（同研究所・社会保障基礎理論研究部研究員）

菊池潤（同研究所・企画部研究員）

**季刊**

社会保障研究 Vol. 43, No.1, Summer 2007 (通巻 176 号)

平成 19 年 6 月 25 日 発 行

**編 集**

国立社会保障・人口問題研究所

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号

日比谷国際ビル6階

電話 (03) 3595-2984

<http://www.ipss.go.jp>**印 刷**

株式会社アーバン・コネクションズ

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷3丁目27番11号

祐真ビル新館12階

電話 (03) 5467-4721 / FAX (03) 5467-4722

[e-mail: books@urbanconnections.jp](mailto:books@urbanconnections.jp)<http://www.urbanconnections.jp>